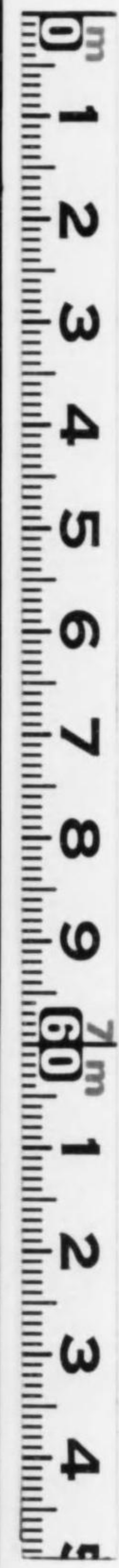


913.423-W12ㄅ



1200500757402

13423
V12



始



1875
2

913423
W12

文學博士和田英松
佐藤球合著

重修鏡詳解 全

東京明治書院



緒言

一、増鏡は、後鳥羽天皇より、後醍醐天皇まで、百五十年間の事を記せる、鎌倉時代の假字歴史なり。序文に、嵯峨の清涼寺にて、年老いたる尼の物語れるを記せるさまにつくれるは、例の寓言にて、大鏡、水鏡などと同じさまなれど、篇章を分ちて題號を掲げ、年次を逐うて事實を記せるは、榮華物語などの體にならへるにや。さてこの書、承久の御企、元弘の御恢復、および皇室兩統の起伏、西園寺家の榮華、北條氏の跋扈のさまなど、特に心を用ひて、憚る所なく、いと詳にかきあらはせる、最も味ふべし。全篇を通じて、文章の流暢にして典雅なるは、大鏡の筆つきにも、をさく、劣れりとは見えぬ。

一、この書の作者は、世に妙華寺冬良公なるよしいひ傳ふれども、公の生れし寛正五年より、八十餘年以前なる永和二年、および六十餘年以前なる應永九年の奥書を載せたる古寫本ありて、時代かなはねば、そ

の誤れるは言を俟たず、或は、後普光園院良基公の撰ならむといひ、成恩寺經嗣公の作なるべしなどいへる説もあれど、いづれもたしかなる徴あるにあらねば、いまだそれとも定め難し。されど、奥書に記せる永和二年は、この書の獲麟なる正慶二年より、四十八年の後にあれば、その間の撰なることは明かなり。

一 この書、古來傳寫せる諸本の謬あるはさるものにて、印本にさへ誤脱多く、はたま、錯簡ありて、篇目の次第につきても、いかがと思はるふし少なからず。今は、印本を基として、大澤清臣氏が、屋代弘賢氏所校の本、及び永正十八年の奥書ある谷森善臣氏所藏の古片假字本、また永和二年、應永九年の奥書ある田中教忠氏所藏の古寫本等によりて校せられたる本と、某家祕藏の古寫本とをもて、これを校訂し、かたはら史籍集覽本を參取せり。その屋代氏の校合せる本には、古活字本、永和本、塙本、眞田本、横田本、稻葉本、米山本等、その他數本を註せり。されば、交互出入せること多くして、委しく異同を擧ぐるに堪へず。故にそ

のよしと思へるを取りて文を成し、いづれも一本と記して、印本との異同を欄外に註したり。

一 この書、烟の末々、北野の雪の二篇は、永正本に載せず。殊に、北野の雪の篇の如きは、山のみぢ葉の篇と、事實の重複せるのみならず、文章はた同じき所あるをもて、谷森氏は、これを贅篇となし、別人の筆録に係るものとなせり。按ずるに、内野の雪以下、山のみぢ葉に至るまで、篇次年代と相悞はず。篇中の事實、また前後せる所あるを見れば、筆者の異同はとまれかくまれ、少くとも、その錯簡たるをまぬかれざるべし。故に、今は、事實を諸史に考證し、篇次を年代に推當して一定せり。即ち、烟の末々の末文は、もと内野の雪の篇にありしを移し、おりある雲の篇は、もと第六として、烟の末々の前なりしを、後に更めたり。これ年次の不順なるによりて、事實の錯雜を生ぜむことを恐れてなり。されど、篇中重複せる所ありといへども、一節一句も、妄に刪去せず。これ臆断を慎みてなり。又第十三今日の日かげ、第十四つげの小櫛は、もと一

篇となして、さし櫛と題せり。今割きて二篇となせるは、卷をわかつにたよりよき爲のみ。これはた臆断にあらず。はやく米山本に、かくの如くせるに従へるなり。

一、この書、かならずしも、段落によりて註解を施さざるは、釋文の長短段ごとに一定ならざるが故なり。その對話の詞、及び引用せる歌文の語などには、「」を附せり。他の文に紛れて、見易からざるが故なり。釋文中に引用せる歌文等にも、亦これを附せり。

一、この書を註釋せるもの、古來なし。世に三鏡と稱するもの、中、ひとり大鏡には、大石千引氏の短觀抄といふものあり。固より完書ならずといへども、そのはやく世にもてはやされたること知るべし。ざるをこの書のいたく人に知られざりしは、いかにぞや。こゝにおのれら、先づ年思ひ立ちて、この書を註釋し、吾が師小中村翁に閱をこひ置きたるを、こたび人の勸むるまゝに、印刷に付しつ。かつは世に質し、且は、ます鏡のさやけき光の、いとど輝きなむことを願ひてなり。されどもと

より、舊説の據るべきものなく、今案の及ばざるもの多し。殊に才短くして、おほけなきわざなれば、釋き誤れるも、考へひがめるも、はた詳略精疎、宜しきを得ざるふしも、重複遺漏、要を缺きたる所もなきにしもあらずめれば、新墾の小田の荒すき、かへすゝも、看む人正してよ。

一、この書、卷の始に、記事の要を摘みて、目錄をそへ、卷の終に、系圖・年表・索引等を附せり。

明治三十年十月

著者しるす

おのれら、この増鏡詳解をものしたるは、明治三十年なりき。爾來、我が國文學の盛になりゆくに従ひて、増鏡も亦ますく、輝き出でて、世にもてはやさるゝに至れり。ざるは、もとよりかね白き鏡の光によれるものなるは、言ふに及ばねど、かたへは、其のおぼろなりしくまゝ、をぬぐひ清めて、さやかならしめつるしわざの、聊かかひありけにおぼえてなむ、されどそのをりの註釋どもには、いかにぞやうち傾かるゝ、あたり少からざりつるが、同じき四十三年これを修め訂して、人名索引をも作り添へにき。しかるに、大正十二年九

月の震災に、その原版紙型ともに焼けうせにたれば、こたびまた印刷に付するに當り、本文をば、侯爵徳川義親氏のもてる應永の寫本を影寫せる史料編纂掛の藏本によりて、校正し、更に註釋のたらはぬところを補ひ、考説の誤れるふしをも正しつ、されど猶見もらし思ひのこしたるかどなきにしもあらざるを、そはまたのをりを待ちてとぞ。

大正十四年五月

著者 再識

重修鏡詳解目次

序文……………一

第一 おどろの下 壽永二年より
建保六年まで……………二

後鳥羽帝……………二
 安德帝鎮西に遷幸……………三
 後白河法皇皇孫御選擇……………三
 後鳥羽帝御踐祚……………三
 同御即位……………五
 同御禊大嘗會……………五
 同御書始……………六
 宜秋門院立后……………六
 後白河法皇崩御……………七
 後鳥羽帝御親政……………八
 同御讓位……………九
 水無瀬殿造營……………九
 元久詩歌合……………二〇

目次

土御門帝御即位……………三
 御禊大嘗會……………三
 後京極良經……………三
 新古今集の勅撰……………三
 勅撰集の例……………三
 千五百番歌合……………三
 宮内卿……………六
 新古今集の竟宴……………六
 二宮(順徳)御元服……………三
 順徳帝御踐祚……………三
 大嘗會……………三
 春日社行幸……………三
 百首御歌……………三
 順徳帝の御學材……………三
 一の御子(仲恭)立坊……………三
 後鳥羽院御遊……………三
 同御小弓雙六の御遊……………三
 水無瀬釣殿の御遊……………三
 清撰歌合……………三

北面藤原秀能……………四〇
 吉水僧正慈圓……………四二
 同長歌……………四四
 定家卿の長歌……………四九
 土御門院御百首歌……………五四

第二 新島もり 建保七年より
承久三年まで……………五七

平氏の起……………五七
 源氏の起……………五八
 清盛の跋扈……………六六
 頼朝政權を執る……………六九
 同上洛……………六〇
 同景時との連歌……………六〇
 同總追捕使となる……………六三
 慈圓頼朝和歌の贈答……………六三
 東大寺供養……………六三
 頼朝薨……………六三
 頼家將軍……………六三
 時政と義時……………六四

頼家出家……………六五
 同修善寺にて弒せらる……………六五
 實朝將軍……………六六
 同官位累進……………六六
 同大臣大饗……………六六
 同鶴岡八幡宮神拜……………六六
 同公曉に害せらる……………六六
 尼將軍……………六六
 藤原頼經將軍……………六六
 義時の政事……………六六
 後鳥羽院恢復の御企……………六七
 順德帝御讓位……………六七
 仲恭帝御踐祚……………六七
 伊賀判官光季を誅す……………六七
 泰時時房大兵を率ゐて西上す……………六七
 義時泰時を戒む……………六七
 官軍の動靜……………六七
 後鳥羽院日吉社御幸……………六七
 東軍京師に迫る……………六七

官軍の防備……………七六
 同收績……………七六
 後鳥羽法皇隱岐に遷幸……………七六
 同鳥羽殿に入御……………七六
 順德院佐渡に遷幸……………七六
 仲恭帝を廢し奉る……………七六
 土御門院土佐に遷幸……………七六
 後嵯峨帝降誕……………七六
 土御門院御出發……………七六
 承久亂の評論……………七六
 隱岐の院の御有様……………七六
 順德院佛道御修行……………七六
 後鳥羽法皇御述懐……………七六
 七條院の御消息……………七六
 家隆の消息……………七六
 後鳥羽法皇都への御消息……………七六

第二 ふぢ衣 貞應元年より
延應元年まで……………七六

守貞親王の御事……………七六

同女房の夢想……………七六
 後堀河帝御踐祚……………七六
 同御即位、御元服……………七六
 後高倉法皇崩御……………七六
 東二條院仲恭御母の御事……………七六
 寛喜元年……………七六
 漢壁門院入内……………七六
 三后の院號……………七六
 攝政道家の榮華……………七六
 寛喜三年……………七六
 土御門院崩御……………七六
 貞永元年……………七六
 新勅撰の奏進……………七六
 四條帝受禪……………七六
 同御著袴……………七六
 漢壁門院御惱……………七六
 同院號……………七六
 同崩御……………七六
 後堀河院御惱……………七六

仲恭帝崩御……………二〇〇
 後堀河院崩御……………二〇一
 嘉禎元年……………二〇二
 攝政教實薨去……………二〇三
 遠鳥御歌合……………二〇四
 後鳥羽法皇崩御……………二〇七

第四 三神山 仁治二年より三年まで……………二一九

後嵯峨帝の龍潛……………二一九
 四條帝御元服……………二二〇
 攝政教實の女入内……………二二〇
 石清水の神託……………二二二
 四條帝崩御……………二二三
 泰時神圖を若宮にとる……………二三五
 城介義景の上洛……………二三六
 後嵯峨帝御踐祚……………二三八
 四條院御葬送……………二三九
 泉涌寺開山俊禊……………二三九
 後嵯峨帝御即位及び御禊大嘗會……………二四〇

通宗父子贈位……………二五一
 藤原姞子立后……………二五二

第五 内野の雪 仁治三年より寛元四年まで……………二五三

北山西園寺第の結構……………二五三
 順徳院崩御……………二五七
 寛元元年……………二五八
 最勝講……………二五八
 久我通光鳥羽の第法華八講……………二五八
 法性寺淨光院御法事……………二五九
 中宮姞子御産御祈……………二六〇
 久仁(後深草)親王降誕……………二六四
 同三夜以下の御養産……………二六八
 正親町院々號……………二七〇
 宗尊親王御五十日……………二七一
 若宮(後深草)親王宣下及び御五十日……………二七二
 同立坊……………二七三
 西園寺公經熊野詣……………二七四
 土御門院十三年御佛事……………二七四

石清水社行幸……………二五五
 賀茂社行幸……………二五七
 仁和寺法助灌頂……………二五九
 同後朝の儀……………二六一
 賴經將軍歸洛……………二六三
 賴嗣將軍宣下……………二六三
 泰時出家……………二六三
 時賴執權……………二六三
 後深草帝受禪……………二六三
 兄弟三人攝籙の例……………二六三
 實氏牛車を聽さる……………二六三
 御禊大嘗會……………二六五
 後嵯峨院西園寺第御幸……………二六七
 大宮院々號……………二六八
 後嵯峨院石清水御幸……………二六八
 同宇治御幸……………二六九

第六 烟の末々 寶治二年より建長七年まで……………二七一

後嵯峨院宇治御幸……………二七一

同宇治川御舟遊……………二七七
 内膳屋燒亡……………二七九
 宗尊親王御書始……………二八一
 院の拜禮並に小朝拜……………二八一
 後嵯峨院年始御幸……………二八三
 仙華門院……………二八四
 圓助法親王出家……………二八五
 省仁親王眞菜始……………二八五
 閑院内裏燒亡……………二八六
 冷泉宮小路假皇居……………二八七
 皇居炎上の例……………二八八
 姉小路室町大火……………二八九
 蓮華王院燒亡……………二九一
 京師諸所燒亡……………二九一
 後嵯峨院の敬神崇佛……………二九一
 同鳥羽殿御幸……………二九四
 同津國吹田山庄御幸……………二九六
 後深草帝御遊戯……………二九六
 五月五日曹花藥玉獻上……………二九七

後嵯峨院天王寺住吉社御幸……………三三
 宗尊親王御元服……………三四
 同將軍宣下……………三五
 前將軍賴嗣上洛……………三六
 後深草帝御元服……………三七
 同鳥羽殿に朝觀行幸……………三八
 後嵯峨院熊野御幸……………三九

第七 おりゐる雲 康元元年より
正元元年まで……………三三
 東二條院入内……………三三
 同立后……………三三
 最勝講……………三三
 承明門院崩御……………三三
 恒仁親王(龜山)立坊……………三三
 後嵯峨院高野御幸……………三三
 土御門顯定高野の隠棲より頼晦す……………三四
 吉田院御歌合……………三四
 鳥羽殿行幸……………三五
 龜山殿造營……………三五

大宮院西園寺一切經供養……………三八
 春宮(恒仁)御元服……………三九
 後深草帝御讓位……………四〇

第八 山のもみぢ葉 正元元年より
文永四年まで……………四〇
 龜山帝受禪……………四〇
 後嵯峨後深草兩院御遊……………四〇
 東二條院々號……………四〇
 實雄の女佞子(京極院)入内の議……………四〇
 實雄の子公宗と佞子……………四〇
 佞子入内……………四〇
 公相の女禧子(今出川院)入内……………四〇
 龜山殿行幸……………四〇
 後嵯峨院如法經御書寫……………四〇
 同十種供養……………四〇
 龜山殿御歌合……………四〇
 續古今集の勅撰……………四〇
 同竟宴……………四〇

欠

欠

| | |
|--|-----|
| 後宇多帝御即位 | 三三九 |
| 同御禊大嘗會 | 三三九 |
| 後深草院御失意 | 三三九 |
| 時頼諸國行脚 | 三三三 |
| 時宗兩統迭立の議を奏す | 三三四 |
| 若宮(伏見)立坊 | 三三四 |
| 天皇より東宮年長の例 | 三三五 |
| 齋宮愷子内親王歸京 | 三三六 |
| 後深草院龜山殿に御幸 | 三三六 |
| 龜山殿御宴遊 | 三三八 |
| 愷子内親王の御事 | 三四七 |
| 新陽明門院々號 | 三五三 |
| 同皇子(啓仁)御誕生 | 三五三 |
| 第十二 老のなみ <small>建治三年より 弘安十年まで</small> | 三五四 |
| 後宇多帝御元服 | 三五四 |
| 朝親行幸 | 三五四 |
| 石清水賀茂行幸 | 三五六 |
| 東宮(伏見)御元服 | 三五六 |

目次

| | |
|---------------|-----|
| 龜山院の後宮 | 三五七 |
| 二條内裏炎上 | 三五七 |
| 萬里小路殿を皇居とす | 三五七 |
| 大宮院御惱 | 三五八 |
| 五條院の御事 | 三五八 |
| 龜山院腹々の御子 | 三六〇 |
| 今出河院々號 | 三六三 |
| 龜山院持明院殿へ花見御幸 | 三六四 |
| 同蹴鞠の御遊 | 三六五 |
| 六條殿長講堂移徙 | 三六七 |
| 同前裁合 | 三六七 |
| 同五月供花 | 三六八 |
| 同九月供花 | 三六八 |
| 後深草龜山兩院伏見殿へ御幸 | 三七〇 |
| 同鶴御覽 | 三七三 |
| 同小弓の御遊 | 三七三 |
| 同五節のまね | 三七三 |
| 續拾遺集の勅撰 | 三七五 |
| 新陽明門院御産 | 三七六 |

九

繼仁親王御行始……………三六六
 儉約の制……………三七六
 繼仁親王薨去……………三七七
 後嵯峨院の姫宮薨去……………三七八
 蒙古襲來……………三七八
 同伊勢勳使發遣……………三七八
 同龜山院石清水御幸……………三七八
 同伊勢神宮へ御祈願……………三七九
 同大風悉く敵船を覆没す……………三八一
 山門御興振……………三八二
 近衛殿へ行幸……………三八二
 内大臣通成第へ行幸、尋いで萬里小路殿へ遷御……………三八三
 邦治親王(後二條)降誕……………三八五
 推后貞子九十賀……………三八五
 大宮院の御榮華……………三八六
 兩院諸女院北山殿御幸……………三九〇
 同所行幸行啓……………三九〇
 御年賀御經供養……………三九四
 同舞樂……………三九六

同御遊……………四〇〇
 ○同和歌披講……………四〇一
 同蹴鞠の御遊……………四〇四
 同天皇還御……………四〇六
 同兩院東宮諸堂御覽……………四〇八
 同妙音堂御遊……………四〇八
 同御船御遊……………四一〇
 同中島御遊並に同連句……………四一一
 同東宮還啓……………四一二
 關東御讓國を奏す……………四一四
 龜山殿御八講……………四一四
 後宇多帝御讓位……………四一五
 第十三 今日の日影 正應元年より 三年まで……………四一七
 伏見帝御即位……………四一七
 實兼の女孿子(永福門院)入内……………四一七
 同露顯……………四二三
 同下臺所御覽……………四二四
 伏見帝後宮へ渡御……………四二四

二位顯子輦車の宣旨……………四二五
 孿子立后節會……………四二六
 大嘗會……………四二七
 立舞門院々號……………四二七
 鳥羽殿に朝觀行幸……………四二八
 同舞樂……………四二八
 胤仁親王(後伏見)立坊……………四二六
 同魚味始……………四二九
 南殿師子狛犬の怪異……………四二九
 淺原爲賴禁闕を犯す……………四三九
 春日殿へ行幸……………四三〇
 東宮常磐井殿へ行啓……………四三〇
 淺原爲賴父子自害す……………四三三
 中宮春日殿へ行啓……………四三四
 三條實盛を捕ふ……………四三五
 龜山院誓書を關東に賜ふ……………四三六
 龜山院御落飾……………四三八
 同禪林寺殿にて如法經御書寫……………四三八
 掬子女王の御事……………四四〇

内大臣源有房……………四四六
 新陽明門院……………四四六
 第十四 つげの小櫛 正應二年より 嘉元三年まで……………四四九
 鶴岡八幡宮放生會……………四四九
 將軍惟康親王上洛……………四五〇
 久明親王將軍宣下……………四五三
 同將軍關東へ下向……………四五三
 同關迎……………四五四
 堀飯、馬御覽……………四五五
 貞時執權……………四五五
 惟康親王出家……………四五五
 後深草院御落飾……………四五七
 同御受戒……………四五七
 伏見帝後宮へ渡御……………四五七
 後伏見帝受禪……………四五七
 邦治親王(後二條)立坊……………四六一
 永福門院々號……………四六一
 遊義門院……………四六一

後伏見帝元服……………四六一
 内侍所注連の怪異……………四六三
 後二條帝受禪……………四六三
 後宇多院々政……………四六三
 源定實太政大臣に任せらる……………四六四
 富仁親王(花園)立坊……………四六五
 後二條帝御即位……………四六五
 御禊……………四六五
 龜山殿へ行幸……………四六七
 辨子内親王……………四六七
 新後撰集の勅撰……………四六七
 東二條院崩御……………四六八
 後深草法皇崩御……………四六八
 同東宮他所へ行啓……………四六八
 同兩六波羅參院……………四六九
 同御葬送……………四七〇
 龜山法皇崩御……………四七二
 詔訓門院……………四七二
 法皇御葬送……………四七三

後宇多院素服著御……………四七六
 帥宮(後醍醐)御愁歎……………四七八
 同中陰帥宮昭訓門院と贈答の御歌……………四七九
 同殿上人の歌……………四八二
 同帥宮辨子内親王と贈答の御歌……………四八三
 御はて宮々御別れ……………四八三
 昭慶門院……………四八四

第十五 うら千鳥 徳治二年より
文保元年まで……………四八五

後宇多院の後宮……………四八五
 永嘉門院……………四八五
 萬秋門院の御事……………四八六
 遊義門院崩御……………四八八
 後宇多院落飾……………四八八
 同八幡御幸……………四八八
 同東寺灌頂御加行……………四八九
 同如法經御書寫……………四八九
 遊義門院御佛事……………四八九
 後二條帝不豫……………四九一

同諸社奉幣御修法……………四九一
 同崩御……………四九一
 中宮里第に退出……………四九二
 後二條院御葬送……………四九二
 萬秋門院落飾……………四九二
 長樂門院々號……………四九三
 花園帝御踐祚……………四九三
 尊治親王(後醍醐)立坊……………四九四
 十月大を改めて小となす……………四九四
 花園帝御即位……………四九五
 御禊大嘗會……………四九五
 同御元服、同後宴……………四九五
 持明院殿へ朝觀行幸……………四九五
 伏見院の御歌……………四九七
 玉葉集の撰進……………四九七
 爲兼卿の歌風……………四九九
 伏見院の御歌風及び御手蹟……………四九九
 伏見院賀茂御參籠……………五〇〇
 同御製……………五〇一

第十六 秋のみ山

文保二年より
正中元年まで

同伏見殿へ御幸……………五〇一
 同院政を後伏見院に譲り給ふ……………五〇一
 同崩御……………五〇一
 同皇女……………五〇一
 二條宮小路殿御移徙……………五〇一

後醍醐帝受禪……………五〇五
 後宇多法皇御政務……………五〇五
 後醍醐帝御即位……………五〇六
 左右大將内經家定列次を争ふ……………五〇六
 大嘗會……………五〇七
 綾小路宰相有時害せらる……………五〇七
 かい川の三位顯香配流……………五〇七
 邦良親王立坊……………五〇八
 同冷泉萬里小路殿に移御……………五〇八
 帝東宮御歌の贈答……………五〇八
 花園後伏見兩院の御中らひ……………五〇九
 後伏見院述懐の御歌……………五〇九

後宇多法皇の御製……………五二〇
 實兼の女嬉子(禮成門院)女御の宣旨……………五二一
 同立后……………五二一
 北山第に行幸……………五二二
 永福門院の御歌……………五二五
 後醍醐帝の御返歌……………五二二
 辨子内親王立后……………五二二
 談天門院々號……………五二二
 大納言の典侍の事……………五二三
 源具親卿解官……………五二四
 談天門院崩御……………五二六
 天皇御素服……………五二六
 勅撰集の沙汰……………五二六
 前大納言爲世住吉玉津島に詣つ……………五二七
 同述懐の歌……………五二七
 同續千載集を撰進す……………五二七
 安福殿釣殿御歌合……………五二九
 同御製……………五三一
 常磐井殿へ朝觀行幸……………五三三

第十七 春のわかれ 正中原年より 嘉暦二年まで

同舞樂……………五二六
 同御遊……………五二七
 後醍醐帝御親政……………五二九
 同御政績及び御學材……………五二九
 中殿作文御會……………五三一
 詩歌を奉らしめて侍臣の賢愚を試み給ふ……………五三二
 乞巧奠……………五三三
 同御遊……………五三四
 同和歌の披講……………五三五
 石清水行幸……………五三六
 賀茂行幸……………五三一
 任大臣節會……………五四一
 大臣大饗……………五四二
 前關白家平出家……………五四四
 同薨去……………五四四
 後宇多法皇御惱……………五四七
 同大覺寺殿に行幸……………五四七

同東宮大覺寺殿に行啓……………五四八
 同御遺詔……………五四九
 同崩御……………五五〇
 宮々の御歎き……………五五〇
 萬秋門院の御歌……………五五一
 故院の御法事を所々に行ふ……………五五二
 續後拾遺集勅撰の沙汰……………五五三
 爲藤中納言薨去……………五五三
 東宮御歌を爲世に賜ふ……………五五三
 爲世返歌を奉る……………五五三
 爲定爲冬の争ひ……………五五四
 六波羅の兵土岐多治見を殺す……………五五五
 同資朝俊基を捕ふ……………五五六
 資朝俊基の諸國巡覽……………五五七
 後醍醐帝誓書を高時に賜ふ……………五五八
 高時資朝を佐渡に流す……………五五九
 俊基遁れて京師に還る……………五五九
 東宮邦良親王薨去……………五六〇
 同妃謀子内親王……………五六〇

第十八 むら時雨 嘉暦元年より 元弘元年まで

同御遺骸を北白川殿に遷さる……………五六二
 東宮の使有忠關東に下向……………五六三
 同出家……………五六四
 同和歌……………五六四
 東宮方の男女房多く出家す……………五六五
 謀子内親王の御歌……………五六六
 續後拾遺集四季部を奏進す……………五六六
 同御製及び師賢爲定の歌……………五六七
 後醍醐帝の諸皇子……………五六八
 量仁親王立坊……………五六八
 春宮行啓始……………五六九
 後伏見花園兩院御幸……………五六九
 尊良親王元服……………五七〇
 同親王以下踏歌節會に出座……………五七〇
 正月七日節會……………五七〇
 邦良親王周闕御佛事……………五七一
 鷹司關白冬平薨去同北政所落飾……………五七一

中宮嬉子御懷妊……………五七五
 同常磐井殿へ出御……………五七五
 同安産の御修法……………五七五
 同臨月を過ぎて御産なし……………五七八
 先坊(邦良)御息所たちの御産……………五八〇
 左大臣實泰薨去……………五八一
 咳病流行……………五八二
 立輝門院永嘉門院崩御……………五八二
 中殿和歌御會……………五八二
 御製以下諸臣の歌……………五八二
 春日社日吉社行幸……………五八四
 世良親王薨去……………五八四
 源大納言親房出家……………五八四
 平野北野兩社行幸……………五六六
 北山花見行幸……………五六六
 中宮同第へ行啓……………五六七
 同舞樂……………五六九
 同無量光院廂の御遊……………五九〇
 同和歌御會……………五九一

御製以下諸臣の歌……………五八〇
 後醍醐帝不豫……………五八〇
 六波羅の兵再び俊基を捕ふ……………五八四
 懐子内親王を齋宮に卜定す……………五八四
 同野宮に入御……………五八六
 勅して窃に兵を諸國に徵す……………五八六
 尊雲尊澄兩法親王叡山の僧兵を召し給ふ……………五八七
 官軍の謀洩る……………五八八
 後醍醐帝密に宮を遷れ給ふ……………五八八
 叡山の僧兵車駕を友本に待ち奉る……………五八九
 後醍醐帝俄に奈良に行幸す……………五八九
 車駕鷲峰山に行幸す……………五九〇
 同更に笠置寺に移御す……………五九〇
 六波羅の兵闕を犯す……………五九〇
 中宮密に野宮の邊に行啓す……………五九〇
 六波羅の兵宣房以下の卿相を捕ふ……………五九〇
 大納言師賢車駕に擬して叡山に登る……………五九〇
 東兵叡山を攻む……………五九〇
 叡山の僧兵潰走す……………五九〇

師賢遁れて笠置に參る……………六〇八
 將軍久明親王……………六〇〇
 前執權高時入道……………六〇〇
 長崎圓基專政柄をとる……………六〇〇
 兩院東宮六條殿に移御……………六〇二
 同六波羅北館に入御……………六〇二
 諸國の官軍笠置に聚る……………六〇三
 東兵笠置を攻む……………六〇四
 笠置陥る……………六〇四
 深須五郎後醍醐帝を捕へ奉る……………六〇六
 大佛貞直帝を迎へ奉る……………六〇六
 後醍醐帝宇治に遷幸……………六〇七
 師賢具行以下捕へらる……………六〇七
 後醍醐帝六波羅南館に移御……………六〇九
 尊良親王捕へらる……………六〇九
 同佐々木時信に預けらる……………六〇九
 同妃たち……………六〇九
 尊澄法親王長井高廣に預けらる……………六〇九

第十九 久水のさら山

元弘二年より 正慶二年まで

二條富小路殿の怪異……………六三三
 東使上洛……………六三四
 光嚴帝御詔……………六三五
 官房公明等解官……………六三五
 康仁親王立坊……………六三七
 光嚴帝代始新年の……………六三〇
 後醍醐帝猶六波羅に御す……………六三一
 高時後醍醐帝を隱岐に遷奉る……………六三三
 後醍醐帝御上途……………六三五
 同東寺門前御祈願……………六三七
 同鳥羽殿に著御……………六三九
 同淀の渡りに著御……………六四〇
 同御製を佐々木道譽に賜ふ……………六四一
 尊良親王土佐に御下向……………六四二
 同御歌……………六四二
 尊澄法親王讃岐に御下向……………六四三
 後醍醐帝津國昆屋野に著御……………六四三

同廣田宮御遷拜……………六四四
 尊良親王昆陽野に著御……………六四四
 後醍醐帝播磨に著御……………六四六
 同加古川宿に著御……………六五〇
 尊澄法親王野口に著御……………六五一
 後醍醐帝美作國に著御……………六五三
 同不豫……………六五二
 同雲清寺に著御……………六五三
 少將忠顯櫻花和歌を小山五郎に與ふ……………六五三
 後醍醐帝久米の皿山に著御……………六五五
 同逢坂に著御……………六五六
 同みか月の中山にて懷舊の御製……………六五六
 同出雲國安來津より御乗船……………六五九
 同隱岐國に著御……………六五九
 同御所の有様……………六五九
 尊良親王土佐に著御……………六六一
 光嚴帝御即位……………六六三
 中宮禧子院號……………六六四
 八歳宮の御歌……………六六六

後醍醐帝の妃宣旨三位……………六六八
 爲定中納言籠居……………六六九
 爲世孫爲定の勅免を奏請す……………六六九
 賀茂祭御幸……………六七三
 洞院公敏下野に流さる……………六七四
 花山院師賢下總に流さる……………六七四
 源具行關東に下向……………六七六
 同近江國柏原に逗留……………六七九
 道譽具行を諷す……………六七九
 同具行を襲す……………六八一
 具行出家……………六八三
 同辭世の和歌……………六八四
 同害せらる……………六八四
 同北方落飾……………六八四
 中納言藤房常陸に流さる……………六八六
 參議季房下野に流さる……………六八六
 平宰相成輔害せらる……………六八六
 中納言資朝佐渡の配所にて害せらる……………六八七
 同辭世の偶……………六八七

第二十月草の花

元弘三年より
正慶二年まで

俊基害せらる……………六七八
 尊雲法親王の御有様……………六八八
 後醍醐帝護摩御動行……………六八八
 同御有様……………六九〇
 同行房中將と御物語……………六九一
 光嚴帝御禊大會……………六九五
 正成金剛山千早城に據る……………六九六
 大塔宮諸國の兵を徵し給ふ……………六九六
 正成聖德太子御堂の前に戦ふ……………六九七
 日野俊光資名……………六九八
 光嚴帝の諸皇子……………六九九

赤松圓心義兵を起して上洛す……………七〇八
 光嚴帝兩院六波羅に遷幸……………七〇八
 六波羅の軍赤松の軍を撃て却く……………七〇八
 東宮六波羅に行啓……………七〇九
 兵を廷臣に徵す……………七〇九
 東兵上洛……………七一〇
 足利高氏勅を奉じて船上山に向ふ……………七一〇
 同誓書を高時に致す……………七一〇
 同族職を反して京師を攻む……………七一〇
 六波羅陥る……………七一一
 光嚴帝兩院園を脱し給ふ……………七一一
 仲時時益等これを奉じて近江に奔る……………七一一
 公宗資名東山北山に通る……………七一一
 通顯父子宿所にかへる……………七一一
 五辻宮兵を舉げて乘輿を道に要し奉る……………七一一
 仲時時益光嚴帝を奉じて番馬に入る……………七一一
 同戦死す……………七一九
 俊實資名等出家……………七一九
 新田義貞兵を舉げて鎌倉を攻む……………七二一

本に持ち歸れる尊像にて、元亨釋書釋尊傳に、「永觀元年入宋、遂於三汴郡西花門外感聖禪院、
乃雇佛工張榮、模刻而得之云々。其優填摸像、見今在嵯峨清涼院」と見えたり。即、
る尊像をば、奮然、夢想によりて、ひそかに化工正作の像とすりかへて、彼の國に遺しおき、所謂、
摸像をば、持ちかへれるなりと、清涼寺縁起にも見ゆ。また、扶桑略記に、「寛和二年、
入唐僧齋然歸朝、携本一切經論、并靈山第三傳釋迦等身立像、十六羅漢繪像持來」と見え、
天竺、唐土、日本、三國傳來の意なるべし。但し、二傳といへるは、天竺は、やがて本國にて、
次で日本に再傳せる意にて、いひもてゆけば、三傳と、其の意同じ。かたみは、形見にて、
ふ。○むつまじさ 慕はしくなつかしく思ふこと。○嵯峨の清涼寺 山城國葛野郡上嵯峨にあり。
いへりしを、寺となせるなり。○常在靈鷲山 法華經壽量品の偈の句。委しくは、おどろの下の
の長歌の條に引けり。併せ見るべし。

傍に、八十にもや餘りぬらむと見ゆる尼ひとり、鳩の杖にかゝりてまるれり。しばかりありて、
たたく思ひたちつれど、いと腰いたくて堪へがたし。こよひは、この局にうちやす
みなむ。坊へ行き、みあかしの事などいへ」とて、具したる若き女房のつきくしき程
なるをばかへしぬめり。釋迦牟尼佛と、たびく申して、夕日の花やかにさし入りたる
をうち見やりて、あはれにも山の端近く傾きぬめる日かげかな。我身のうへのこころこそ
すれ」とて、よりゐたるけしき、何となく、なまめかしく、心あらむかしと見ゆ
りて、いづくよりまうて給へるぞ。ありつる人のかへりこむほど、御伽せむはいかすな

若き女房印本
今一女房印本
は改む印本
は改む印本
り改む印本

みかやびり一本
みかやびり一本
みかやびり一本

どいへば、このわたり近く侍れど、年のつもりにや、いと遙けき心ちし侍る。あはれにな
む」といふ。人さても、いくつにかなり給ふらむ」と問へば、是いさ、よくも我ながら思ひ給
へわかれぬほどになむ。百とせにもこよなく餘り侍りぬらむ。來し方ゆく先、ためしもあ
りがたかりし世のさわぎにも、この御寺ばかりは、つゝがなくおはします。なにやむこと
なき如來の御光なりかし」などいふも、古代にみやびかなり。

○鳩の杖にかゝりて 鳩杖は、老人の携ふる杖なり。後漢書禮儀志に、「民年七十者、授之以五杖、以鳩為飾、
飾、欲老人如鳩不噎也」と見えたり。噎は、むせることなり。○かゝりて 宿りすがりて、杖を力にしたのめ
るさまをいふ。○たたく思ひたちつれど云々 氣強く、是非參詣せんと思ひたちて來たれど、かまされる腰の痛
くてこらへられず、又立かへらんことも苦しければ、今宵は、この清涼寺の局にやすまんとす。○局 部屋を
いふ。釋迦堂の曹司なり。○坊へ行き云々 この清涼寺の僧達の住坊にゆきて、燈明のことなどいひつけ、
もさせよと、女房にいひつけてと也。○具したる若き女房の云々 従へ來れる女房の、作も若く姿令、
るをば、遠し遣りたる様子也との意。つきくしきは、似合しく相應なるをいふ。女房は、
をいへるが、後には只敬ふ意にて、さらぬ女をもすべし。○釋迦牟尼佛と云々 佛號を尊へんとす。
迦を尊びていふ。釋迦は迦毘羅國の王族の姓にして、悉達多、正覺を成じて佛敎の敎祖と仰
尼と稱す。牟尼は梵語にて、智者と譯す。○我身の上のこ、ちこそすれ 夕日の傾きて西
わが身の齡傾きて、いたく老いたるやうなる心ちすと也。○よりゐたる 物の傍に寄りそ
めかし 品よく、優美なる意。○心あらむ 物に理解あるやさしき心ある意。さて尼の

序

常の尼とはかはりて、優美に、心ありけに見ゆればとなり。こは、さきに來讀でたる人
 人、つひに近づきになりて、尼の物語を筆記せるなれば、即、この増鏡の筆者なり。○近くよ
 者の、尼の側近くよりてとなり。○ありつる人の云々 かのかへし遣りたる女房の、こへ
 給はずば、御伽を致さんと思へど、いかゞ思すと、語りかけたるなり。○御伽 夜の徒然なる
 て話の相手などして慰むるをいふ。○年のつもりにや云々 老年に及べる故かして、近き
 來りし様なる心ちして、痛く疲労したり。齡かたぶきては、あはれなるものなりとの意。○い
 さは、不知の意にて、俗言に、イ、ヤなどいふに同じ。いや、我ながら、幾歳になりしか、わ
 わきまへられぬ位、數多の年を経たり。百歳にもよ程餘り侍りたるならんと也。○こよなく、こ
 ●思ひ給へ 存じますの意。相手の人を敬ひていふ時に用ふる詞。この場合には、給を下二
 來し方ゆく先云々 この世はじまりてよりこの方、またこれより後々の世にも、例なかりし世の
 元弘の亂などをいふべし。○この御寺 清涼寺をいふ。○つ、がなく 古語に、病をつ、みといふ。その
 るにや。常に、恙の字を充つるは、爾雅に、「恙、憂也、病也」と見ゆ。後には、唯、さはりなく
 なしといふ。こ、もその意なり。○なほやむことなき云々 矢張、ありがたく尊き如來様の御
 やむことなきは、等閑になし難き意より、轉じて重々しく尊きをいふ。○古代に 古めきて
 か みやびは宮風にて、都雅の意。鄙びたらぬをいふ。○こよなく、こ
 年のほどなど聞くも、めづらしき心ちして、かゝる人こそ、昔ものがたりもすなれど、思ひ
 いてられて、まめやかにかたらひつゝ、昔の事の聞かまほしきまゝに、
 む人もがなと、おもひ給ふるに、うれしきわざかな。少しのたまはせよ。おのづからふるき

心ちするぞかしといへば、す
 し印本心ちするぞかしといへば、す
 改め本つよりて

年のみ印本
 のみとありて改
 めつよりて改
 積れるばかり
 名づかりとる
 た本あり

歌など書きたるもの、片はし見るだに、その世にあへる心ちするぞかしといへば、す
 げみたる口うちほゝゑみて、馬いかでか聞えむ。若かりし世に見聞き侍りしことは、こ
 らの年頃に、ぬば玉の、夢ばかりだになく、おほ、れて、何のわきまへか侍らむ」とはいひ
 ながら、けしうはあらず、あへなむと思へる氣色なれば、いよ／＼いひはやして、
 林院の菩提講に参りあへりし翁の言の葉をこそ、假名の日本紀にはすめれ、又かの世繼が
 うまごとかいひしつゝも髪がみの物語も、人のもてあつかひぐさになれるは、御ありさまの
 やうなる人にこそ侍りけめ。なほのたまへなど、すかせば、さは心うべか。めれど、いよ／＼
 口すげみがちにて、馬そのかみは、げに人の齡としもたかく、きもつよかりければそれに隨ひ
 て、たましひもあきらかにてや、しか聞えつくしけむ。あさましき身は、いたづらなる年の
 み積れるばかりにて、昨日今日といふばかりの事だに、目も耳もおぼろになりて侍れ
 ば、まして、いと怪しきひが事どもにこそは侍らめ。そもさやうに御覽じ集めけるふる事
 どもはいかにぞ」といふ。

○年のほどなど云々 百年にもこよなくあまりたりなどいふが、めづらしきなり。○まめやかに
 ○年のつもりたる云々 老年の人あれかし、逢ひて昔の物語もきかんと、これまで思ひたるも
 のたまはせよ 少しにても、昔の事を物語りてきかせよとなり。○その世にあへる
 心ちのするを、まして物語をきかば、いかに楽しく面白からんとなり。○いかでか聞えむ
 序

語を申すべきと、謙遜せる意。○すけみたる口 齒の脱げ落ちて、頬すばみて見ゆるさまにて、若くは
 玉の 射干玉にて、俗に、烏扇と稱する草の實をいふ。黒き者なれば、黒しといはん代詞に似て、影じて、夜に
 かけていひ、又それより、夢にもかけていふ也。○おほ、れて おぼろになりて、明日かならぬを云ふ。是言
 覺に、深く愁ふる人の、心うつけたるを云ふ。萬葉に、おほ、しくとよめる歌、あまたあり。本に、
 爲に、心を失ふなれば、本はひとつ意にやといへり。こ、は、深く愁ふる人なられど、是言して、心のつせ
 たる様に、我から謙遜していへるなり。○けしうはあらず わろくはなしの意にて、物言ふことをいふなり
 にも見えざるをいふ。●あへなむ あへは、萬葉集に、「秋さればおく露霜にあへずして那の山は色づきぬら
 とある、あへに同じく、堪ふる意なり。さて、堪へうることより、むけに否まぬ事を用ひて、こも、精その
 意に應じ、承諾せむといふ程の意。○雲林院 山城國愛宕郡にあり。紫野大徳寺の南、今も遺跡あり。仁明天皇
 の皇子常康親王の舊居にして、親王出家の後、僧正遍昭に附屬せられしところなるよし、三代實録に見えたり。
 ○菩提講 菩提は正道と譯す。菩提を求むる爲に講經する法會をいふ。雲林院の菩提講は、聖德太子、結縁の爲
 に始めて勤め行ひしなり。講師、三歸十戒等を授けて説經し、又經供養等ありし事、中右記に見えたり。○かの書
 林院の菩提講に云々 大鏡の事をいふ也。かの大鏡の序文に、雲林院の菩提講に、翁二人と稱し、一人と稱し、一人と稱し、
 かたみに物語れるを聞きて、しるせる様にかけるによりてなり。翁とは、其一人なる、世継といへむをさせるな
 り。○假字の日本紀 假字にて書きたる歴史といふ意。大鏡をやがてしかいへるにはあらず。○つくも賢 和
 名抄に、江浦草(又、たくまも)とあり。その物のさま、亂れそ、けたるより、老人の髪にふそへていへり。さ
 ば九十九髪などかきて、つくもがみともよめり。○つくもがみの物語 今鏡をいふなり。其の序文に、祖父は、

むけに賤しき者に侍りき。后の宮になん仕奉りける。名は世継と申しき。おのづからも聞かせ給ふらん。口に任
 かせて申しける物語と、まりて侍るめり云々、世に人の見興すること語り出されたる人のうまにこそおはす
 なれ。また、つくも髪はまだおろし侍らねど、佛の五のいむことをうけて侍れば、いかうきたる事は申さん
 などあり。よりて今鏡を、しかも稱へしならむ。又、續世継ともいふは、かの世継がうまとなりて、より稱
 へし名なるべし。○もてあつかひくさ もてはやし取りあつかふ材料の意。○御有様のやうなる人云々 かの
 今鏡に見えたる事ども物語れる人も、尼御前のごとく、高齡にて、世々の事を見聞き知れる人にてあきしならん
 となり。○すかせば 賺にて、あざむき誘ふ意。語り給へと、頻におだて、勧めたりとなり。○は心づかめ
 れど 尼も、賺さる、とは、心得たる様子なれどの意。○きもつよかり 肝強きにて、膽力あり、精神の
 をいふ。○あさましき身 卑しき身の意にて、尼の謙辭なり。○目も耳も云々 目も耳もよく、耳もとほくなりて、
 はきとせぬをいふ。○ましていと怪しき云々 況て、昔の事は、不審に、はた、誤れる事も多からんなり。○
 そまさやうに云々 さるにても、大鏡、今鏡など、委しく知らる、が、さ様に御覽じ集めたる古書どもは、何々
 などを見たまへるごと、傍なる人に、尼の問ひかけたるなり。

いさ、たゞおろし見及びしものどもは、水鏡といふにや。神武天皇の御代より、
 ら、かにしるせり。その次には大鏡、文徳のいにしへより、後一條の御門まで侍りし
 又、世継とか、四十帖のさうしにぞ、延喜より、堀川の先帝までは、すこしこまやの
 なにがしのおとゞの書き給へると聞き侍りし今鏡には、後一條より、高倉院まで侍りし
 なめり。まことや、いや世継は、隆信朝臣の、後鳥羽院の御位の御程までを、し
 序

さうしにぞ印
 一本にてあり
 一本にてよりて
 改めつよりて
 こまやのなる
 本こまやのなる
 めるに作る

ぞ見え侍りし。

○おろく、少し、又は、大略の意。○水鏡 神武天皇より、仁明天皇嘉祥三年までを、大略に記する歴史なり。こは、大鏡の上つかたを補はんとての作なるべし。其の自序に、かの世繼の翁が事に由りて、大鏡蓋寺より、泊瀬寺に詣でて、經よみける夜の夢に、仙人のあらはれて語りし事を、記せるおもむきに著り。作者は、中山内府忠親公なりといへり。○あら、かに 大略の意。○大鏡 文徳天皇より後一條天皇凡十四代、百七十餘年の間、帝王大臣等の事蹟を、部を別ちてしるせり。日本紀私抄に、「大鏡言能書作」ど、作者は未ださだかならず。この書を記せるおもむきは、上にいへり。世に假字文にてかける歴史の、誤とるべきたるは、この書を始めとすといへり。されば、水鏡、増鏡なども、同じさまに假託して、かきあらはされたり。○世繼とか四十帖のさうし云々 即、榮華物語にて、村上天皇より堀河天皇までの事を、四十帖にわかち、帖ごとに題名を設けて、編年體にしるせるが、其の間、もはら、藤原道長の榮華のさまを、むねと書きたるのよに、しか名づけたり。世繼とは、うちまかせては、歴史の稱にて、御代々々のつきんをしるせるよしなり。故に、大鏡をも、この書をも、世繼といひしなり。作者は諸説あれど、前編鶴林まで三十卷は、赤染衛門にして、後編紫野まで十卷は、堀河院の頃、誰人が書きつぎしものならん。榮華物語詳解首卷に載せたる解題にいへり。○とゞ 大殿の轉じたるにて、大臣の事をいへり。○今鏡 後一條天皇より高倉天皇までの御代々々、および、藤原源氏の公卿、さては、帝王の外戚の事をつゞり、終にとりあつめたるふるもの語をかきそへたり。一名を、續世繼といふ。作者はつまびらかならぬど、高倉天皇の嘉應の頃、かきたるものなるべしといふ。日本紀私抄には、「長門守爲綱作」と記せり。爲綱は爲隆の誤にて、彌世繼の著者隆信の父ならんか。又、黒川春村翁の説には、水鏡と同じ作者なるべしといひ、屋代弘賢翁は、源内大臣通親公なるべしといへれど、猶よく考ふべし。○まことや

給へらむ印本
給ふらむとあり
り改めつより
ひが事ども印
あり改めつよ
り改めつより
わがにぞとあり
わが一本にて改
めつより

ふろき事ども
印本一本に作る
事ども一本に作る
今一本に作る

やは感歎詞、俗言にホンニマアといふ意。事の前後したること、又ふと思ひ出でたる時などに用ふ。○いや世繼 本朝書籍目錄に、「彌世繼二卷」と見えたとれど、今は世に傳はらぬなるべし。よりて、其のおもむき詳にしられず。その後のことなむ、いとおぼつかなくなりける。おぼえ給へらむ所々までものたまへ、こよひ誰も御伽せむ、かゝる人にあひ奉れるも、しかるべき御契あらむものぞ、などかたらへば、馬そのかみの事は、いみじうたどくしけれど、誠に事のつゞきを聞えざらむもおぼつかかなるべければ、たえぐに少しなむ。ひが事ども多からむかし。そはさしなほし給へ。いとかたはらいたきわざにも侍るべきかな。かのふるき事どもには、なぞらへ給ふまじうなむ」とて。

尼 おろかなる心や見えむます鏡ふるきすがたにたちはおよばて
とわな、かしいでたるもにくからず、いとこたいななり。ムさらば今のたまはむ事をも、又書きしるして、かのむかしの面影にひとしからむとこそはおぼすめれ」といらへて

今もまたむかしをかけばます鏡ふりぬる代々の跡にかさねむ

○その後の事云々 いや世繼に、後鳥羽天皇の御代の初まで記しあれば、その御代より後の事となり。しかあひ奉るべき、前世の宿縁ありての事ならんとなり。○たどくしけれど たしかに 事のつゞきを云々 後の事をかたらむには、其の事のおこり、順序など、前の事を語ら

誠に

は古く漢土に起原し、我朝にても是に倣へり。令義解に、「謂諱避也、言皇祖以下名諱而避也」とあり。なに、
 に、「生曰名。死曰諱」とありて、君父の名を、死後に、臣子の避けて言はざれば、御諱といふなり。○修徳天皇
 修理職の長官、皇居の修徳修理等の事を掌る。○信隆 中納言藤原経忠の孫にて、左京大夫信輔の子なり。○
 後の宮の御方に云々 この七條院殖子は、建禮門院の、まだ後の宮なりし時、その御方に、兵衛督の君といふ女
 房にて奉仕してありし間に、高倉天皇忍びやかに召させ給ひて、見そなはし放たず、御寵愛ありしによりてにや
 あらむ、後鳥羽天皇を生み給へりとなり。兵衛督は、女房の呼名なり。かんは、かみの音便、呼名とは、宮仕へ
 する女房に、官名、國名等の名稱を附するをいふ。上臈、中臈、小上臈、下臈等、各其の定あり。兵衛督は、臈
 中臈小上臈に附する呼名なるよし、女房官品、女官志等に見えたり。

その年の春の頃、建禮門院后、宮と聞えし御腹の第一の御子、養徳三になり給ふに位を譲り
 て、御門はおろし給ひにしかば、平家の一ぞうのみ、いよく時の花をかざしそへて、花やか
 なりし世なれば、けちえむにももてなされ給はず。またの年、養徳元年正月十四日に、院さ
 へかくれさせ給ひにしかば、いよく位などの御のぞみあるべくもおはしまさざりしを、
 かの新帝、平家の人々にひかされて、遙なる西の海にさすらへ給ひにし後、後白川の法皇、
 御孫の宮たちわたりし聞えて、見奉り給ふ時、三の宮を、次第のまゝに思されけるに、法皇を
 いといたう嫌ひ奉りて、泣き給ひければ、あなむづかして、ゐてはなち給ひて、四の宮こ
 こに「いませ」との給ふに、やがて御膝のうへに抱かれ奉りて、いとむつまじげなる御氣色
 なれば、これこそまことのうまごにおましけれ、故院の兒おひにも、まみなどおぼえ給へ

安徳天皇の分
 註とせり印本
 給ひしとあり
 給ひしとあり
 一給ひしとあり
 改めつ

まみなど印本
 ふみなどあり
 り一本にあり
 て改めつ

り、いとらうたし」とて、壽永二年八月二十日、御年四にて位に即かせ給ひけり。

○その年 治承四年にて、御讓位は、二月十一日。○建禮門院 平清盛の女徳子、高倉院の中宮、安徳天皇の
 御母后にして、後、尊號を奉りて女院と申し、建禮門院と號す。女院とは、天皇の御母、后位を棄て、佛門に歸し
 たる方に、太上天皇に准へて尊號を奉れるをいふ。一條院の御母后東三條女院に始れり。次で宮城諸門の名を女
 院號に用ふることは、後一條院の御母后上東門院を始とす。後に御生母ならねど、准母、内親王等にも、女院にな
 られしもの少からず。○后宮と聞えし云々 建禮門院の、まだ、中宮なりしときをいふ。中宮、皇后は、もとより
 別なれど、ともに、きさいの宮といへば、こゝも中宮を、やがて后宮と云へり。○おり給ひ 下り給ひにて、天
 位は、こよなく尊きものなれば、讓位し給ふを、下り給ふといひ、先帝を、やがて、おりの御門とも申すな
 り。○平家の云々 一ぞうは、一族をいふ。平清盛は、建禮門院の父にて、その子重盛、宗盛、左右大將とな
 り、一族の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國受領、衛府、諸司、總じて六十餘人、莊園天下に半せるよし、平
 家物語、源平盛衰記に見えたり。まして、外孫にまします安徳天皇御即位ありしかば、いよくときめきて、榮
 えにさかえたるを、時の花をかざしそふといへり。○けちえむにも云々 掲焉の字なり。きはやかに目ざらる
 意。さる世なれば、七條院の御腹なる後鳥羽天皇は、きはやかに目だちて、時の花ともてなされ給ふことなしと
 なり。○院さへ云々 御父帝の高倉院をのみ、せめて頼み奉れるに、院さへも崩御ありしかば、天位を譲り給は
 るむといふ事は、かけても望み給はざりきとなり。○新帝云々 壽永二年七月廿五日、平宗盛、天皇を奉り御
 を擁し、一族を擧げて西海に奔りしをいふ。○さすらへ 流浪し給ふをいふ。○御孫の宮たち 三宮惟明親王、
 および、四の宮尊成親王、即、後鳥羽天皇等をいへり。本書、藤衣の巻の初に、三宮を守貞親王としたれば、こ
 こも、作者は、しか思ひて書けるなるべけれども、三宮は、正しく惟明親王なれば、今にかく註しつ。録、そ

のよし、委しくは、藤衣の巻にいふべし。○三の宮を次第のまゝにと云々。この時二の宮守貞親王は、安徳天皇と共に、平家の一族に擁せられて、西海におはしましたれば、長幼の御次第によれば、勿論、惟明親王を御位とする奉るべきにて、法皇もしか思しめしたるに、法皇を痛く嫌ひ奉りて、泣きたまひしによりてとなり。○あなむづかし。あ、煩はしとの意。あなは、歎息の辭にて、あ、あはれ、などいはんが如し。○おてはなち。づれて退け給ひの意。○こ、にいませ。此處に來ませと、法皇の招き給ふなり。○兒おひ。兒の生ひたつほどの事に、俗に子供ダチの時といふ意なり。○まみなどおぼえ。まみは、眉目のこと。目つき、眉つきなどをいひ、おぼえは、似かよひたるをいふ。御父帝高倉院の御容貌に似たまへりとなり。○らうたし。愛らし、かはゆしなどの意也。

筑紫に一本筑紫へとあり

内侍所、神璽、寶劔は、讓位の時、かならずわたる事なれど先帝、筑紫にゐておはしにければ、こたみ始めて、三種の神器なくて、めづらしきためしになりぬべし。後にぞ、内侍所、しるしの御箱ばかりかへりのぼりにけれど、寶劔はつひに、先帝の海に入り給ふ時、御身にそへて沈み給ひけるこそ、いとくちをしけれ。

○内侍所。温明殿にありて、神鏡を安置せる所なり。女官内侍守護し奉れるによりて、しかいへり。されば、やがて、神鏡を、内侍所ともいひ、その畏敬すべき所なるが故に畏所と稱し、訓同じきより、寶所とも稱し奉るなり。○神璽。天祖よりつたへ給へる八坂瓊曲玉をいふ。○寶劔。天叢雲劔なり。崇神天皇の御時、神鏡とともに伊勢國にうつし奉れるを、後、尾張國に奉祀せられたれば、宮中には、共に模造せるを祭り給へるなり。内侍所、神璽、寶劔、これぞ即ち三種の神器なる。○讓位の時必ずわたる事云々。天孫降臨の時、天照大神のこの三種の神器を授け給へる故事により、歴世、皆、これを傳へ給へり。これわが天皇傳國の神璽なれば、必ずしか

あるべき事なり。○筑紫。もと、筑前筑後をいへるが、後には、九國を廣くさしていへり。○こたみ。こたみの轉音にて、此度なり。○三種の神器なくて云々。傳國の神璽なる三種の神器なくて、踐詐したまへるをいふ。なくては下、踐詐し給へるは」といふべきを、略したる文なり。○内侍所しるしの御箱ばかり云々。吾夢鏡に、「元暦二年二月廿四日、及午刻、平氏終敗領、二品禪尼持、寶劔、按察局奉、抱先帝、共以没海底云々」とあり。又、禁秘抄に、「神璽自神代于今不替、壽永海底求出云々」と見えたり。しるしの箱とは、即ち神璽をいへるなり。

かくてこの御門、元暦元年七月廿八日御即位、そのほどの事常のまゝなるべし。平家の人々、いまだ筑紫にたゞよひて、先帝と聞ゆるも、御このかみなれば、かしこに傳へ聞へ人々のこゝち、上下さこそはありけめと思ひやられて、いとかたじけなし。同年の十月廿五日に御禊、十一月十八日に大嘗會なり。主基がたの御屏風のうた、兼光の中納言といふ人丹波の國長田村とかやを。

神代よりけふのためとや八東穂に長田の稻のしなひそめけむ

○御即位。天皇登極を、百司萬民に告げらる、禮にて、その儀、大極殿にて行はる。但し、陽成天皇御即位の時、大極殿ありしにより、豊樂殿にて行はれ、其後、多く紫宸殿を用ひ、又、太政官廳にて行はれし事あり。この度の御即位も、やがて、太政官廳にて行はれし事、百練抄に見えたり。前に、壽永二年云々、位、即位せ給ひけりとあるは、御踐祚のことにて、こゝにいへる御即位の儀とは、異なり。重出の誤と、思ひたがふべし。○このかみ。兄をいふ。○かしこに云々。三宮四宮等をも、共にゐて下らざりしを、平家の人々、いひ傳へ給ひ

こたび、後鳥羽天皇の御即位ありしを、とかくいひあへる事、源平盛衰記に見えたり。○神祇 大嘗會によりて、天皇、荒見河に行幸なりて、禊祓し給ふを云ふ。こを豊のみそぎともいひしよし、名目神祇に見えたり。○大嘗會 天皇位に即き給ひて、祖をはじめ奉り、天神地祇を祭らせ給ふ大祀にして、其の由來、いと久しきは、大嘗、或は、新嘗ともいひて、その別あらざりしが、天武天皇以來、代毎に行ふを大嘗といひ、年毎に行ふを新嘗といふ。その日は、十一月卯と定む。凡、大嘗には、二國を卜定し、國、郡司をして、專、其の祭事に供奉せしむ。之を悠紀主基といふ。その供神の大幣は、九月よりはじめて三ヶ月のうちに造り了らしむ。然に、七月以前位に即き給へば、當年事を行ひ、八月以後は、明年事を行ふ。凡、散齋一月、致齋三日、その祭儀は、兩國司之を行ふ。さて、悠紀は天神を祀り、主基は地祇を祭るなり。其の翌辰日、及び巳日、豐樂殿に兩國の幣を設けて、節會あり。午日、兩國司に位を授け給ふ儀あり。これ大嘗より以來、令に定め、式に載する所の大嘗なり。○主基がた御屏風の歌 悠紀主基兩殿には、御屏風を新調して立てらる。にて、それには、その方の國の古風を畫工に畫かせ、歌人に歌よませ、能書に命じて、その上に書かしめ給ふ例なり。之を御屏風の歌といふ。○神祇よりの歌 新續古今集に、「元暦元年、大嘗會主基方、稻春歌（神に供する稻を春く時にうたふ歌）丹波國長田村をよめる、權中納言兼光」とあり。八束穂は、幾擲もあるほど、長く出来たる稻穂の意。しなひは、搦み重る、ばかり、實りたるをいふ。さてこの歌、日本紀に、「定天邑君、即以其稻種、始殖于天狹田及長田、其秋、握英々然甚快也」とあるによりて、長田村を、天上の長田にとりなしてよめるなり。

法皇の下の字一本になし

御門（御門）いとおよすげて、かしこくおはしませば、法皇も、いみじうつくしとおぼさる。文治二年十二月一日御書始（御書始）させ給ふ。御年七なり。同六年女御参り給ふ。月輪關白殿の御むすめなり。きささきたちありき。後には宜秋門院と聞え給ひし御事なり。この御腹は春花門

御年の二字印一本になし今一ひ本によりて補

院と聞えたまひし姫君ばかりおはしましき。建久元年正月三日、御年十一にて御元服したまふ。

○およすけ 次第に成長して智恵つき、ませてゆく意。○うつくし かはゆき意。○御書始 始めて御讀書し給ふ儀にて、博士尙復を定め、御註孝經を讀み給ふ。其の儀は、清涼殿にて行はる。委しき事は、江次第にあらず。○女御 天皇の寢席に侍する宮人にて、玉勝間に、「中昔より、かの令制の妃夫人嬪の三級の中、妃夫人に當る程なるを女御といひ、其の嬪といふに當る程なるを、更衣といへり」と見えたり。○きささきたち 皇后、又は、中宮に册立し給ふをいふ。其の儀、貞觀儀式、江次第等に見えたり。さて、女院記に、「宜秋門院、後法性寺殿御女、母從三位季行卿女、顯徳院妃、建久元年正月十一日入内、同年四月廿六日中宮、正治二年六月廿八日宜秋門院と申」と見えたり。○春花門院 女院記に、「春花門院、顯徳院御女、母宜秋門院、建久六年八月十三日誕生、同年十月十六日内親王、同七年四月十六日叙一品、准三宮、承元元年二月八日皇后百、同年四月廿五日春華門院と申、建暦元年十一月七日御事あり、増」と見えたり。○御元服 はじめて御冠を加へ給ふ儀をいふ。天皇冠禮は、清和天皇を始とす。時に大江音人、唐禮を參酌して、其の儀を制定す。當日、天皇紫宸殿に御し、太政大臣加冠、大納言理髮の役をつとむ。明日、また、紫宸殿に御し、宴を群臣に賜ふ。これ之後宴といふ也。こも、其の儀は、江次第に見え、また、滋野井公麗卿の天皇御元服和歌集に「百歳に、建久元年正月三日戊午、天皇於紫宸殿御元服、攝政太政大臣加冠、内親王親朝臣等」とあり。此の宜秋門院の入内は、この年四月十一日にて、同十六日、女御宣旨ありしなり。この記事、次第編後には、心をつくべし。但、文治六年は、建久元年にて、四月十一日改元ありしなり。

同じき三年三月十三日に、法皇かくれさせ給ひにし後は、御門（御門）ひとへに世をしらしのして、

鳥羽殿印本に
今一本より
て改めつ
院づくりに
印本にして
二字なりし
つよりて補
し又一本造
てとあり

おとされたる
れ水おとさ
に作る
げに一本
下に一本
時に印本
の字あり
補ひつて
改

天皇にておはします程は、禁中の儀、さては、行幸、其の他の事、すべて、嚴肅にあらせらるゝをいふ。○
ノ云々 却ての意。やすらかに、平易に簡略なる意。○御幸 院の御出行をいふ。ゴカウと、むべし。天皇
の御出行を行幸といふに對せり。但、上代は、御幸、行幸、共に、ミユキと訓みて、その別なかりし。○
の中頃より、しかよみならへる事となりたれば、こゝもその例に従ふべし。○世をしろしめす云々 御幸の
も、院中に政を聞き召させ給へるをいふ。

鳥羽殿 白河殿なども修理せさせ給ひて、常に渡りすませ給へど、猶又水無瀬といふ所に
えもいはずおもしろき院づくりして、しばし通ひおはしましたつ、春秋の花紅葉につけ
ても、御心ゆくかぎり、世をひかして、あそびをのみぞしたまふ。所がらも、はるる川と
川にのぞめる眺望、いとおもしろくなむ。元久の頃、詩に歌をあはせられしにも、とりわき
てこそは、

見わたせば山もとかすむみなせ川ゆふべは秋となに思ひけむ

かやぶきの廊渡殿など、はるる川と、艶にをかしうせさせ給へり。御前の山より、瀟おとさ
れたる石のた、すまひ、苔深き山木に、枝さしかはしたる庭の小松も、げに千世を
こめたる霞の洞なり。前栽つくろはせ給へる頃、人々あまに召して、御遊などありける後
定家の中納言、いまだ下藪なりける時に奉られける、
あり經けむもとの千年にふりもせてわが君ちぎる嶺のわか松

君が代にせきいる、庭をゆく水の岩こそ數は千世も見えけり

○鳥羽殿云々 鳥羽殿は、山城國紀伊郡。白河殿は、同愛宕郡にあり。並に、白河天皇の造らせ給ひし所なり。○
水無瀬 同河内郡にあり。伊勢物語に、「昔、惟喬の御子と申すみこおはしけり。山崎のあなたに、みなせといふ
所に宮あり。年毎に、櫻の盛には、其の宮へなんおはしましたしける」とある所なり。後には攝津國三島郡に屬す。
○えもいはず 言にははれぬ程の意。○しばし通ひ云々 百練抄に、「建仁三年正月十七日、上皇御幸水無
瀬殿、暫可爲御所云々」とありて、屢通ひ住ませ給ひし事、明月記に見えたり。○御心ゆくかぎり 思ふま
ま、心のはる、ばかりの意。○世をひかして 問く人を驚すほどの盛遊をし給ふよし也。○所がらも云々 水無瀬
殿の場所がら、水無瀬川に臨みて、風景よきをいふ。○元久の頃云々 元久二年六月十五日、攝政良經、五辻第に
文人を會して、水郷春望、山路秋行の題にて、詩と歌とを合せられたる事、明月記に見えて、元久詩歌合一卷、
今收めて群書類從にあり。此の時後鳥羽上皇は、御出詠ありしのみにて、水無瀬の事を詠じ給ひし御製あるをも
て、こゝに引出たるまでなり。されば、水無瀬にての事にはあらず。思ひまがふべからず。○とりわきてこそは
格別に、この殿の景色を賞でさせ給ひて、名歌おはしたりとなり。○見わたせばの御歌 新古今集に、「をのこ
ども詩を作りて、歌にあはせ侍りしに、水郷春望といふことを、太上天皇」とあり。夕暮のあはれは、秋に咲
る物と、何しに思ひしやらん。今この水無瀬川を見わたせば、かなたの山の麓のかすめる春の外藤、哀なる物
をととなり。上句、夕といはずして、何となく、夕の景色見ゆるは、一首の風韻のかけあひにてしるゝなり。○
かやぶきの廊渡殿 廊は細殿なり。渡殿は此方の殿より彼方の屋に通ふ爲に渡されたる細廊なり。何れも
り、對の屋、または釣殿、泉殿などに通ふ所にて、それらを茅葺いて連れるをいふ。○見に 花やかに、渡
意。○石のた、すまひ たてたる石のありさまの意。○千世をこめたる云々 千年を經ぬべし、御所と

は、まことに此處のさまなりとの意。○霞の洞もと仙人の栖處なるを、太上天皇を、やがて仙人によそへ奉りて、其の御所をしかいへり。即、仙宮、仙洞、又は、藐姑射山などもいへり。○前栽 植ふこみをいふ。○中納言 藤原俊成の男、京極黃門と稱す。新古今集撰者の隨一、後又新勅撰集を撰す。後世和歌の宗とす。○下藤 宮位高きを上藤といふに對して、その卑きほどをいふ。もと沙門修行の藤の深淺をいふより、語。○あり經けむの歌 一首の意は、惟喬親王以來、數多の年を経て、すみ來しにも舊びずして、峯の若松にまさる千年を契るとなり。ふりもせでは、俗言に、古くさくもならずしての意。○君が代にの歌 君の御代には、かく水無瀬川の水をせきとめ、庭に引き入れて、その水の流れゆきつ、岩を越す水の玉の數限なきを、其の數には、經給ふべき千年もしるく見えけりとなり。岩こそ數は、水の岩を打こし、激して水玉の飛散る數を、拾遺愚草には、この外、春日野や守るみ山のしるしとて都の西も鹿ぞすみける」といふ歌をのせて、水無瀬あたらしく瀧をおとされ、石たてられて後まらりて、あしたに清範の朝臣のもとへ、地形勝絶のよし申し、ありとあり。

今いまの御門みかどの御諱みかどなひは爲仁たけひとと申しき。御母は能圓のうゑん法印はふしんといふ人のむすめ、宰相さいしやうの君とて仕うまつれるほどに、この御門みかど生れさせ給ひて、後には、内大臣うちだいじんの御子みこになり給ひて、末には承明門院じやうめいもんゐんときこえき。かのおとゞの北方きたかたの腹はらにておはしければ、もとより後のちのおやなるに、御さいはひさへひき出て給ひしかば、まことの御女みづめにかはらず。この御門みかども、やがてかの殿とのにぞ養ひ奉らせ給ひける。かくて建久九年三月三日御即位、十月廿七日に御諡、十一月廿二日は例の大嘗會おほしけあひなり。元久二年正月三日御冠みむすびしたまひて、いとなまめかしくうつくし

能圓印本に能因のうゑんに作れるは誤なり
北方の腹にて一本に北方のとはらからにてあるは誤なり

げにぞおはします。御本性みほんじやうも、父御門ちちのみかどよりは、少しぬるくおはしましたしけれど、御情みなさけふかう、物のあはれなど、聞き召しすぐさずぞありける。

○能圓 少納言藤原顯憲の子にて、法勝寺の執行なり。○法印 法印大和尚位の略にて、僧位の最高なり。拾芥抄に、法印、法眼、法橋、謂之僧綱こと見えたり。○宰相の君とて 禁中の女房にて、呼名を宰相といへるが、後鳥羽院の御寵幸を蒙りて、生み奉れるが、この土御門院におはしますと也。○内大臣 源通親は、内大臣雅通の子。○承明門院 女院小傳に、母刑部卿範兼卿女從三位範子、正治元十二年叙從三位、廿九、同日准三宮、建仁二正十五院號卅二とあり。○かのおとゞの北方の腹にて云々 北方は貴族の妻室をいふ。二判問答に、室家稱北方事、自大臣至殿上室家通稱歟とあり。この北の方は、刑部卿藤原範兼卿の一女、從三位範子とて、もと能圓法印の妻にて、女子即ち在子を生めりしが、壽永の亂の時、能圓法印は、平氏の一族とともに、先帝に従ひ奉りて西海に赴き、在子及び母藤原範子は、京師にとまり、在子は、はやく通親の養女となりて宮仕に出でたり。後、範子は、通親に通じて、その北の方となりたるなり。さて、在子、土御門院を生み奉りて、御幸をひきいでたりとなり。○かの殿 通親の土御門の第をいふ。○御冠したまひ 初冠のことに、即、御元服の儀を行はせられしなり。○御本性 御性質といはんが如し。○ぬるく 緩やかに溫和におはします意。○物のあはれなど云々 人のよろこび悲しびなど、御身につみ給ひて、よそになし給はず、それ／＼御仁恕あらせらるゝをいふ。

○今の攝政せつせうは、院ゐんの御時みときの關白基通せきつうのおとゞ、その後は、後京極殿良經らぎやうときこえ給ひし、いと久しくおはしき。このおとゞは、いみじき歌のひじりにて、院ゐんのうへおなじ御心に、和歌の道みちをぞ申し行はせ給ひける。文治の頃、千載集せんざいしふありしかど、院ゐんいまだきびはにおはしました

基通良經等一
本に分註とせ

下の文字印本の
にない補ひつ
よいて補ひつ
奉れるうたを
一本印本うたを
に作る

しかばにや、御製も見えざるを、當帝位の御程に、又集めさせ給ふ。土御門の内のおと、
の二郎君、右衛門督通具と云ふ人をはじめにて、有家の三位、定家の中将、家隆、雅經など
にの給はせて、昔より今までの歌を、ひろく集めらる。おの、奉れるうたを、院の御前に
て、自らみがきと、のへさせ給ふさま、いとめづらしくおもしろし。この時も、先に聞えつ
る攝政殿、とりもちて行はせ給ふ。

○攝政 天皇に代りて、萬機の政をすべ掌る職。但、攝政は、幼帝、或は女帝の時に置かれしものにて、天皇成
人とならせ給ふときに、關白となる例なり。○關白 天子を輔佐し、百官を總べて、萬機の政を行ふ職なり。職
原抄に「攝政關白者大臣兼之、或去大臣帶之云々。清和天皇幼而即位、外祖忠仁公、奉文德天皇遺詔而
攝政、是本朝以人臣爲攝政之初也、爾來彼一門爲執柄之臣、又執柄必蒙二座之宣旨、故得一人、又得二
と見えたり。○基通 六條基實の子なり。攝關補任次第に、普賢寺殿基通、建久七十二廿五關白、同九年十二
一攝政、建仁二十廿七停攝政、とあり。○後京極殿 月輪殿兼實の子良經なり。同書に、後京極殿良
經、建仁二十廿五攝政、建永元三七頓減、とあり。○歌のひじり 歌聖にて、歌よむことのすぐれて上
手なる人をいふ。愚管抄に、「詩歌能書音に耻ぢず」と見えて、其の歌評、後鳥羽院御口傳、愚秘抄等に見えた
り。○千載集 拾芥抄に、「千載集廿卷、壽永二年二月日、被下院宣、三位中將資盛卿奉、近古以來和歌可撰
進云々、一條院御宇永延以後歌撰之、文治三年九月廿日、依後白河院々宣、入道俊成卿奏之」とあり。○き
びは 幼弱の意。○又集めさせ給ふ 即、新古今和歌集にて、右衛門督通具以下は、その撰者の名也。○右衛門
督 右の衛門府の長官にて、右衛門は唯エモンと讀む例なり。○有家の三位 六條重家の子。○家隆 壬午二品

と稱す。和歌の名手にて、定家と名を齊せり。○雅經 京極攝政師實の孫にして、賴經の子、參議に任ぜらる。
○院の御前にて云々 みがきと、のへは、玉など磨くやうに、歌を吟味し選べる意。撰者の奉れるを、後鳥羽院、
更に、御精撰あらせらる、をいふ。家長新古今奥書に、「元久年各撰進、五人撰進之後、悉皆覽御有御點こと
あり。序文にも其のよし見えたり。○とりもちて 轉旋し申し行へりとなり。

大かたいにしへ、ならの御門の御代に、始めて左大臣橘の朝臣勅をうけたまはりて、萬葉
集を撰びしよりこのかた、延喜のひじりの御時の古今集、友則、貫之、躬恒、忠岑、天曆の
しこかりし御代にも、一條攝政殿、いまだ藏人の少將など聞えける頃、和歌所の別當と
かやにて、梨壺の五人におほせられて、後撰集は集められけるとぞ。ひが聞きにやはべら
む。そののち、拾遺集は、花山の法皇のみづから撰ばせ給へるとぞ。白河院位の御時は、後
拾遺集、通俊治部卿うけたまはる。崇徳院の詞花集は、顯輔、二位えらぶ。又、白川の院おり
ゐさせ給ひてのち、金葉集、重ねて俊賴の朝臣におほせて、撰ばせ給ひしこそ、はじめ奏
したりけるに、輔仁の親王の御なりの書きたる、わろしとてなほされ、又、奉れるにも、
何事とかやありて、三度奏して後こそをさまりにけれ。かやうのためしもおのづからの事
なり。おしなべて、撰者のまゝにて侍るなれど、こたみは、院のうへみづから和歌の浦に
おりたちあさせ給へば、誠に心ことなるべし。

○大かたいにしへ云々 歴朝和歌撰集の次第を述べたるなり。○ならの御門 大らかに奈良の朝をいへるか、或

左大臣印本に
右大臣とあり
今一本つより
て改めつより
謙徳公の分註
印本文に改めつ

そののち以下
一本に其後花
山の法皇のみ
へから書せ給
十卷なりとあ
りなほされ一
返されとあり

おられたあさ
らせ給へば印
本におりたあ
せ給へばとあ

は聖武天皇を申したるにや。次の萬葉の註を併せ看るべし。○萬葉集 拾芥抄に、「萬葉集廿卷、奈良天皇御宇、左大臣橘諸兄公撰之、私勸、右大辨家持同撰之、聖武天皇勅云々」この説、古くより、しかいひ傳へたりと見え、榮華物語、萬葉仙覺抄等も、同じ趣なり。又、契沖阿闍梨は、「家持卿、左記、勅聚歌林、家々の集まで撰びたり、其の他、昔今の歌、見聞に随ひ記し集めて、天平寶字三年に至り、其後は、部類もよくと、のへられぬ草案のまゝにて、世に傳はりたるなり」といへる、此の説、いと穩におぼゆれど、猶、定めがたし。○攝の朝臣 諸兄、はじめ葛城王と申し、後に橘朝臣の姓を賜はりて臣籍に入る。○延喜のひじりの御時 延喜は醍醐帝の時の年號。ひじりは日知の意。帝徳のすぐれたるを聖といふにつきて、此の字を充てたり。即、醍醐の聖代の意。○古今集 拾芥抄に、「古今集廿卷、延喜五年四月十五日、奉勅、御書所預紀貫之爲棟梁、大内記紀友則、前甲斐目凡内躬恒、右衛門府生壬生忠岑等撰之、延喜末奏聞之」とあり。○友則 宮内權少輔紀有友の子、延喜の初大内記となる。古今集奏聞に先だちて卒去す。○貫之 藏人紀望行の子にて、友則の叔父なり。大内記土佐守を歴て、歸任の時土佐日記を著し、又木工權頭となり、天慶九年卒す。○躬恒 凡河内氏、甲斐權少目、和泉大掾となり、後御厨子所預たり。○忠岑 壬生安綱の子。○天曆の云々 天曆は村上天皇の時の年號、延喜の御世と並べて、この御時を天曆の聖代といふ。○一條攝政殿 伊尹、九條右大臣師輔の男。○藏人の少將 藏人は、嵯峨帝の時藏人所を置き、天皇の御服近侍の事を掌る。別當、頭、藏人等の職名あり。少將は近衛府の次官、左右兩府に分つ。當時、伊尹は左近衛少將にて、藏人を兼ねたり。○和歌所の別當 和歌所は萬葉集を讀みとかせんが爲に、此時に始めて置かれたる司にて、別當はその長官をいふ。○梨壺 昭陽舎にて、温明殿の北、麗景殿の東にあり、庭中梨樹を植ゑたるを以てこの稱あり。五人とは、大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城をいふ。○後撰集 拾芥抄に、「後撰集廿卷、天曆五年十月、於梨壺、以藏人少將伊尹爲和歌所別當、和歌所根元是也、能宣、元輔、順、時文、

望城等撰之、梨壺五人、同上」とあり。○ひが聞き 聞きあやまりの意。尼の謙辭。○拾遺集 拾芥抄に、「拾遺集廿卷、長徳比、大納言公任卿撰之、或華山院法皇御白撰云々」とあり。○通俊 太宰大貳經平の子。○治部卿 治部省の長官、蕃客僧侶尼等の事を掌る所。○後拾遺集 拾芥抄に、「後拾遺集廿卷、應徳三年九月十六日、中納言通俊撰進之、事次通俊卿所望撰云々」とあり。○顯輔の三位 六條修理大夫顯季の子。○詞花集 拾芥抄に、「詞花集十卷、天養元年六月二日、依崇徳院勅、顯輔卿撰之、仁平又奏之」とあり。○金葉集 拾芥抄に、「金葉集十卷、天治元年、依白川院論言、俊賴朝臣撰之、再三注直」と見えたり。○俊賴 大納言源經信の子。○輔仁の親王 後三條帝の皇子、白河帝の皇弟なり。○はじめ奏したりけるに云々 御名のりは御實名をいふ。この事、今鏡源氏の御息所の巻に、「かやうの御歌ども、木工頭の撰び奉れる集に、輔仁のみこと書きたりければ、白河院は、いかにこ、に見ん程、かくは書たるぞと仰せられければ、三宮とぞ書奉れる。御中らひはよくもおはしまさざりしかど、御弟なるべし」と見えたり。○又奉れるにも云々 再度には、法皇の宮人の歌を巻首に入れて上りしが、なほ敬慮にかなはで、更に源重之の歌を始に入れて上れり。されど、三度目のは、草本の儘にて傳はらず。今世に流布せるは、再度の本なり。○おしなべて云々 すべて、撰集につきての事は、撰者の意のまゝにてある事なれどと也。○和歌の浦 紀伊國海部郡にあり。あさるは、もと鳥などの、食を求むる意にて、それより、只尋ね求むることといふ。さて和歌の浦におりたち云々とは、和歌の浦を、やがて、和歌にとりなし、それを撰びとり、と、のへさせ給ふを、あさるといへるなり。

この撰集よりさきに、千五百番の歌合せさせ給ひしにも、勝れたるかぎりを撰ばせ給ひて、その道のひじりたち判じけるに、やがて、院も加はらせ給ひながら、なほこのなみには立ち及びがたしと、ひげさせ給ひて、判の詞をばしるされず。御歌にて、まさり劣れる志

拾へり應永本
給へるに作る

重修増鏡詳解

ばかりをあらはし給へり。なか／＼いと艶に侍りけり。

○撰集よりさきに 新古今集を撰ばせ給ふより前にと也。○千五百番歌合 歌合は、歌人集り、左右方々に分れて、そのよめる歌どもを番ひ合せ、別に、判者を定めおきて、その優劣を聞き、勝負を定むる儀にて、いとみやびたるわざなり。その起原は、詳ならねど、いと古く行はれたるものにて、玉勝間に、「歌合といふわざは、いづれの頃よりか始りけむ。古今集に、仁和の中郷御息所の家の歌合といふこと見え、新勅撰集夏の部に、中納言行平の家の歌合、又戀三に、陽成院の歌合など見えたり。これら、寛平よりさきなり」と見えたり。さて、この千五百番歌合は、建仁元年、後鳥羽院御製をはじめ、後京極攝政以下、男女三十人の歌よみに、各、百首歌を奉らしめて、相つがへ、其の中十人を撰びて、判者となし、院御自身も、歌をもて、秋の二、三の巻の判せさせ給へり。其の始の詞に、「愚意の及ぶ所、勝負ばかりはつくべしといへども、難におきては、いかに申すべしとも覺え侍らず。左右の下に、一字計をつけんは、無下に念なきさまなるべし。よりにて、判の詞の所に、かたの様に、卅一字を連ねて、其句の上ごとに、勝負の字計を定め申すべき也」とのたまへり。○このなみ 此の列にて、諸歌仙の列の意。○ひけ 卑下の字にて、謙遜の辭なり。

上のその道をえ給へれば、下もおのづから時を知るならひにや。男も女も、この御代にあたりて、よき歌よみ多く聞え侍りし中に、宮内卿の君といひしは、村上の御門の御後に、俊房の左の大臣と聞えし人の御末なれば、はやうはあて人なれど、つかさあさくて、うち續き四位ばかりにてうせし人の子なり。まだいと若きよはひにて。そこひもなく深き心ばへをのみよみしこそ、いとありがたく侍りけれ。

村上天皇
貝平親王
俊房
師房
師頼
師光
女子歌人

○上のその道をえ給へれば云々 孟子に、「上之所好、下有甚於此者」とまた、禮記樂記に、「君好之則臣爲之、上行之則民從之」などある意なるべし。○宮内卿の君 宮内卿は女房の呼名、系圖上欄に出せり。○はやうはあて人 其の以前は貴人の意。○つかさあさく 官職卑きをいふ。○四位ばかりにて云々 源師光、正四位下、右京大夫なりしかば、いへり。家長日記に、「師光入道の女なり。家の風たえず、ことにすぐれたるよしきこえ侍る」とあり。○そこひもなく 際限もなくの意なり。○ありがたく ありにくき意、珍らしきをいふ。今唯忝き意にいふと異なり。

この千五百番の歌合の時、院のうへのたまふやう、「こたみは、皆世にゆりたるふるき道のものどもなり、宮内卿は、まだしかるべけれども、けしうはあらずと見ゆめればなむ。かまへて、まろがおもておこすばかり、よき歌つかうまつれ」とおほせらるゝに、おもてうち赤めて、涙ぐみて候ひけるけしき、かぎりなきすきの程も、あはれにぞ見えける。さてその御百首の歌、いづれもとりにくくなる中に、

うすくこき野邊のみどりの若草に跡まで見ゆる雪のむらぎえ

草のみどりのこきうすき色にて、去年のふる雪の遅く疾く消えけるほどを、推しはかりたる心ばへなど、まだしからむ人は、いと思ひよりがたくや。この人年つもるまであらましかば、げにいかばかり、目に見えぬ鬼神をも動しなましに、若くてうせにし、いといとほしくあたらしくなむ。

世にゆりたる
印本世にゆづ
りたりとあり
今一本により
て改めつ

こき應永本
くとあり

○こたみは云々 後鳥羽院の、宮内卿をめして、のたまはせらる、御詞也。○世にゆりたる云々 世間に、歌の上手とゆるされて、この道に久しくたづさはれる者たちとなり。○けしうはあらず 歌よみの中に交へても、悪くはなしとの意。○かまへてまろが云々 思ひ構へて、朕が今引立て、歌の名匠の中にさし加へたるは、さすがにと、人はいはれ、面目を施すほどの名歌をよみて奉れとなり。まろは自稱にて、和訓采に「天子より諸臣に至り、或は女子もおなじく稱する事、物語類におほし。才なく愚なる意なり」といへり。おもておこすは、面ぶせに對へて、面目を施すをいふ。○かぎりなきすき 此の上もなく、歌道熱心の意にて、すきは、嗜み好むをいふ。○うすくこきの歌 新古今集にも、「千五百番歌合に、春歌、宮内卿」とて載せたり。さて、野邊の若草のまだらにして、緑色の薄き所、濃き所あるによりて、去年の雪の、むら／＼に消え残りたる跡の、いとしるく見ゆとの意也。○おそくとく消えける 遅く消えたと、疾く消えたとの意。○目に見えぬ鬼神をも云々 古今集序に、「力をもいれずして、天地を動し、目に見えぬ鬼神をも、あはれと思はせ、男女の中をも和け、猛き武士の心をも慰むるは歌なり」とあるによれり。○若くてうせにし云々 明月記に、「承元元年五月十日、宮内卿局昨日逝去、常馴人也、甚悲、近習奏事輒達、心操甚柔和」とあり。○いとほしく 氣の毒にの意。○あたらしく 惜しきの意。

かくて、この度撰ばれたるをば、新古今といふなり。元久二年三月廿六日、竟宴といふ事、春日殿にて行はせたまふ。いみじき世のひびきなり。かの延喜のむかしおぼしよそへられ、院の御製、

いそのかみふるきを今にならべこし昔の跡をまたたづねつ、

よそへられて
印本よそへて
つによりて補ひ

攝政殿 大皇孫

敷島ややまことばの海にして拾ひし玉はみがかれにけり

つぎくずむながるめりしかど、さのみはうるさくてなむ

○新古今 拾芥抄に、「新古今集廿卷、元久二年三月廿六日、依後鳥羽院院宣、參議右衛門督通具、大藏卿有家、左近中將定家、前上總介家隆、右少將雅經等撰進、上皇有御台點被定、有、眞名親經卿奉良經公仰書之、假名攝政書之、寂蓮雖入撰者、奏覽以前早世」とあり。○竟宴 撰集竟りたるを以て、燕宴する意。さて、其時によめるを、竟宴和歌といふ。新古今竟宴和歌一卷、群書類從に收めたり。○春日殿 一條の北にあり。春日神をまつれるによりていふとぞ。○延喜のむかし云々 即、古今集をえらばれし時の事をいふ。○いそのかみの御歌 續古今集に、「元久二年三月廿六日、新古今集竟宴おこなはれけるに、よませ給ひける、後鳥羽院御歌」とあり。さて、古き歌をあつめ、今の歌を撰び並べて、かの古今集を撰ばれしよりこのかた、後撰、拾遺等、つぎつぎの撰集ありし、その昔の跡をたづねて、こたび又、新古今集を撰び、こゝにその功を竟へたりとの意なり。○いそのかみ 大和國の地名にて、そこに又、布留といふ地名あるより、古き、降るなどいふにかけていふ枕詞とせり。○敷島やの歌 これも、續古今集に、同じ詞書ありて、後京極攝政前太政大臣と見えたり。やまことばは和歌をいふ。さて歌詞の多きを海にたとへて、その中より、拾ひとし玉の、磨かれて光り輝くが如く、廣く集めて、撰びと、のへられたる歌は、かく集に物して、世に示されたりと也。二の句、印本に、やまと言の葉とあるも、同じ意なり。○ずむながる 順流にて、もと、酒盃を、上位より下位まで、順々にあぐることにて、こゝは數多ある歌を、次第のまゝに、つぎくずむながる意。○うるさくてなむ 煩しければいはずとなり。

やまことば
の印本にやま
とことこの葉
あり今續古今
集によりて改
めつむながる
すむながる一
本すむながる
とあり

何となくあけられて、承元二年にもなりぬ。十二月廿五日、二の宮かうぶりし給ふ。修明門院の御腹なり。この御子を、院かぎりなくかなしきものに思ひ聞えさせ給へれば、になきよらを盡し、いつくしうもてかしづき奉り給ふ事なめならず。遂に、おなじき四年十一月に、御位につけ奉り給ふ。もとの御門、今年こそ十六にならせ給へば、いまだ遙なるべき御さかりに、かゝるを、いと飽かずあはれと思されたり。永治の昔、鳥羽の法皇、崇徳院の御心もゆかぬにおろし聞えて、近衛院をすゑ奉り給ひし時は、御門いみじうしづらせ給ひて、その夜になるまで、勅使を度々奉らせたまひつゝ、内侍所劔璽なども、渡しかねさせ給へりしぞかし。さて、その御憤のするにてこそ、保元のみだれもひき出て給へりしをこの御門は、いとあてに、大どかなる御本性にて、思しむすばほれぬにはあらねども、けしきにも漏し給はず。世にも、いとあへなき事に思ひ申しけり。承明門院などは、まいていと胸いたくおぼされけり。

○修明門院 女院記に、「修明門院、從二位藤原範季卿女、顯徳院妃、佐渡院母儀、壽永元年誕生、年月日從三位、承元々年六月七日修明門院と申す」とあり。○かなしき かはゆきの意。○になく 雙びなく似るものなくの意。○きよらをつくし 衣服調度よりはじめて、美麗を極めさせ給へるなり。○いつくしうもてかしづき云々 端正に、おもくしく御養育ある事。○なのめならず なのめは、正しからぬ義。大方一通りならぬを、なのめならずといふ。○かゝるを云々 御讓位あるを、いまだ物たらず、悲しき事と思召すと云々。○永治の昔云々

鳥羽
崇徳
近衛
後白河
重仁親王
度々奉らせ印
本に度々たて
まいらせとあ
り今一本によ
りて改めつ

守成應永本も
りなりと訓せ

永治元年十二月七日、崇徳院、御位を近衛院に傳へさせ給へり。○御心もゆかぬに云々 崇徳院、まだいと飽かず思召して、御得心なきに、おして御讓位させ奉りたりと也。○いみじうしづらせ云々 御讓位をいなみ奉りて、御心進み給はざりしをいふ。勅使は、崇徳帝より鳥羽法皇への御使なり。此の事は、今鏡八重の沙路の巻、及、愚管抄等に見えたり。○保元の亂 崇徳院、後白河天皇の御位を奪ひ奉らむとして、藤原頼長、源爲義等をして兵を挙げしめしに、軍敗れて、讃岐に遷され給へりし亂なり。○大どか 大やうにて、寛大なる御性質をいふ。○思しむすばほれぬ云々 心ならずおりの給へるを、平らかならず、恨々と思召さぬにはあらねどと也。○あへなき 無敢にて、かひなき意。○胸いたく云々 悲しさに、胸せまりて、痛みまでになるをいふ。その年のしはすに、太上天皇の尊號あり、新院と聞ゆれば、父の御門をば、今は本院と申す。猶御政事はかはらず、今の御門は十四にぞなり給ふ。御いみな守成と聞えしにや。建曆二年十一月十三日大嘗會なり。新院の御時も仕うまつられたりし資實の中納言に、この度も、悠紀がたの御屏風の歌めさる。ながら山、

すがのねのながらの山のみねの松吹きくる風もよろづの代の聲
かやうの事は、皆人のしろしめしたらむ、ことあたらしく聞えなすこそ、老のひがごとならめ。

○その年のしはす 承元四年十二月なり。○太上天皇 儀制令に、「太上天皇、讓位帝所稱」とあり。即、尊號なり。略して太上皇、上皇とも稱し、御出家あらせられたるは太上法皇、またたゞ法皇とも申し奉るなり。○猶御政事は云々 後鳥羽院、なほ院中に政をきかせ給ふをいふ。○建曆二年云々 百練抄に、「建曆元年十月二十二日

御禊、十一月八日春花門院崩、仍大嘗會延引、同二年十月廿八日、又御禊、十一月十三日大嘗會」とあり。○新院の御時も云々。土御門天皇大嘗會の御時の歌見えす。されど、これによりて、資實卿のよめりし事、明らかなり。○資實の中納言。權中納言日野兼光の男。○悠紀方。上の後鳥羽院大嘗會の終(一六)の註を見るべし。○ながら山。近江國滋賀郡にあり。○すがのねの歌。續古今集に、「建曆二年、大嘗會悠紀方屏風歌、長等山、前中納言資實」とあり。すがのねのは、菅の根にて、長き物なれば、長といはん枕詞なり。さて、一首の意あきらけし。○老のひがごと。老人の癖として、僻みたる心から、いはでもの事をくどくしくいふわろさらんの意。

この御代には、いとけちえむなる事おほく、所々の行幸しげく、このましきさまなり。建保二年、春日の社に行幸ありしこそ、ありがたき程いどみつくし、おもしろうも侍りけれ。さて、そのまたの年、御百首の御歌よませ給ひけるに、去年の事おぼしいて、内の御製、

春日山續古今集に春日野やとあり

春日山こそこのやよひの花の香にそめしこころは神ぞしるらむ

御心ばへは、新院よりも、少しかどめいて、あざやかにぞおはしましける。御ざえもやまともろこしかねて、いとやむごとなくものし給ふ。朝夕の御いとなみは、和歌の道にてぞ侍りける。末の世に、八雲などいふもの作らせたまへるも、この御門の事なり。

○けちえむなる事云々。著しく目ざましき事件多くの意。○春日の社。大和國添上郡三笠山の麓にあり。天兒屋根命を祀る。藤原氏の氏神にて、朝廷の尊崇も、極めて厚く、後一條天皇以後、代々行幸あり。この行幸は、建保二年三月廿六日なり。○いどみつくし。供奉の人々の装を競ひたる意。○御百首。建保三年十月廿四日よませ給へる名所百首にて、順徳院御集に載せたり。○春日山の御製。續古今集に、「建保三年百首御歌の中に、こそ行

幸の事をお思しいでて、よませ給ひける。順徳院御歌」とあり。御集には、題を春日野として、初句をも春日野やとしたり。花の香にそめしは、折しも三月なれば、しかいへるにて、即、御社に詣で給ひて、祈り給へる御事あるべし。神ぞしるらむは、春日の神の納受し給ふらむとなり。しるとは、領知にて、すべて我が方にすべをさむる意なり。○かどめいて。才氣あるを、かどあるともいへるより、才走る意。即、御心のはたらしきくれおはしますをいふ。○あざやかに。御心さま、優柔ならず、よろづはきくせさせ給へるをいふ。○御ざえも云々。御學問も、和漢を兼ねさせ給ひての意。○末の世に八雲など云々。末の世は、順徳院御在位の終頃の程。八雲は、八雲御抄(七卷)のこと。此は、和歌の事を、詳に記されたる御書にて、建保六年より承久までの間にか、せ給へるもの也。承久亂に、佐渡に遷され給ひし時、御かたみに、九條殿に奉らせ給ひしが、今も世に傳はれり。

二年一本六年とあり
給へり印本に
給へり印本に
今一本により
つ今一本により
なめり印本に
一本により
補ひつ

攝政殿の姫君まゐり給ひて、いと花やかにめてたし。この御腹に、建保二年十月十日、一の御子生れ給へり。いよくものあひたる心ちして、世の中ゆすりみちたり。十一月廿一日やがて親王になし奉り給ひて、おなじき廿六日、坊に居給ふ。いまだ御いかだにきこしめさぬに、いちはやき御もてなし、めづらかなり。心もとなくおぼされければなるべし。今一しほ世の中めだたく、定りはてぬるさまなめり。新院は、いてやと思さるらむかし。

○攝政殿の姫君。女院小傳に、「東一條院、藤立子、順徳后、先帝母、後京極關白女、母中納言能保女、承元四、十二、十四、叙從三位、同十、九爲女御、同五、正、廿二爲中宮、廿」とあり。○いよく物あひたる。下の三神山の巻に、「よろづうちあひ思ふさまなる」とあるに同じく、都合よくなりたる心地すとなり。○ゆすりみちたり。ゆさゆさと、動搖する意にて、姫君入内、皇子御誕生、さし續きての御悦に、人々の騒ぎあへる様をいへるなり。○

ともすれば印
本やもしすれ
ばとありし水
水やともしす
ればに作る

恭應永本圖書
とありし印
争はせし印
本にありし印
つよりて補ひ

申させ給ひた
るに印本申さ
れたるに印本
り一本にあり
て改めつより

あかみて一本
にあかめとあ
り印本やある
やうやうはあ
一本にあり今

親王になし奉り 親王宣下をいふ。○坊 坊とは、東宮の事にて、東宮の宮司に、春宮坊といへるがあるによりて、やがて、東宮をも坊と申し奉るやうになれり。○御いか云々 いかは五十日なり。御子生れて五十日の産養をいふ。この儀は、中古以來、貴族の間に行はれたるものにて、生兒に餅など哺食せしむる例なり。これを五十日の餅と稱す。さて五十日の御祝の儀も、未だなきにと也。即、誕生の後、程なきをいふ。○心もとなく 待遠にの意。○今一しほ云々 前には、土御門院をおろし奉りて、順徳院をすゑ給ひ、さて、女御入内、皇子降誕、さし續きて立太子に至るまで、思召す儘に、次々事の定まれるをいふ。○いでや 詞のかゝりにいひいづる辭にて、イヤモウといふ意。土御門院も、今迄は、せめて我が御子なりとも御位にと思召したるならんを、此度、儲君さへ、順徳院の御子に定れるによりて、御望をたち給ひ、いやもうかひなき事と、思召さる、ならんと也。かくて院のうへは、ともすれば、水無瀬殿にのみ渡らせ給ひて、琴笛の音につけ、花もみぢのをりくゝにふれて、よろづのあそびわざをのみ盡しつゝ、御心ゆくさまにて過させ給ふ。誠によろづ世もつきすまじき御世のさかえ、次々、今よりいとたのもしげにぞ見えさせ給ふ。御碁うたせ給ふついでに、若き殿上人ども召して、これかれ心のひきくゝに、いどみ争はせさせ給へば、あるは小弓雙六などいふ事まで、思ひくゝに、勝負をさうどきあへるもいとをかしう御らむじて、さまざまの興ある賭物ども、とうてさせ給ふとて、なにがしの中將を御使にて、修明門院の御かたへ、「何にても、をのこともに賜はせぬべからむ賭物」と申させ給ひたるに、とりあへず、小唐櫃の金物したるが、いと重らかなるをまゐらせられたり。この御使のうへ人、何ならむと、いといぶかしくて、片端ほのあけて見るに、錢な

り。いと心えずなりて、さとおもてうちあかみて、あさましと思へる氣色しるきを院、御らむじおこせて、朝臣こそ、むげに口惜しくはありけれ。かばかりの事知らぬやうやはある。いにしへより、殿上の賭弓といふ事には、これをこそかけ物にはせしか。されば、今かけものと聞えたるに、これをしもいだされたるなむ、いにしへの事知り給へるこそ、いたきわざなれ」と、ほゝゑみてのたまふに、さは悪しく思ひけりと、心ちさわぎておぼゆべし。○ともすれば や、もすればの意。○よろづ世も云々 いつまでもはてしなきまでに、御世の榮、たのもしけなりとなり。○殿上人 清涼殿殿上の間に候することを許されたる人、及び藏人をいふ。四位五位なるもの、藏人なるは六位もあり。○心のひきくゝ 最良々々にて、心の好むかたにしたがひての意。○小弓 楊弓の類にて、その頃行はれし遊戯の具なり。多く三四月の頃、この遊戯はせられしものなるよし、嬉遊笑覽に見えたり。○雙六 碁のたぐひにて、盤に目をもりて、石を並べ、二つの賽をふりて、これかれ勝負をあらそふ遊戯なり。こも詳なる事は嬉遊笑覽にあり。○さうどき 争ひ騒ぐ意。○興ある賭物 おもしろき賭物の意にて、小弓、雙六、碁などに賭けて、勝ちたる方にあたる物をいふ。○とうて 取出を、音便にいふ也。○をのことも 侍臣をいふ。即、殿上人なり。○賜はせぬべからむ云々 下賜すべき賭物をおこせ給へとの意。○唐櫃 六足ある櫃にて、物を入る、もの也。○重らかなる 目方の重さうなるの意。○御つかひのうへ人 うへ人は殿上人使に遣はされたる人にて、即、何がし中將をいふ。○ほのあけて 少しばかり開けての意。ほのほの意。○いと心えずなりて 貴族の方々にて、錢など賭物にせんは、いかゞと思へば、其の心を得ぬおもて云々 はつと、赤面しての意にて、あさましく思へるさま也。○御らむじおこせて こな

見ること、即、院の、中將のさまを、見やらせ給ひての意。○朝臣 人を親みてよぶ詞にて、吾副身の意ぞ。こゝは、姓にいふとはかはれり。三位以上上達部には卿といひ、四位には朝臣といふ例なり。即、こゝをさしてのたまへる御詞なり。○かばかりの事 これ位の事の意。錢を賭物にもちふることをいふ。○殿上の弓 新儀式、殿上賭弓の條に、「即賜懸物射分錢(懸物、仰内藏寮、射分仰穀倉院令進之、或後院進之、又成有仰中宮加獻賭物)若有中科者、依仰賜懸物、事畢還御」とあり。臨時の儀にて、殿上の侍臣どもに、弓射させて御覽するなり。恒例の賭弓といふは、射禮の翌日、即、正月十八日、天皇弓場殿に御して、弓を御覽するにて、その儀いとおもけれど、これは臨時なれば、いたき儀もなきなり。○これをこそ 錢を賭物とすととなり。○今かけ物ときこえるに 今、修明門院の方に、唯、賭物にすべき物賜へと、いひやりたる故に、かく舊儀を存して、わざと錢をおこせられしなりとなり。○いたきわざ 俗に、エライ事といはんが如し。いたきは、すべて、物の甚しきをいふ辭にて、よきにも、あしきにもかよはしていへり。○さはあしく云々 中將の心のうちをいへる意なり。

大かたこの院のうへは、よろづの事にいたりふかく、御心もはなやかに、物にくはしうぞおはしましたける。夏の頃、水無瀬殿の釣殿にいてさせ給ひて、ひ水めして、水飯やうのものなど、若き上達部殿上人どもにたまはさせて、大御酒まゐるついでにも、あはれいにしへの紫式部こそは、いみじくはありけれ。かの源氏物語にも、「ちかき川のあゆ、西川より奉れるいしぶしやうのもの、御前に調じて」と書けるなむ、勝れてめてたきぞとよ。只今さやうの料理つかまつりてむや」などのたまふを、秦のなにかしといふ御隨身、高欄のもと近く候ひけるが、うけたまはりて、池の汀なるさ、を少し敷きて、白き米を洗ひて奉れり。「ひろは消えなむ」とにや。これもけしがるわざかな」とて、御ぞぬぎてかづけさせ給ふ。御かはらけたびくきこしめす。その道にも、いとはしたなうものし給ふ。何事も、あいぎやうづき、めてたく見えさせ給ふ御ありさま、千とせをふとも、飽く世あるまじかめり。

くはしうの
印本など
り今一本
りて除き
たまはさ
一本に給
せて又給
てともあ
にしへの
字一本に
なにかし
下應水本
あり

東の下應水
本水にの二
あり
御ありさま
とあり

○いたりふかく 造詣深くの意、その蘊奥をきはめ給へるをいふ。○御心も花やかに 御心の華美を好み給へる意。○釣殿 對の屋より、廊中門等をへたて、池にのぞめる殿をいふ。附録寢殿造の圖を參觀すべし。○ひ水 氷水なり。○水飯 水づけの飯にて、飯を水に漬けてめさせらる、をいふ。○大御酒まゐる 酒、古言に唯々といへり。黒酒白酒などの類。こゝは、大も御もともに美稱。即、御酒を飲みたまふなり。○上達部 三位以上の位、參議以上の官ある者をいふ。○あはれ云々 後鳥羽院の御詞なり。○紫式部 藤原爲時之女、藤原宣孝に嫁し二女を生む。夫の死後、上東門院に仕ふ。源氏物語はその著なり。○近き川のあゆ云々 源氏物語常夏の巻に、「いとあつき日、東の釣殿にいで給ひて涼み給ふ。中將の君もさぶらひ給ふ。親しき殿上人あまたさぶらひて、西川より奉れる鮎、近き川のいしぶしやうのもの、御前にて調じて參らす」とあるをいふ。西川は桂川。近き川は賀茂川をいふべし。○石伏 川魚の名にて、形はせに似て、頭大に、口平たきものなりとぞ。和名抄に、醜をよみて、「性伏沈在石間者也」と見えたり。○御隨身 上皇、執政、大臣以下、上達部、及近衛少將、諸衛の佐等まで、護衛として、官より給せらる、近衛の舍人をいふ。これを本府隨身といふ。別に内舍人隨身あり。さて弘安禮節に、「隨身、太上天皇十四人」とあり。或は十二人ともいへり。さて、攝政關白は十人、以下官にしたがひて、人数の差あり。○高欄 御殿の縁のつまにある欄干也。また勾欄とも書けり。○ひろは消えなむ 源氏物語常木巻の巻に、「御心のま、に、折らば落ちぬべき萩の露、ひろは消えなむ」と見ゆる玉露の上の露など

當座の衆議判
印本に當座に
一衆議判あり
九月一本に七
院の御歌一本
字に御歌一本
ゆりたる印本
りたるの二字
りて補ひつ
めされて印本
り一本により
て改めつ
ころも一本
頃にも一本

何の下一本に
文字あり

世繼印本日記
とあり今一本
つによりて改め

電燈増鏡詳解

の、えんにあえかなる、すきんしきのみこそ、をかしくおぼさるらめ」と見えたる句、かの洗光、御の上の
のせたるを、震に見立てたるなるべし。○けしかるわざ 異様なるわざといへるに、かたへは、さきかき
意を含める也。○御ぞ、御衣をいふ。○かづり 彼がせにて、御衣を、御頭に給はる時は、肩にうちかけ、
舞するものなれば、すべて、物を賜はるを、やがてかづるといふ也。○御かはらけ 御土器にて、酒盃をいふ
さて、御酒を召しあがらせらるるを、御かはらけきこしめすといふなり。○この道にも云々 御酒をめしあがる
事にて、御上戸におはしますをいふ。○はしたなう 不都合にの意にて、あまりなるまで、御酒を聞食さず給
ふをいふべし。○あいきやう 愛敬の字の意なり。

また清撰の御歌合とて、かぎりなくみがかせ給ひしも、水無瀬殿にての事なりしにや、當
座の衆議判なれば、人々の心ち、いと、おき所なかりけむかし。建保二年九月のころ、勝れ
たるかざりぬきいて給ふめりしかば、いづれかおろかならむ。中にもいみじかりし事は、第
七番に、左、院の御歌、

あかしがた浦路はれゆくあさなぎに霧にこぎいるあまの釣舟
とありしに、北面の中に、藤原の秀能とて、年比も、この道にゆりたるすきものなれば、召
し加へらるゝ事、常のことなれど、やむごとなき人々の歌だにも、あるは一首二首三首に
はすぎざりしに、この秀能、九首までめされて、しかも、院の御かたてにまわれり。さて、あ
りつるあまのつり舟の御歌の右に、
契りおきし山の木の葉の下もみぢそめしころもに秋風ぞふく

とよめりしは、その身の上にとりて、ながき世の面目、何かはあらむとぞき、侍りし。

○當座の衆議判 其の會の席上にての各評をいふ。席上にある衆人の、各、そのよしあしを評し、優劣をことわ
り定むるものをいふなり。○おき所なかりけむ 心づかひせられて、究屈にありつらむとなり。○いづれかおろ
かならむ おろかは粗にて、いづれも、すぐれたる名歌のみにて、大方なるはなかりきと也。○あかしがたの御
歌 玉葉集に、「建保元年八月撰歌合に、後鳥羽院御製」とあり。本文に、建保二年九月の頃とあるに、いさ、か年
月かなはず。いづれか是ならむ。さて、明石湯は、播磨國明石郡の海濱の地名。あさなぎは、朝風のしづまりた
るほどをいふ。一首の意明らかにて、海濱の實景見るが如し。○北面 またホクメンとも呼べり。院の御所の北
面に候するよりの名にて、即仙院を警衛する武士をいふ。北面に、上下の別ありて、五位なるを上北面、下藤の
六位なるを下北面といふ。○藤原秀能 河内守秀宗の子にて、秀康の弟なり。尊卑分脈に、歌人として、十六
歳時、被召後鳥羽院北面、被聽堂上、新古今集撰定之時、加和歌所寄人ことあり。○召し加へらるゝ事云々
歌合、其の他の會あることに、常に召し加へらるゝ、歌よみなれどとなり。○やむごとなき人 官位高く、尊き人
の意。○御かたて 御敵手の意にて、院の御歌と番へられたるをいふ。○契りおきしの歌 山の木の葉の下紅葉
のそめいづるころと、契りおきたるに、引たがへて、却て、人をあくといふ秋風のふきて、我が上をば、よそに
し給ふとの意にて、戀歌なるべし。○その身の上にとりて云々 秀能の身の上にとりては、後代までの面目とし
て、其の名譽は、何物か、これに過るものあらんやとなり。

むかしの躬恒が、御はしのもとに召されて、「ゆみはりとしもいふ事は」と奏して、御衣賜
はりしをこそ、いみじきことにはいひ傳ふめれ。又、貫之が家に、枇杷の大臣、魚袋の歌の
返し、とぶらひにおはしたりしをも、道の高名とこそ、世繼には書きて侍れ。近き頃は、西

第一おどろのした

みだして一本あり

行法師ぞ、北面のものにて、世にいみじき歌のひじりなめりしが、今の代の秀能は、ほとほと、ふるきにも立ちまさりてや侍らむ。この度の御歌合、大方、いづれとなくうちみだして、優れたるかぎりをえり出でさせ給ひしかば、おのゝ、むらゝにぞ侍りける。吉水の僧正ときこえし、又、たぐひなき歌のひじりにていましき。それだに四首ぞ入りたまひにける。さのみは事長ければもらしぬ。

○むかしの躬恒が云々 大鏡に、「延喜の御時に、御遊ありし夜、御前の御階の下に、躬恒を召して、月を弓張といふ心、何の心ぞ、それがよし仕う奉れと仰事ありしかば、『照る月を弓張としもいふ事は山べをさしていれは也けり』と申したるを、いみじう感ぜさせ給ひて、大袈賜ひて、肩にうちかくるま、に、『白雲のこのかたにしもおりるは天つ風こそふきて来ぬらし』いみじかりし物かな。さばかりの者を、近う召して勅祿賜はるべきことならねど、そしり申す人のなきも、君の重くおはしまし、又、躬恒が和歌の道の、世に許されたとこそ、思ひ給へしか」とあり。○御はし 御殿に昇る階段をいふ。○又貫之が家に こも、大鏡師輔の條に、「正月一日、つけさせ給ふべき魚袋の損れたりければ、繕はせ給ふ程、まつ貞信公の御許に参らせ給ひて、かうゝの事の侍れば、内に遅く参るよしを申させ給ひければ、大きおと驚かせ給ひて、年頃もたせ給へりける、取出させ給ひて、やがて、あえ物にもとて奉らせ給ふを、事うるはしう、松の枝につけさせ給へり。その御かしこまりの喜びは、御心の及ばぬにしもおはしまさざらめど、猶貫之に召さんと思召して、渡りおはしましたるを、待ちつけ申しけん面目、いかゞは愚なるべきな。『吹く風に氷とけたる池のうをは千代まで松のかけにかくれん』とあり。貞信公は忠平にて、師輔の父、批把のおとゞは仲平にて、師輔の叔父なり。こゝは父子の間の事なるを、記者の思ひ誤れるものなるべし。○魚袋 束帯の時、腰につくるものにて、三位より上は、金の魚、四位より

下は、銀の魚などいへる差別あり。○道の高名 歌道の手柄の意。○西行法師 俗なりしとき、佐藤憲清といひ、鳥羽院の北面にて、武勇の名ありしが、出家して、法名圓位といひ、後、西行と改めたり。すぐれたる歌人にて、定家家隆などと、並び稱せらる、上手なりし也。○ほとく 殆なり。○大方いづれとなく云々 誰彼の別なく、こきませうちみだして、其の中より、よき限りを撰出したるなればと也。○おのゝゝむらゝ 各人、斑々にて、皆その撰まれたる歌の員數齊しからずとなり。○吉水 吉水は、山城愛宕郡大谷の別名にて、山城名勝志に、「世號吉水、圓山安養寺内有一池、天台三昧流座主灌頂時川、此水給」とあり。○吉水の僧正 慈圓、法性寺入道前關白太政大臣藤原忠通の子にて、天台座主覺快法親王の弟子となり、初の名を道快といひしが、後慈圓と改めたり。建曆二年より後、四度座主に補せられ、大僧正に至る。吉水に住めりしかば、吉水の僧正といへり。嘉禎三年、慈圓と諡號を贈られたり。この人、また歌の上手なりしこと、人の知る所なり。○僧正 僧官の最高きをいふ。拾芥抄に、「僧正、僧都、律師、謂之僧綱」とあり。

この僧正、世にもいとおもく、山の座主にてもし給ふ事も、年久しかりし、その程に、やむことなきかうみやう數知らずおはせしかば、崇められ給ふさまも、になくものし給ひしかど、猶、飽かずおぼす事やありけむ、院に奉られける長歌、

○山の座主 山とは、園城寺を、單に寺といふにあはせて、延曆寺を、單に山ともいへり。さて、その總管の職を座主といふなり。天台一宗、皆、この下に綜理せらるゝをもち、これを天台座主ともいふ。○かうみやう 高名。慈圓の座主たりし間に、高名手柄あまたありきとなり。○猶あかず云々 寺務などの事に就てなるべし。下の長歌を見るべし。○長歌 和歌の一體にて、普通の短歌の上に、五七言の句を一回以上重ねたるものにて、句數に制限なし。但古くはその調五七なりしが、後世稍みだれて、形こそあれ、その調は七五となれり。こゝな

るも、實際は七五調なり。さてこの歌、及び、次なる定家の歌、並に拾遺愚草に見えたり。其の詞書、及び、明月記の文等、次の歌の終に載せたり。見合すべし。

さてもいかに わしのみやまの 月のかげ つるのはやしに
入りしより 經にける年を かぞふれば 二千とせをも
過ぎはて、のちのいつ、の も、とせに なりにけるこそ
かなしけれ

○さてもいかに云々かなしけれ 釋迦如來の入滅せしより以來、今日にいたるまで、經來りし年を數ふれば、二千年を過ぎはて、また五百年に及び、すなはち世の澆季に至りしこそ、悲しき事なれとなり。鷲のみ山の月の影とは、常住不滅の佛徳を、月にたとへたるにて、法華經壽量品の偈に、「爲度衆生故、方便現涅槃、而實不滅度、常住此說法、我常住於此、以諸神通力、今顛倒衆生、雖近而不見、衆見我滅度、廣供養舍利、咸皆懷戀慕、而生渴仰心、衆生既信伏、質直意柔軟、一心欲見佛、不自惜身命、時我及衆僧、俱出靈鷲山、云々、神通力如是、於阿僧祇劫、常在靈鷲山、及餘諸住處、衆生見却盡、水火所燒時、我此土安穩、天人常充滿、園林諸堂閣、種々寶莊嚴、寶樹多華樹、衆生所遊樂、諸天擊天鼓、常作衆伎樂、雨曼陀羅華、散佛及大眾云々」と見え、又、同序品に、「如是我聞、一時佛住王舍城耆闍崛山中、與大比丘衆萬二千人俱、皆是阿羅漢」とある、科註に、「因緣釋耆闍崛山者、耆闍崛、此云靈鷲、亦云鷲頭、亦云狼跡、又解、山峰似鷲、將峰名山、又云、山南有尸陀林、鷲瞰屍意棲其山、時人呼爲鷲山、又解、前佛今佛皆居此山、若佛滅後、羅漢住、法滅支佛住、無支佛、鬼神住、既是聖賢所居、總有三事、因呼爲靈鷲山、など見えたり。鶴の林の事、序文のはじめにいへり。のちのいつ、のち、とせは法華經藥王菩薩品に、「我滅度後、後五百歲中、廣宣流布」とあるをいふ。蓋し

欠

欠

と奏せられたり、院（院）もえむありて御覽すべし。げにいかゞ御心動かずしもおはしまさむと、その世の事かたじけなくなむ。今もすこし、世の中隔たれるさまにてのみおはしますこそいといとほしき御ありさまなめれとぞ。

○新院も云々 土御門上皇も、御讓位の後、心しづかに年月をすこし給ふとなり。○もていでぬ御本性 表だちて、物ごと花やかにしたまはぬ御性質の意にて、内ばにておはしますとなり。○わざとあるさま わざ／＼歌合せんと、かねて構へて、人など集めて、し給ふことは好ませられずとなり。○百首の御歌 建保四年三月、定家隆點をつけて奉れり。土御門院御百首、一卷、續群書類從に收めたり。○いふがひなき兒 はか／＼しからぬ、いふにもたらぬ兒となり。○秋の色をの御歌 續後撰集にも、「百首歌よませ給うけるに、懐舊の心を、土御門院御製」とあり。さて禁中にありて、幾秋を送迎して、見なれたる月も、わが忘れぬごとく、われを忘るゝことなかれとなり。秋の色とは、秋のけしきをいへり。雲の上は、やがて禁中をさしていへり。○驚きかしこまりて 土御門院の御製と、はじめて知りえたるによりて、驚き、且つ、恐入りてとなり。○うらがきに云々 御詠草の裏にもしたる也。さてその詞、「さればこそ、たゞ事は覺え候はざりつるものを、淺ましく出しぬかれまゐらせ候ける、道理にて候、既以露顯、感涙千萬行、淺ましかたはことども書付候ひにける、あさましやく、はや／＼破られ候ふべし、御返しによめる」とて、次の歌あり。その奥にまた、「今はかきくらしして、物も見えずさぶらふ」とあり。この事は、古今著聞集にもあり。○はかられ 欺かれたるをいふ。○あかさりの歌 そのかみおりのさせ給ふ程、臣等も、いとほしく悲しく、惜けて、泣きわび奉りしその夜の事を、今も忘れぬを、まして、あかでわかれ奉りし月も、さこそは戀しく悲しく、思ひ奏るならめとて、院の御心も、さこそ、昔こひしく思召し給ふらめとの意を、うらにそへたるなり。○えむありて さるべきつてありての意。えむは縁の字な

り。○けにかゝ云々 土御門院の御心中を、おしはかり奉りたる意なり。御心動かすしもとは、御感情の催し給はぬ事あらんやとの意。○世の中隔たれるさま 新院と、本院との御中らひは隔たりたまひ、御不和のやうにて、とかく、親しくうち解け給はぬやうなるは、甚しく御氣の毒なる御有様におはしますとなり。

第二 新島もり

田村利仁は印
本村仁は印
一本余五利仁
一本に今永正
一本によりて改
め本つより

さまよふ印本
にまよふに作
る一本により
て改めつより

猛きもの、ふのおこりを尋ねれば、いにしへ、田村、利仁などいひけむ將軍どもの事は、耳遠ければさしおきぬ。そのかみより今まで、源平の二流ぞ、時により折にしたがひて、大やけの御まもりとはなりにける。桓武天皇と聞えし御門をば、柏原の御門とも申しけり。その御子に、式部卿の御子と聞えしより五代の末に、平將軍貞盛といふ人、維衡、維時とて、二人の子をもちたりけり。間近く榮えし西八條の清盛のおとゞは、かの太郎維衡より六代の末なりき。その一門亡びしかば、この頃は、僅に、あるかなきか、にぞさまよふめる。さてかの維時が名残は、ひたすらに民となりて、平四郎時政といふもののみぞ、伊豆の國北條の郡とかやにあづめる。それも維時には六代の末なるべし。

○新島もり この巻は、源氏、北條氏相繼いで起りし事、承久亂の事、後鳥羽、土御門、順徳の三上皇遠島に遷され給ひし事、及び配所のあはれなるさまを記したり。さて巻の名は、後鳥羽法皇の隱岐にてよみ給へる御歌に、「われこそは新島もりよ隱岐の海のあらし波風心して吹け」とあるによりて名づけし也。○猛きもの、ふ云々もの、ふは、武士なり。こゝは源氏北條氏の武士を云へり。○田村 坂上田村麻呂は、菟田鷹の男にして、桓武天皇の御宇、征夷將軍となり、東夷を平けし人也。○利仁 藤原時長の男にして、鎮守府將軍に任せられ、下野高座山の賊を平けて、勇武の聞え高き人なり。○耳遠ければ云々 時代いたく隔りて、耳にうとくある故に、さ

| |
|----|
| 貞盛 |
| 維衛 |
| 維將 |
| 維時 |

し置て語らずとの意。○大やけの御まもり 朝廷の守護たりしを云ふ。○柏原の御門 帝王編年記に、「大同元年四月七日、奉葬天皇於山城國柏原陵、是桓武天皇、又柏原帝」とあり。○平將軍貞盛 平國香の男、鎮守府將軍に任ぜらる。○維衛維時云々 尊卑分脈に、貞盛の子維衛、維將の子維時とあり。本書、維時を貞盛の子とせるは誤れり。○西八條 京都の地名なり。そこに平清盛の邸宅ありし故にいふ。○その一門じびしかば 後鳥羽天皇の御代、平氏の一族、源氏の爲に滅されしをいふ。○あるかなきかにぞ云々 微々として、流浪せるをいふ。○維時が名残 名残は、子孫といはんが如し。○ひたすらに民となり 朝廷にはつかへず、一むきに、民間になり下れるをいふ。○北條の郡 吾妻鏡にも、その名見えたれども、和名抄に、さる郡名をのせず。諸國郡考には、「増鏡にも、伊豆北條郡とかや云々とあるは、當時の稱にて、定まれる郡名にあらず。加茂郡の中、今も、北條といふ地あり。其所なるべし」と見えたり。當時、私にかゝる郡名をつけていひしことありしなるべし。他の國にも例あり。

| |
|--------|
| 小島印本 |
| 小の字なし |
| ひつよりて補 |

又源氏武者といふも、清和の御門、或は宇多の院などの御後どもなり。二條の院の御時、平治のみだれに、伊豆の國蛭が小島へ流されし兵衛の佐頼朝は、清和の御門より八代のながれに、六條の判官爲義といひし者の孫なり。左馬頭義朝が三男になむありける。西八條の入道おとゞ、やうく、榮華衰へむとて、後白河院をなやまし奉りしかば、安からずおぼされて、かの頼朝を召しいて、軍を起し給ひしに、しかるべき時やいたりけむ。平家の人々は、壽永の秋の木がらしに散りはて、遂にわたつみの底のくづと沈みにし後、頼朝いよ／＼權をほどこして、更に君の御後見を仕うまつる。相模の國鎌倉の里といふ所に居り

| |
|--------|
| 世かば印本 |
| はに作る一本 |
| つよりて補 |
| 賞ときこゆ |
| 本にきこえき |
| とあり |

ながら、世をば掌の中に思ひき。皆人知り給へることなれば、今さらに申すもなか／＼なれど、院のうへ位に即かせ給ひしはじめより、世のかためとなりて、文治元年四月、二のしをのぼりしも、八島の内のおとゞ宗盛をいけどりの賞ときこゆ。

○清和の御門云々 清和天皇の御孫にて、貞純親王の御子なる經基王に源姓を賜ふ。この流を清和源氏と稱す。頼朝はその裔なり。○宇多の院云々 宇多天皇の御孫にて、敦實親王の御子なる雅信に源姓を賜ふ。この流すなはち宇多源氏なり。その子扶義は、近江源氏佐々木の祖也。○平治の亂れ云々 二條天皇平治元年十二月、右衛門督藤原信頼、左馬頭源義朝等兵を起し、天皇及び後白河上皇を幽し奉れるによりて、誅せられしを云ふ。義朝の三男頼朝は、永曆元年二月、伊豆國に流さる。○蛭が小島 増訂豆州志稿に、「蛭島は、君澤郡四日町村にありしよし見えたり。○判官 ハウグワンと讀むべし。檢非違使の尉をいふ。御門兼帶の例なり。尉はこれを四部官に配すれば、判官に當るが故なり。但、解勘由判官など、固有の官名あれど、單に、判官とのみいへるは、皆この檢非違使尉の事なり。○左馬頭 左馬寮の長官。義朝は爲義の男。○入道おとゞ 入道は、薙髮したる者をいふ。太政大臣清盛薙髮して靜海と稱せし故にいふ。○後白河院を惱まし云々 治承元年、法皇の近臣大納言成親等、平家の專横を憤り、之を亡さむ事を謀り、清盛の爲に殺さる。これによりて、清盛、法皇を恨み奉り、つひに、同三年十一月、鳥羽殿に幽し奉れるなどの事をいへり。○頼朝を召しいでて 後白河法皇、窃に、院宣を頼朝に下して、兵を挙げしめ給へりとの意。この院宣の事、源平盛衰記、平家物語も、同じ趣に記して、當時、既に、さる風説も行はれたればなるべし。されど、吾妻鏡に載せたる、頼朝の、藤原兼實に贈りたる消息にも、院宣の事なく、その他、以仁王の令旨によりて、兵を挙げたる趣にのみ記し、愚管抄にも、院宣ならぬ由辨じたれば、猶、本書の記せる所は、誤なるべし。○壽永の秋云々 木枯は、秋の末冬のはじめ、はげしく吹く風に

て、木の葉を散らすものなれば、平家の一族の西海に奔れるを、木の葉の散るにたとへし也。百練抄に、「壽永元年七月廿五日、平家黨類、前内大臣以下、卒ニ一族ニ出奔西國」と見えたり。○わたつみの底のくづ云々 海底に生ふる藻屑にて、平家の一族の海中に没したるをいふ。同書に、「文治元年三月廿四日、於長門門司關爲源軍、平氏悉被責落了」とあり。○皆人知り給へる云々 尼の詞にて、皆人の知りたる事どもを、今あらためて申すは煩はしけれど、事のつゞき明かならねば、かく申すと成り。○世のかため 征夷大將軍となりて、天下の政權をとれるをいふ。○二のはし云々 從二位なり。はしは、階にて、即、位階を云ふ。百練抄に、「文治元年四月廿七日、正四位下源賴朝、依追討賞叙從二位」とあり。

建久の初つかた都にのぼる。その勢のいかめしき事、いへばさらなり。道すがら、あそびものどもまゐる。遠江の國橋本の宿につきたるに、例の遊女おほく、えもいはずさうぞきて参れり。頼朝うちほゝゑみて、

はしもとの君になにをかわたすべき

といへば、梶原平三景時といふ武士、とりあへず、

たゞそま山のくれてあらばや

いとあいだてなしや。馬鞍こむく、りものなど、運び出でてひけば、喜びさわぐ事かぎりなし。

○建久の初つかた 保曆間記に、「建久元年十月三日、頼朝既に上洛す。同十一月七日に着京す。先陣島山重忠、後陣千葉常胤、凡關東の侍多分上洛す。其勢三十萬騎と云々」とあり。なほ、吾妻鏡にも、その行列のいかめ

ただ袖山の
杉一本にた
らばやすき
りあらばや
とてあて

しきよし、つぶさに載せたり。委しくは、本書に就きて見るべし。○橋本の宿 東海道名所圖會に、「白須賀より一里許東、昔は宿驛也」とあり。○あそび 遊女をいふ。和名抄に、「遊女、楊氏漢語抄、遊行女兒、宇加禮女、一云阿會比、今案、有夜發之名、俗云也保知、本文未詳、但、或説、白晝遊行、謂之遊女、待夜而發、其淫奔、謂之夜發也」とあり。あそびとは、歌ひ舞ひて、宴を助くるものなれば、名つきたるものにて、白拍子などの類なり。昔攝津の神崎、河内の江口などに多くあり。朝野群載に收めたる、大江匡房の遊女記、明衡の新猿樂記等に、そのさまはしく記したり。○さうぞきて よそほひかざりての意。○はしもとの君に云々 吾妻鏡に、「建久元年十月十八日、於橋本驛、遊女等群參、有繁多贈物云々、先之有連歌、はしもとの云々」と見えたり。連歌とは、一人上句をいへば、一人その下の句を作りつけ、又下句を歌ひ出づれば、上の句をそへて、一首の歌とするものを云ふ。さて、君は遊女をさし、わたすは與ふる事にて、橋の縁語にしかいへり。袖山は、樽といはん料にて、樽を、やがて、給與する意に用ひたり。一首の意は、かくまるれる橋本の遊女等に、何を引出物として與ふべきかと問ひしに、何物も與へずしてありたしと、景時が答へしなり。○あいだてなしや 愛想けなきことよの意。源氏物語宿木の卷に、「世を思ひたまへ亂る、事のみなんまさりになると、あいだちなくぞうれへたまふ」とある詞に同じ。やは歎辭也。景時の附句の、くれすしてあらばやといへるが、いかにもソツケなきをいへるなり。但し、景時も、もとより、さる心にあらねど、唯かく反對にいへるに、歌の興はあるなれど、その歌のみの評語に、かくいへるなり。○馬鞍 古は馬を貴重なる贈物とし、また馬のみならず、鞍を添へても贈ることありしなり。此は遊女等にかめしき纏頭ありしなり。○こむく、り 紺縵にて、紺色の絞りぞめなり。○ひけば 引出物にしたればとなり。ひくとは、もと馬の贈物を客人に牽き出でて見することより起りて、後にはすべて物を贈るをひくといへり。

本ひき給ひし印
しに作りて改め

君にあふさか
印本に君と
あり今撰て千載
めつよりて改め

その年の十一月九日、權大納言になされて、右近、大將をかねたり。十二月の朔日ごろ、よろこび申して、おなじき四日、やがてつかさを返し奉る。この時ぞ、諸國の總つゝあふくしといふ事うけたまはりて、地頭職に、我が家のつはものどもをなし集めけり。この日本國の衰ふるはじめは、これよりなるべし。さてあづまにかへり下るころ、上下いろ／＼のぬさ多かりし中に、年比もいのりなどしたまひし吉水僧正（註）かの長歌の座主のたまひつかはしける。

あづまぢのかたになこそその關の名は君を都にすめとなりけり

御かへし、頼朝

都には君にあふさかちかければなこそその關はとほきとをしれ

○その年十一月九日云々 將軍執權次第に、建久元年十一月九日、任權大納言、同廿四日、兼右大將、不歴參議中納言、直任大納言、十二月一日、拜賀、同辭兩職とあり。○右近大將 右近衛大將の略、また右大將ともいふ。○よろこび申 任官の慶を申し上るにて、即、拜賀なり、名目抄に、奏慶とあるも同じく、江次第に、「新任大臣、參弓場殿令奏慶賀」と見えたり。○總つゝあふくし 總追捕使なり。頼朝奏請して、守護を諸國におきしが、そのはじめ、此を追捕使といひて、皆、わが家人を補したれば、當時、頼朝は、おのづから、六十六國の總追捕使といふ職に補せられたるが如く思ひて、かくいへるなるべし。かゝる職を、朝廷より命じ給へるにはあらず。さて、それを、建久元年にかけたりと見むは誤にて、この時とは、即、唯、頼朝の時と、おほらかにいへるなり。○地頭職云々 莊園として、諸家の私領地に、幕府の家人を遣して、租稅課役の事より盜賊の追捕等

を掌らしむるもの也。地頭職の事は、黒川春村翁の地頭考、星野博士の守護地頭考に詳也。○日本國の衰ふる王政の衰ふるをいふ。日本國とは、國、即朝廷なり。○いろ／＼のぬさ 昔は、旅行の時、絹布などを細小にきりて、これをたづさへ、山の峠にて道祖神に奉る、これを手向といふ。其の手向の物を、ぬさといひて、旅行く人に贈りなどせり。こゝは、唯、種々の贈物といふ意にて、即、今の世の賤別なり。○いのりなど云々 頼朝、鎌倉にありしほどより、その爲に、御修法御讀經などして、何くれと祈禱せしを云ふ。吉水僧正は、天台座主大僧正慈圓なり。長歌は、おどろの下の卷(四四)にあり。○あづまぢの歌 なこそその關は、奥州磐城と、常陸との境にあり。なこそは、勿來の意、關は、せき留むるものなれば、其の意に取なして、さて、彼の關の名をかくいへるは、君に東國へは歸り來るな、いつまでも都に留まり給へとてなるべしと、別を惜みて、しかよめるなり。此の歌、次の歌ともに、續千載集に載せて、「前右近衛將頼朝、都に上りて侍けるが、東へ下りなんとしける比、遣しける、前大僧正慈圓」と見えたり。○都にはの歌 あふ坂は、近江にあり。君は建久といふ事をかけて、又近き程は遣ひ奉るべければ、遠く奥州なる勿來の關のために、とよまるべきにあらずとなり。とせしれのをは、感歎の意をそへたる詞なり。

その後もまたのぼりて、東大寺の供養にまうてたりき新院の御位のはじめつかた正治元年正月、あづまにて頭おろして、おなじき十三日、年五十三にてかくれにけり。治承四年より天の下にもちひられて、二十年ばかりや過ぎぬらむ。北方はさきに聞えつる北條四郎時政が女なり。その腹に、をのこ二人あり。太郎をば頼家といふ。弟をば實朝ときこゆ。大將かくれてのち、兄はやがてたちつぎて、建仁元年六月廿二日從三位、同日將軍の宣旨をた

まはる。またの年、左衛門督さゑもんのかみになさる。かゝれども、少しおちぬ心ばへなどありて、やうやう、つはものどもそむき／＼にぞなりにける。

○その後も又のぼりて、百練抄に、「建久六年三月四日、前右大將頼朝卿、自關東上洛、見物貴賤成群云々、十二日、東大寺供養」とあり。○東大寺、東大寺は、大和の奈良にありて、聖武天皇の御願寺なり。安徳天皇治承四年、平重衡之を焼きたりしを、此の時に至り、造營して供養ありしなり。○供養、書言字考に「慈恩云、進財行爲供、有攝資爲養、法華疏、施其依報、名爲供養」とあり。三寶に物を供して回向すること。これは佛寺落成の爲にする法會なり。○あづまにて頭おろして、百練抄に、「正治元年正月十三日、前右大將頼朝薨、五十三才、依所勞去十一日出家」とあり。○治承四年より云々、治承四年八月、頼朝義兵を伊豆に擧げしより、正治元年まで、二十年なり。○北方、貴人の妻室をいふ。二判問答に、「室家稱北方事、自大臣至殿上人、室家通稱歟」とあり。○將中、征夷大將軍の略。○宣旨、敕旨を宣傳する意にて、勅書の一稱。○少しおちぬ心云々、深沈大度の性乏しく、輕躁ならさまなれば、武士の望を失ひ、次第に人心乖離せるをいふ。○つはものども、武士。もと兵器をいへるより轉じたる語。

時政は遠江守とひて、故大將もとのありし時より、私わたくしの後見うしろみなりしを、まいて今はうまごの世なれば、いよ／＼身重く、いきほひそふ事かざりなく、うけぱりたるさまなり。子あり、太郎は宗時、次郎は義時といへり。次郎は心も猛まじく、たましひまされるものにて、左衛門督さゑもんのかみをば、ふさはしからず思ひて、弟の實朝の君に附つきたがひて、思ひかまふる事などもありけり。督かみは、日にそへて人にもそむけられゆくに、いとみじき病をさへして、建仁三年九月

宗時の下印本
といふの三字
あり又たまし
ひの下まされ
るのとあり一
めつよりて改
いみじのの上
印本の二字上
より今一の二
なし本との上
つに

十六日、年二十二にて頭かしらおろす。世の中のこりおほく、何事もあたらしかるべき程なれば、さこそ口をしかりけめ。稚せきき子の一萬といふにぞ、世をばゆづりけれど、うけひくものなし。入道にちだうは、かの病つくるはむとて、鎌倉より伊豆の國へ、いてゆあびに越えたりける程に、かしこの修善寺といふ所にて、遂にうたれぬ。一萬もやがてうしなはれけり。これは實朝と義時と、ひとつ心にてたばかりけるなるべし。さて今は、偏に實朝、故大將もとの跡をうけつぎて、官位くわんゐとゞこほる事なく、よろづ心のまゝなり。

○私の後見、公家には、攝政關白を公の後見といふにむかへて、將軍家にも、後には執權といふ職を置けるをいふ。○身重くいきほひそふ、外戚なるが故に、身分おもしろく、威望ありて、權勢日に熾なりとの意。○うけぱりたるさま、よろづ一身に引うけて、政權を專にするをいふ。○たましひまされる、を、しき精神のすぐれたる意。○ふさはしからず、不相應、不似合の意にて、頼家の性質輕躁にて、人望なければ、征夷將軍の職には適當せずとなり。○思ひかまふる、計畫する事にて、實朝を將軍にする事を謀れる也。○日にそへて、一日増しの意。○そむけられゆく、人々の離反する意。○いみじき病をさへして云々、愚管抄に、「頼家は、世の中心の病にて、八月晦日に、かうにて出家して」と見えたり。○うけひくものなし、頼家人望なければ、其の子一萬を立つることを、承諾するものなしとなり。○病をつくるはむ、病を治療せんとの意。○いでゆあび、温泉に浴するをいふ。○遂にうたれぬ、將軍執權次第に、「左衛門督頼家、建仁三年八月十七日、讓跡於長子一萬、年六歳。九月七日出家、同廿九日配流伊豆國、元久元年七月十八日、於伊豆國修善寺、被誅、年廿三」と見えたり。○たばかり、たは、そへていへるにて、計らふ意、謀をめぐらす事。○官位云々、官職位階ともに隙なく昇

進せること。

左馬のつかさ
印本に左馬頭
とあり今一本
によりて改め
つたにも一本代
々にとあり

建保元年二月廿七日、正二位せしは、閑院の内裏つくれる賞とぞ聞き侍りし。おなじき六年、権大納言になりて、左大將をかねたり。左馬のつかさをさへぞつけられける。その年やがて内大臣になりても、猶大將もとのまゝなり。父にもやゝ立ちまさりていみじかりき。この大臣は、大方、心ばへうるはしく、猛くもやさしくも、よろづめやすければ、ことわりにも過ぎて、ものゝふの靡なびきしたがふさまも、父にもこえたり。いかなる時にかありけむ。

○山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふた心わがあらめやも

とぞよみける時政は、建保三年にかくれにしかば、義時はあとを継ぎけり。故左衛門督の子にて、公曉といふ大とこあり。親の討たれにしことを、いかてかやすき心あらむ。いかたらむ時にかとのみ思ひわたるに、この内大臣、また右大臣にあがりて、大饗たいじやうなど、めづらしくあづまにて行ふ。京より、尊者たうんざをはじめ、上達部かえりかみ殿上人おほくとぶらひいませしけり。

○閑院の内裏 拾芥抄に、「閑院、二條南、西洞院西一町」とあり。皇居年表に、「建曆二年七月廿七日、造閑院事始、建保元年二月廿七日、閑院成、天皇中宮徒御、賢所同奉移之」と見えたり。○おなじき六年云々 公卿補任に、「権大納言正二位源實朝、廿七、左中將、建保六年正月十三日、任権大納言、三月六日兼左大將、同日爲左馬寮御監、十月九日任内大臣、左大將如元、十二月二日任右大臣」と見えたり。左馬のつかさとあるは、即、左馬寮御監をいふ。○父にもたちまさりて 官位、父頼朝より高きをいふ。頼朝は、從二位権大納言右大將にて終れり。○猛くもやさしくも 剛毅と溫和とをかねて、難すべきふしもなき性質となり。○山はさけの歌 山は裂けくづ

欠

欠

に思ひ立ち計畫する事の意。即北條氏を亡さん事をはかり給へるを云ふ。○北面の下座。北面とは、上皇の院中を警衛する兵士にて、上下あり。上北面は五位にて、下北面は六位なるよし、貞丈書記に見えたり。下座とは、即、下北面の事なり。○西おもて。これも、院中に伺候する武士にて、北面に對する稱なり。さ、北面は、白河上皇始めて置き給ひ、西面は、後鳥羽上皇始めて置き給ひし也。○この方にほのめきたる云々。上皇の思し立たせ給へる事に、ほのかに同意せるものはの意。○弓矢兵仗のいとなみ云々。武器の用意より外の事なしと也。○劍などを御覽じ知る云々。後鳥羽上皇の、刀劍の利鈍を鑑定し給ふ事は、それを業とせる者にもまゝり給へれば、時々御前にて刀劍を鑑定せさせ給ふとなり。

四月二十日御門おりさせ給ふ。春宮四にならせ給ふにゆづり申させたまふ。近頃、皆、この御齡にて受禪ありつれば、これもめてたき御行末ならむかし。おなじき廿三日、院號の定めありて、今おりさせ給へるを新院ときこゆれば、御兄の院をば中の院と申し、父御門をば、本院とぞ聞えさする。このほどは家實の大臣の關白にておはしつれど、御讓位の時、左大臣道家の大臣、攝政になりたまふ。かのあづまの若君の御父なり。

○近頃皆この御齡。後鳥羽帝四歳にて踐祚し給ひ、土御門帝も、また四歳にて受禪し給ひ、何れも今にきかえさば給へば、この御門の御行末も、まためでたからむとなり。○受禪。天位の御讓を受くること。聖帝より前帝より申せば、即讓位なり。○家實の大臣。近衛基通の子なり。公卿補任に、關白太政大臣從。月廿日止關白、依讓位也。七月八日更爲攝政、十二月止之、任太政大臣、明年正月御元。二位藤道家、皇太子傳、四月廿日、爲攝政、太政大臣氏長者、依新帝外舅也。同廿六日。

院號のさだめ
ありての九字
印本にのりて
本にのりて補
ひつゝの御
管賢寺殿の御
子光明峰寺殿
の註一本に

車、七月七日止之とあり。

さても院のおぼし構ふる事、忍ぶとすれど、やうく漏れ聞えて、東さまにも
 ひすべかめり。あづまの代官にて、伊賀の判官光季といふものあり。かつくか
 うじのよし仰せらるれば、御方に参るつはものどもおしよせたるに、遁るべきやうなく
 て、腹切りてけり。まづいとめてたしとぞ、院は思し召しける。あづまにもいみじうあひて
 騒ぐ。さるべくて、身の失すべき時にこそあなれと思ふものから、討手の攻め来りなむ時
 に、はかなき様にて屍を曝さじ、おほやけと聞ゆとも、みづからし給ふことならねば、且
 は我が身の宿世をも見るばかりと思ひなりて、弟の時房と、泰時といふ一男と、二人をか
 らとして、雲霞のつはものをたなびかせて、都にのぼす。泰時を前に、死にたいふやうにお
 れをこの度都にまゐらす事は、思ふ所おほし。本意の如く、清きしげをすべし。人にうし
 ろを見えなむには、親の顔また見るべからず。今をかざりとおもへ。賤しけれども、義時、
 君の御ために、後めたき心やはある。されば横さまの死をせむ事はあるべからず。心を猛
 く思へ。おのれうちかつものならば、ふた、びこの足柄箱根山は越ゆべし。など、泣く泣
 くいひきかす。まことにしかなり。又親の顔拜む事もいとあやふしと思ひて、泰時も鎧の
 袖をしぼる。かたみに、今やかざりと、あはれに心ぼそなり。

うちかつの下の
 本に脱す一字印
 本に脱す一字印
 つに脱す一字印
 本に脱す一字印
 本に脱す一字印
 本に脱す一字印

○おぼし構ふる事 計畫する事、即、北條氏追討の御企をいふ。○東さまにも云々 上皇の密々の御はかりこと、
 次第にあらはれて、北條氏も、其の用意せる様子なりとの意。○あづまの代官 關東より遣したる京都の守護
 をいふ。○かつく 俗語に、かた方よりぼつくといふに同じ。○か引む 勸事の字なり。勸をいふ。上皇、
 光季を召し給へども、参らざりしかば、之を誅し給ひし也。此の事、吾妻鏡に、「承久三年五月、大夫尉惟信、山
 城守廣綱、廷尉胤義、高重等、奉勅定引卒八百餘騎官軍、襲光季高辻京極家、合戦緋火急、而光季、並息壽
 王冠者光綱自害云々とあり。○さるべくて云々 義時も、かく上皇の御憤にふれ奉りては、すべきやうもなく、
 然るべき宿業にて、この身の滅亡すべき時になれりとは、思ふけれども也。○はかなきさまにて云々 官軍攻
 め來らんに、おめくと、犬死はせじと也。○自し給ふ云々 官軍とは申せども、上皇親征し給ふ事ならで、君
 側の佞臣どものする事なればとの意。○我が身の宿世云々 宿世とは、前世の宿縁といふ事にて、我が身の運だ
 めしをせんと思ひ立ちてとなり。○雲霞のつはもの云々 雲霞のたなびけるが如く、あまたの兵士を引具せし
 めての意。○清きしにをすべし いさぎよき戦死を遂ぐべしとの意。○人にうしろ見えなむ 人に笑はる、や
 うなる卑怯のふるまひあらばとの意。○横さまの死 横死、天壽を保たずして死ぬること。さて義時、微時
 に對し奉りて、不臣の振舞なしとなり。○横さまの死 横死、天壽を保たずして死ぬること。さて義時、微時
 なれども、忠義の心をもて、朝廷につかへたてまつりて、さらに、うしろぐらき事なければ、はかなき事なり
 とくる事などは、あるべくもあらず。されば、汝泰時、心つよく思ひて戦へよ。もし勝ちたらんに、再び足
 柄箱根を越えて、父子うれしき對面すべし。まくるものならば、二たび東にかへるべからずとなり。○か
 に今やかざりと云々 かたみに、互になり。かく、うち死を覺悟して出立する事なれば、父子相まみえんと
 も、今を最後の事かとおもへば、互に、心ばそく、涙を催して、鎧の袖をしぼるほどに濡したりと也

軍頼経は外孫なれば、關東に心の引かる、も、尤なる事なりとの意。○尾張中將、近衛中將にて、尾張國
 たるをいふ。當時、清經といふ人なし。尊卑分脈に、參議隆清の子清親を、尾張將としたれば、
 らん。○中御門大納言、宗家は宗能の子にて、公卿補任に、文治五年四月薨去せる由見えたれば、
 言宗行を誤りしものならん。○七條院、七條院は、後鳥羽上皇の御生母なり。○御中納言、
 明門院、順德上皇の御母也。○御修法、關東調伏の御祈を行ふ也。○顯密の高僧、華嚴法華等に依りて修學す
 る者を、顯教と云ひ、大日經等の三部によりて學ぶ者を、密教と云ふ。すなはち、顯は天台宗をさし、密は眞言
 宗をさすなり。○心を致して、丹誠を抽んで、御修法をつとめおこなふを云ふ。

御みづからもいみじう念せさせ給ふ。日吉の社に忍びて詣てさせ給へり。大宮の御
 夜もすがら御念誦し給ひて、御心の中に、いかめしき願どもを立てさせたまふ。夜すこし更
 けしづまりて、御社すこく、燈爐の光かすかなるほどに、稚き童の臥したりける。俄にお
 びえあがりて、院の御前に、たゞまゐりに走り参りて託宣しけり。辱くもかく渡りおはし
 ましてうれへ給へば、聞きすこし難くは侍れど、一とせの御輿ふりの時、情なく防がせ給
 ひしかば、衆徒おのれを恨みて、陣のほとりにふりすて侍りしかば、空しく馬牛のひづめ
 にかゝりし事は、今にうらめしく思ひ給ふるにより、この度の御方人は、えつかまつり侍
 るまじ。七社の神殿を、金銀に磨きなさむとうけたまはるも、もはらうけ侍らぬなり」と、の
 のしりて、息も絶えぬるさまにて臥しぬ。

○日吉の社に云々、おどろの下の卷(四六)に出でたり。さて、百練抄に、「六月八日、一院、土御門院、新院

忍びの下下字
 應永本にて補

七社の下下印本
 の字を脱す一本
 本によりて補

六條、冷泉兩宮御登山、洛中貴賤、東西馳走と見えたり。この登山とあるは、即、日吉社御幸を云ふ。○御念
 誦、普賢觀經に、「在心曰念、發言曰誦、言由於心、故曰念誦」とあり。終夜佛經をよみ給ひ、御祈願あり
 しなり。○いかめしき願、官軍を援け給はんことを祈りて、下に見えたる、七社の神殿を金銀にて磨きなさむな
 ど、申させ給ひしなるべし。○おびえあがり、物に襲はれて怖驚くさまを云ふ。○たゞまゐりに云々、ひたす
 らに院の御前に走り参りてとなり。○託宣、神靈の、人にかゝりて、其の意を宣ふなり。神明のお告をいふ。○
 渡りおはしまして、上皇、親しくまうで給ひて、御祈願あればとの意。○うれへ、懇訴の意なり。○一とせの云
 云、成年、僧徒神輿を奉じて京に入りしとき、武士に命じて防がせ給ひしかば、僧徒われを恨みて、陣のほと
 りに神輿を捨て、逃げかへり、神輿は、馬牛の蹄にかゝりて、いみじき目にあひし事は、今までも、うらめしく
 思ふとなり。○みこしふり、神輿を昇ぎうつすを云ふ。陣とは、皇居の中なる、六衛府の詰所をいふ。さて、こ
 の事は、百練抄に、「建保六年九月廿一日、山大衆等、奉振日吉神輿三基、祇園神輿三基、京極寺神輿一基、於皇
 居閑院左衛門陣、即、奉振北野神輿三基、天神三所、於右衛門陣、武士相防之間、衆徒等分散、右、殺害者等こ
 と見たり。○御方人は云々、官軍の御方にまゐりて、援け奉るまじとなり。○七社の神殿、二十二註式に、「大
 宮、三宮、二宮、立、聖眞子、八王子、客入、白山、十禰師、已上七社」とあり。○息もたえぬる
 神憑せし童のさまを云ふ。

聞き召す御心ち、物に似ずあさましう思さるゝに、只御涙のみぞいでくる。過にし方悔し
 う、とりかへさまほし。さまぐおこたりかしこまり申させ給ふ。山の御輿防ぎ奉りけむ
 事、必ずしも、みづから思しよるにもあらざりけめど、「責一人」といふらむ事にあ
 ぢきなし中院は、あかて位をすべり給ひしより、言に出でてこそものし給はねど、世のい

すべり一本す
 べしとあり

と心やましきまゝに、かやうの御さわぎにも、ことにまじらせ給はざめり。新院は、おなじ御ころにて、よろづ軍の事などもおきて仰せられたり。

○聞しめす御心ち云々 頼みなき託宣をきかせ給ひては、心も心ならず、あきれ給へりとなり。○物に似ず 譬へん方なく、比ぶべき物もなき意。○過にし方云々 一とせの御典ふりに、防ぎ給へることを、悔しうおぼさるとなり。○さましくおこたり云々 いろく、其過意を謝し給ふとなり。○山の御典云々 地の詞なり。神典を防ぎたてまつりし事は、叡慮よりいでたるにもあらず、廷臣等の議定せることなるべけれどとなり。○貴一人に 一人は、天子をいふ。職員令太政大臣の下に、「右師範一人、儀刑四海」とある一人に同じ。さし、貴一人の語は、論語堯曰篇に、「百姓有過、在予一人」とまた、「朕躬有罪、無以萬方、萬方有罪、罪在朕躬」などあるをいへり。○あかで位をすべり すべりは、滑る意より轉じて、遜る、ことをいふ。枕草紙に、「細殿の一口に、殿上人あまた立てりしを、やうくすべりうせなどして。」又、竹取物語に、「御子、立つもはした、居るもはしたにて居給へり。日の暮れぬれば、すべり出で給ひぬ」などあるにおなじ。こゝは、土御門院、御心ならず御遜位ありしを云ふ。○言にいでて云々 何事も口外し給はねども、この世のさまを、おもしろからずおぼしければ、こたびの御金にはあづかり給はずとなり。○心ち 心に惱しく不快に思ふこと。○おなじ御心 後鳥羽上皇に御同意にてとなり。

いつの年よりも、五月雨はれまなくて、富士川天龍など、えもいはず漲りさわぎで、いかなる龍馬もうちわたしがたければ、攻めのぼる武者ども、あやしくなやめり。かゝれども、遂に都に近づくよしきこゆれば、君の御武者もいてたつ。その勢七萬餘騎とかや、宇治勢

多へ分ちつかはす。世の中ひゞきの、しるさま、言の葉も及ばず、まねびがたし。あるは深き山へ逃げこもり、遠き世界におちくだり、すべて安げなくさわぎみちたり。いかゞあらむと、君も御心亂れておぼしまどふ。かねては猛く見えし人々も、まことのきはになりぬれば、いと心あわたしく、色を失ひたるさまども、頼もしげなし。

○富士川天龍など云々 富士川は駿河、天龍は遠江にあり。○駿馬を云ふ。○君の御武者云々 官軍方の武士ども。東國の兵、都近く攻め来るよしきこえければ、官軍を遣して、防がせられしなり。○討の御心 討の御心 騒動する様子なり。百練抄に、「洛中貴賤、東西馳走」と見えたり。○遠き世界 たゞ遠國といはむほどの意。○まことのきはに云々 平日はいさましく見えし人々も、まことの戦争に臨むときは、狼狽して色を失ひたるは、頼もしげもなしとなり。

六月十日あまりにや、いくばくの戦だになくて、遂にみかたの軍破れぬ。荒磯にたかしほなどのさしくるやうにて、泰時と、時房と、みだれ入りぬれば、いはむ方なくあきれて、上下、たゞ物にぞあたりまどふ。あづまよりいひおこするまゝに、かの二人の大將軍はからひおきてつゝ、保元のためしにや、院の上、都の外に遷し奉るべしと聞ゆれば、女院、宮々所々に、思しまどふ事さらなり。本院は隱岐の國におはしますすべければ、まづ鳥羽殿へ、代車のあやしげなるにて、七月六日入らせ給ふ。今日をかぎりの御ありき。あさまじうあはれなり。ものもがなやと思さるゝもかひなし。その日やがて御ぐしおろす。御年四十

十日あまり印
本に二十日あり
本によりて改

に一二や餘らせ給ふらむ。まだいとほしかるべき御程なり。信實、朝臣召して、御姿うつし書かせらる。七條の院へ奉らせ給はむとなり。

○六月十日あまりにや云々 泰時と時房と亂れ入りぬればに續く文脈也。○荒磯 荒波の打よする磯を云ふ。
 ○たかしほ 高潮にて、大浪を云ふ。さて北條氏の兵、非常なる勢にて押寄する様を、譬へいへり。皇帝紀抄には、「六月十五日、關東武士亂入洛中、官兵等館悉放火」とあり。○物にさあたり云々 狼狽して前後を亂し、物につきあたる程のさわぎなりと也、あわて惑へる様をいへり。○はからひおきてつゝ 義時の命令にしたがひて、泰時時房、京師の事を處理するを云ふ。○保元の亂、崇徳上皇を讃岐に遷し奉れる事によりて、上皇を遠島にうつし奉らむと也。保元の亂の事、愚管抄、保元物語等に詳なり。○女院云々 女院は、上皇の御母、即、七條院、そのほか、承明門院、修明門院等をいひ、宮々は、雅成親王、頼仁親王たちを云ふ。所々は、外戚その他のゆかりの人々をいふなり。○網代車 網代にてはれる車をいふ。攝關大臣大將等、略儀違行の時に用ふ。以下の人々は、常に用ふ。但、官品によりて、その裝飾の差あり。○あやしけなる 疎末なるを云ふ。
 ○今日をかきりし御ありき 都のうちをありかせ給ふことは、今日かきりなれば、あはれに見奉ると也。○もろはに源氏物語河海抄宿木卷の引歌に、「とりかへすものもがなや世の中をありしながらの我が身と思はむ」とあるをとれり。○御くしおろす 御朝葉ありしを云ふ。○御年四十に云々 後鳥羽上皇の御年齢、皇年代略記には、四十二とせり。○いとほしかるべき 出家し給ふには、また早く、御氣の毒に見奉る程の御齡なりとの意。○信實朝臣めして云々 信實は、右京大夫藤原隆信の五男にて、正四位下左京權大夫となり、出家して寂西と號す。父子共に似繪に名を得たり。さて信實に、御姿をうつさせ給ひし事は、吾妻鏡に、「承久三年七月六日戊子、上皇自四辻仙洞遷幸鳥羽殿、八日、上皇御落飾、御戒師御室道助、先之、召信實朝臣、披撰御影

この字印のい
 の世印のう
 の本印のう
 の脱印のう
 の字印のう
 の本印のう
 の字印のう
 の本印のう
 の字印のう

と見え、また、承久兵亂記にも、「同き八日御出家あるべきよし、六はらより申あぐるに、御くしをおみさせ給ふ。のりの御諱良然とぞ申しける。太上天皇の玉體、たちまちに變じて、むけの新ぼちとならせ給ふ。信實の朝臣をめして、御かたちを、にせるにか、せ給ひて、七條の女院へまゐらせ給ひけり。女院御覽じもあへず、御涙を流させ給ひけり」とあり。

かくて同じき十三日に、御船にたてまつりて、遙なる浪路をしのぎおはします御心ち、この世のおなじ御身ともおぼされず。いみじういかなりける代々の報いにかと、うらめし新院も佐渡國にうつらせ給ふ。まことや、七月九日、御門をもおろし奉りき。この四月かによ。御讓位とてめてたかりしに、夢のやうなり。七十餘日にており給へるためしも、これやはじめなるらむ。唐土にぞ、四十五日とかや、位におはする例ありけるとぞ、からのふみよみし人のいひし心ちする。それもかやうのみだれやありけむ。さて上達部殿上人、それより下、はた残るなく、この事にふれにしたぐひは、重く軽く罪にあたるさま、いみじげなり。中、院は、はじめよりしろしめさぬ事なれば、あづまにもとがめ申さねど、父の院遙にうつらせ給ひぬるに、のどかにて都にてあらむ事、いとおそれありと思されて、御心もて、二年閏十月十日、土佐の國のはたといふ所に渡らせ給ひぬ。

○十三日に云々 皇胤紹運録に、「爲關東之沙汰、奉移隱岐國」とあり。○この世のおなじ御身云々 昔、院中にて政をとり給ひ、御心の儘に、白河、鳥羽、水無瀬等の仙洞に御幸ありて、樂をきはめさせ給ひしに引きか

へて、今日は、かく遠島に遷らせ給ふあさましき御有様は、この現世に、前と同じ御身とは思はば、前代御身の如き感ありとの意。○いみじういかなりける云々。いかなる前世よりの應報にて、かく淺ましき目を見る物もの、いみじう恨しく思さるとなり。○新院云々。一代安記に、七月二十日、下向佐渡國さつごくにとあり。○御門をみかどをし奉りき。皇胤紹運録に、承久三年四月二十日受禪、七月九日廢之たごひと見えたり。○七十餘日しちじゅうにち。皇守記に、「在位四ヶ月」とあり。○四十五日とかや云々。史記始皇本紀に、「子嬰爲秦王四十六日、楚將沛公、破秦軍、入武關、遂至霸上、使人約降子嬰、子嬰即係頸以組、白馬素車、奉天子嬰、降軹道傍、此あるをいへるならむ。○かやうのみだれ云々。こたびのやうなる戰亂などありしにやとの意也。○このことにふれにし云々。この度の上皇の御企に關係せる人々はの意。○のどかにて去々。朕一人、心しづかに、都に留り給はん事は、不孝の恐れあれば、御自身の御心より、遠所に移らむ事を、望ませられしを云ふ。百練抄にも、「承久三年閏十月十日、奉遷土佐國」とあり。されど閏十月十日は、阿波國に移らせ給ひし月日なり。

去年の二月ばかりにや、若宮わがみいてきたまへり。承明門院じやうめいもんゐんの御せうとに、通宗の宰相さいしやう中なかつて、若くてうせ給ひし人のむすめの御腹なり。やがてかの宰相の弟に、通方つうほうといふ人の家にとゞめ奉り給ひて、近くさぶらひける北面の下しも藤一人、召次めしつぎなどばかりぞ、御供ごくつかうまつりける。いとあやしき御手輿ごてんぐにて下らせ給ふ。道すがら雪かきくらし、風吹きあれ、ふゞきして、こしかたゆくさきも見えず、いと堪へがたきに、御袖ごそでもいたくこほりて、わ々なき事おほかるに、

うき世にはか、れとてこそ生れけめことわりしらぬ我涙かな

通親
通宗
一女
通方
承明門院
土御門院

ほどの下印
本の字脱す
稀一本によりて

すふなどの下
一本たりひた
るの六字あり

せめて近きほどに、あづまより奏したりければ、後には、阿波の國にうつらせ給ひにき。

○二月ばかり云々。後嵯峨帝の御生誕は、承久二年二月二十六日なり。○若宮。土御門院の皇子、のちに後嵯峨院と申す。○御せうと。兄人の音便。○西宮抄に、「院中雜事中、御隨身勤夜、召繼奏時」と見えたり。○御手輿云々。タゴシと訓む。手に持ちて昇ぐ輿にて、其の高き腰の程なれば、又、腰輿ともいへり。さてこ、は土御門上皇、土佐國へ御下向のさまなり。○ふゞきして。吹雪にて、風まじりにふる雪を云ふ。○わりなき事。たへ難く苦しき事の意。○うき世にはの御歌。かくつらき目にあはむは、さるべき宿世の因縁にて、吾は苦しみをうくべき果報をもて、此の世には生れしものなるべし。さるを涙は其の道理をわかまへずして、おつる事かなとなり。此の御歌、續古今集に、「題しらす。土御門院御製」と見え、承久兵亂記にもせたり。○近き程にと云々。近き處へ遷座あるべきよし、奏聞せしによりて、阿波國へ移らせ給へりとなり。

さてこのたび世のありさま、げにいとうたて口惜しきわざなり。あるは父の王を失ふためしだに、一萬八千人までありけりところ、佛も説きたまひた。めれ。まして世くだりてのち、唐土たうとにも日の本ひのもとにも、國を争ひてた、かひをなす事、數へ盡すべからず。それも皆みな一ふし二ふしのよせはありけむ。もしは、すぢ異なる大臣。さらてもおほやけともなるべきささみの少したがひめに、世にへだたりて、そのうらみのするなどより、事起るなりけり。今のやうに、むげの民とあらそひて、君のほろび給へるためし、この國には、いとあまたも聞えざめり。されば、承平の將門、天慶の純友、康和の義親、いづれも皆みな猛まうかりけれと、宣旨せんじにはかたざりき。保元に、崇徳院の世をみだり給ひしだに、故院こゐんの御位にて、うち等なほ

時のみかど歴
永本印本時の
改めつあり今

上皇一本に三
皇とあり
王城應永本皇
城とあり

増修増鏡詳解

ひしかば、天てる御神も、みもすそ川のおなじ流と申しながら、猶、時のみかどをま
給はする事は、強きなめりとぞ、ふるき人々も聞えし。又、信頼の衛門
院をおびやかし奉りしも、遂に空しきかばねをぞ、道のほとりに捨てられける。か
ふりにし事を思ふにも、なほ、さりとともいかでか、上皇今上あまたおはします王城の
づらに亡ぶる様やはあらむと、頼もしくこそおぼえしに、かくいとあやなきわざの出て來
ぬるは、この世ひとつの事にもあらざらめども、まよひのおろかなるまへには、猶いとあ
やしかりし。

○さても云々、これより以下、承久の争亂につきての評論なり。○父の王を失ふ云々、觀無量壽經に、「劫初以來、
有諸惡王、貪國位、故殺其父、一萬八千人云々」とあり。○一ふし二ふし云々、一かど二かどの意。○よせ
寄頼の意にて、何か頼む所ありて、事を起すなるべしとの意。○すぢ異なる云々、すぢは、筋目にて、系統をい
ふ。即、家筋の違ひし大臣の事を云ふ。蘇我馬子と、物部守屋との争、又は、藤原忠通と、頼長との争などのこと
き、政權の争奪は、この例に引きつべし。○おほやけともなるべき云々、帝位につきぬべき時にあたり、異議を
生じて、位を得給はざりし方の怨より、争亂などおこるとなり。きざみは、刻にて、時の意。さて、大海人皇子
(天武)と、大友皇子(弘文)との壬申の亂、または、崇徳院の、後白河院のはじめにおける、保元の亂など、即、
是なり。○世にへだたり、世間より疎隔し離れての意。○今のやうに、此度の亂れのやうにとの意。○むけの民
微賤なる義時を云ふ。むけとは、ひとむきなる意。○承平の將門云々、朱雀天皇天慶二年十一月、平將門東國
に叛し、三年二月誅せらる。さて、こゝに、承平とあるは、謀叛の初は承平中なれば、しか書けるにや。○天慶の

下は印本下に
はとあり一本
によりて改め
つ百の官印本
のいつかさ
しり改めつ

純友 天慶のはじめ、藤原純友、南海にて海賊をなし、遂に將門に應じ、國司を殺し、官物を掠奪せるを以て、
同三年誅せらる。○康和の義親、堀河天皇康和四年十二月、對馬守源義親、鎮西に横行せるをもて、隱岐國に
流さる。義親、配所において、人民を劫略し、官物を奪ひしかば、天仁元年、平正盛に勅して、之を追討せられ
しを云ふ。○みもすそ川云々、みもすそ川は、伊勢内宮の前を流る、川なり。内宮は、天照大神の鎮り坐す所
なれば、天皇の御系統を、やがてしかいへるなり。さて、御兄弟にて、同じく天照大神の御系統にましますば、
いづれ輕重の別なくあるべけれど、猶、時のみかど後白河天皇を援け給ひきとなり。○信頼の衛門督は云々
平治の亂を云ふ。上に註せり。○おほけなく、身の分にもすきての意。○さりととも云々、かく古より、屢、争亂
ありしかども、皆、宣旨によりて向へる官軍には勝たざりしかば、こたびも、官軍の負くる事、よもあるまじと、
頼もしくおもへりとなり。○上皇云々、後鳥羽、土御門、順徳の三上皇。今上は、仲恭天皇を申すなり。○あや
なきわざ云々、あやなきは、無文の意にて、物のわいだめなきを云ふ。かく官軍敗れて、三上皇の遷され給ふな
ど、大義に反き、黑白の條理わかちなくなりつるはとなり。○この世ひとつの云々、現世の上にてのみ、論すべ
き事にもあらず。過去の宿縁にもよる事なるべけれどとなり。○まよひのおろかなるまへ云々、佛法悟道の上
は、其の因縁果報をもあきらめつべけれど、現世のまよひふかく、愚痴凡庸なる我等には、猶、不可思議に堪
へずとなり。

期にて位に即き給ひて、十年おはしましき。おり給ひて後、土佐院十二年、佐渡院十
一年、なほ天の下はおなじ事なりしかば、すべて三十八年がほど、この國のあるじとして、
萬機の政事を、御心ひとつにをさめ、百の官をしたがへ給へりし、その程、吹く風の草木を
靡かすよりも、勝れる御ありさまにて、遠きをあはれば、近きをなてたまふ御めぐみ雨の

ける一本に
るとしたり

あしよりもしげければ、津の國のこやのひまなき政事をきこしめすにも、難波の葦のみだれざらむ事をおぼしきはこやの山の峰の松も、やうく枝をつらねて、千世に八千代をかさね、霞の洞の御すまひ、いく春を経ても、空ゆく月日の、かぎりしらすのどけくおはしましぬべかりける世を、ありくして、よしなき一ふしに、今はかく、花の都をさへたち別れ、おのがちりくくにさすらへ、磯の苦屋に軒をならべて、おのづからこととふものとは、浦につりするあま小舟、鹽焼くけぶりのなびく方をも、我がふる里のしるべかとはばかり、ながめ過ぐさせたまふ御すまひどもは、それまでと、月日をかぎりたらむだに、明日しらぬ世のうしろめたさに、いと心ぼそかるべし。まいて、いつをはてとか、めぐり逢ふべきかぎりだになく、雲の浪煙の波の、幾重ともしらぬ境に、世をつくし給ふべき御さまども、口をしともおろかなり。

○四にて云々 此の一段、始は、後鳥羽上皇の榮華を極めさせ給ふ事を記したり。さて、皇年代略記に、「後鳥羽院在位十五年、土御門院在位十二年、順徳院在位十一年」とあり。○天の下は云々 天下の御政事は、皆、上皇より出でたまへば、御在位も同じ御事にておはしたりとなり。○吹く風の草木を云々 君徳を風に比し、草木の靡く如く、天下萬民の従ひ奉れるを云ふ。○雨のあし云々 雨のさかりにふる時は、脚あるやうに見えて、降り過ぐるものなれば、しかいひて、御惠のきはまりなくしけきに譬へたるなり。○津の國のこやの 昆屋野は、攝津國島上郡にあり。さて、此の詞は、後拾遺集和泉式部の歌に、「津の國のこやとも人をいふべきにひまこそな

けれ葦の八重ぶき」とありて、葦にて幾重にも葺ける屋の、ひまもなきに寄せていへるを、やがて、こ、に其の歌をとりて文をなせる也。昆屋野にある家どもの、葦にて葺ける如くに、隙なくといひ下せり。下の、難波の葦も、亂れといはむ料にて、ともに、津國の名所を、相對へてあやなせる也。○はこやの山 菟姑射山にて、莊子に、「菟姑射山有仙人居焉、肌膚若氷雪、綽約若處士」とあり。即、仙人の住處なるを、やがて、仙洞御所にいへり。さて、霞の洞云々とともに、院のかきりなく榮えさせ給ふさまをいへり。○枝をつらね 松のやうく繁りゆくに、連枝とて、兄弟骨肉の事をいふ意をそへて、御血統御繁昌のさまをいへり。○霞の洞 仙洞御所をいふ。○空ゆく月日云々 大空を運行する日月の如くの意。○のどけく云々 かく千代も八千代も、月日の限りなく、榮えさせ給ふべき御あり様なれば、その儘にて、心しづかにおはしますべきを、わけもなき事をいひて給ひてとなり。○そのまゝにありくしてのはてはの意。○今かく云々 これより、配所のあはれる御ありさまを記したり。○おのがちりくくに云々 三上皇、および、皇子たち、皆、遠國にうつされ給ひ、おのく離散せさせ給ひしを云ふ。○苦屋 苦をもて葺きたるあやしき漁夫の小屋を云ふ。苦とは、菅茅などに、編み作れるものにて、雨露をふせぐ具なり。○こととふもの 物いひかたらふ意にて、こ、は、た、友とすべきものとはといへる意なり。○我がふるまとの云々 鹽やく煙の、風にうち靡く方を、都の空とながめ給ふとなり。しるべとは、案内しらする事の意なり。○御すまひ云々 か、る遠島の御すみかは、其の時までと期限を定めてあるだに、心ぼそきものなるを、まして、定めなきこの人世に、いつを限りといふ事なく、ここに一生を送り給ふべき御様は、口をしと申すも愚なる事にて、此の上もなく残念の御事なりと也。○明日しらぬ云々 けふあすともしらす、人生の無常なる事の心もとなきにとなり。○雲のなみ煙の波云々 はるくくと、燈き島をいふ。所謂、烟波萬里を隔てたるよしなり。○世をつくし 生涯を終る意。

○行方なき御涙云々 前途のいかになりゆかむと、かなしく心細きにたへぬ御涙の、果しもなく、とゞまら
と也。○うらやましの御歌 汐くむあまも、のどけき春の日にあへば、そのしをれたる袖をほすらむ物を、さる
に、われのみは、かくうき月日をおくりむかへて、年かへり、春になれども、涙のかわくひまもなければ、彼の
海人こそうらやましけれとなり。さて、此の御歌、遠島御百首にのせたり。○あやめふくの御歌 しどろには、
うちみだる、さまなり。此の御歌、玉葉集に、「百首の御歌の中に、御鳥羽院御製」とあり。

初秋風のたちて、世の中いとゞものがなく、露けさまさるに、いはむ方なくおぼしみだ
る。

故郷を別路におふるくずの葉の秋はくれどもかへる世もなし

たとしへなくながめしをれさせ給へる夕暮に、沖の方に、いとちひさき木の葉の浮べると
見えて、漕ぎ来るを、あまの釣舟かと御覽するほどに、都よりの御消息なりけり。墨染の御
衣夜の御ふすまなど、都の夜さむに思ひやり聞えさせ給ひて、七條院よりまゐれる御文、
ひきあけさせ給ふより、いとみじく御胸もせきあぐる心ちすれば、やゝためらひて見給
ふに、「あさましくも、かくて月日経にける事、今日あすとも知らぬ命のうちに、今一たび、い
かて見奉りてしがな。かくながらは、死出の山路を越えやるべうも侍らてなむなど、いと
多くみだれかき給へるを、御顔におしあて、

垂乳根の消えやらて待つ露の身を風より先にいかてとはまし

八百萬神もあはれめたらちねのわれ待ちえむとたえぬ玉の緒

○故郷をの御歌 故郷をたちわかれ來し、その路におひたりし葛の葉は、秋くれば、風にうらがへるものなれ
ど、われは、この隠岐にうつされてのち、秋は來れども、いつとてかへるをりもあらずとなり。葛の葉のうらが
へるに、歸るをそへ、來るに繰るをかけて、まませ給へるなり。この御歌、又、遠島御百首にも載せたり。○た
としへなく 響ふるに物なくの意也。○墨染の御衣 僧服を、上皇の法體になり給へる事は、上(八〇)に見
えたり。○都の夜さむに云々 上皇の御母七條院、都の夜寒につけて、隠岐の御住ひの、更にわびしくおはしま
さむ事を、思ひやり奉り給へる也。○あさましくも云々 御消息の詞なり。さて、隠岐に移らせ給ひてよりは、思
ひの外に、月日経にける事よ。おのれは年もつもり、餘命久しからねば、何とぞ命のうちに、いま一たびあひ奉
りたきものなり。さるをあひ奉らで死なむには、よみちもやすくえまからずとなり。○死出の山 十王經に、死
天山門集「鬼神」とあり。逝きて歸らぬ道、すなはち、死する事を云ふ。○たちねの御歌 たちねは、母と
いはむ料の枕詞なるを、こゝには、やがて、母の意に用ひたり。さて、風ふけば、きえなむばかりなる、はかな
き露にもたとへつゝ、き、老の身なるを、せめてはながらへて、今一度見奉りてしがなと待ち給へば、その無常の
風のさそはぬさきに、いかでとひ奉らまほしとなり。再妻鏡には、「承久三年七月廿七日、上皇着御于出雲國大
濱湊、於此所遷坐御船、御共勇士等給暇、大略以歸洛、付彼便風被獻御歌於七條院並修明門院等云々」と
して、此のたちねの御製、及び、「しるらめや憂さめをみの浦千鳥島々しぼる袖のけしきを」の御製をあけた
れど、本書のさま、中々に正しくやあらむ。○八百萬の御歌 御母女院の、御命もたえやらで、我が歸るをまち
つけえむと思し給ふなるを、天神地祇も、あはれとおぼして、再び都にたちかへらしめ、御母女院に對面せしめ
給へとなり。○玉の緒 唯、玉を貫く緒の事なれど、後には、靈魂緒の意にも用ひて、やがて、命のこと、せり。

侍らて印本侍
らぬとあり
永本によりつ

われまちえむ
一本にわれま
ち見むとあり

御消息の下十
二字一本にな

重修増鏡詳解

九二

初雁のつばさにつけつゝ、こゝかしこより、哀なる御消息のみ、常は奉るを、御覽するにつけても、あさましういみじき御涙のもよほしなり。家隆の二位は、新古今の撰者にも召しくはへられ、大かた、歌の道につけて、むつまじく召しつかひし人なれば、夜晝戀ひ聞ゆる事かぎりなし。かの伊勢より須磨にまゐりけむも、かくやおぼゆるまで、まさかさねて書きつらねまゐらせたる。和歌所のむかしのおもかげ、かずく忘れがたうなど申して、つらき命の今日まで侍る事の恨めしきよしなど、えもいはずあはれおほくて、

ねざめして聞かぬをき、てねびしきはあら磯なみの曉の聲
とあるを、法皇もいみじとおぼして、御袖いたくしばらせたまふ。

浪間なきおきの小島の濱びさし久しくなりぬみやこ隔てて

木がらしのおきの袖山吹きしをりあらくしをれて物思ふ頃

○初雁の云々 前漢の蘇武が故事によりて、雁を信書の使として、かきなせるなり。○御涙のもよほし 御涙を催す種の意にて、御文につけて、御涙をさそひ出さる、よしなり。○家隆の二位云々 家隆、定家などの、共に新古今を撰びし事、おどろの下の巻(二四)に見えたり。○かの伊勢より云々 源氏物語須磨の巻に、源氏の君、須磨に下り給ひし時、六條の御息所、伊勢より御消息を奉りけるさまを記して、「うちおきく書き給へる、白き唐紙四五枚ばかりを書き續けて、墨つきなど見どころあり」と見えたり。家隆の二位の、まき重ねつゝ、和歌所の昔の事など書きつらねて、上皇に奉りたる消息は、かの六條の御息所の、源氏の君に奉りし時の長文の消息もかやうにありたらんと、思はる、程にと也。○和歌所の云々 家隆の消息の、大意をとりてかける也。さて、和

歌所は、建仁元年七月廿七日、二條殿弘御所北面に置かれて、藤原基通、良經、源通親、通具、僧慈圓、藤原俊成、有基、定家、家隆、雅經、源其親、寂蓮を寄人となし、尋で、藤原清範、隆信、秀能、鴨長明を寄人として、源家長を開闢とせられ、定家、家隆等、日々和歌所に参りて、新古今集を撰びし事、明月記、家長日記、新古今集奥書等に見えたり。○かずくゝに 數多の意にて、其の時、かのをり、とりくゝの事につけての事どもを云ふ。○つらき命の云々 上皇に別れ奉り、かくうき月日を、心ならず送らむよりは、とく死なましかばと思へども、それも叶はずして、今日まで、命ながらへし事の、恨しきよしと也。つらきは、つれなきに同じく、強面の字を充て、死なんと思へど、さもなくてながらふる意也。○ねざめしての歌 都にあれば、荒磯浪の音はきかねど、院の配所の御ありさまを、寢覺の枕に思ひ奉れば、やがて曉がたの寂しきに、荒磯に、高なみの打ちよするが如き心地して、わびしき限りなるを、實際其境におはします御身は、いかにおはしますらん意也。○波間なきの御歌 花の都を隔て、よせくる浪のたえまなき隠岐の小島に、うき月日を経給ふ事も久しくなりぬ。あはれ、都の戀しさよと也。落びさしは、落べの家にて、御すまひをいひ、やがて、久しくといはん料とせり。○木がらしの御歌 隠岐の袖山におふる草木の、木枯に吹きしをられて、撓みしほめるが如く、我も配所のこゝろぼそさに、痛く打しをれて、此の頃は、物をのみ思ふとなり。袖山は木材を截り出す山をいふ。

をりくゝよませ給へる御歌どもを書きあつめて、修明門院へ奉らせ給ふ。その中に

水無瀬山我がふる里はあれぬらむまがきは野らと人も通はて

かざしをる人もあらばや言とはむおきのみ山に杉は見ゆれど

限あればさてもたへける身のうさよ民のわらやに軒を並べて

第二 新島もり

九三

言とはむ印本
り今改めつあ
身のうさよ印
本此うさよ印
あり今改めつあ

今又云々より
以下異本になり

かやうのたぐひ、すべて多く聞ゆれど、さのみは年のつもりにえなむ。今又思ひいてば、ついでとめてとて。

○水無瀬山の御歌 かく流人の身となりて、遠島にあれば、往みなれし山城の水無瀬の離宮も、此の頃は、よふ人もなく、籬は野らとなるまで、荒れ果てつらむと也。○まがき ませ垣、籬なり。○野ら らは接尾語にて、たい、野といふに同じ。○かざしをるの御歌 此の隠岐のみやまに、杉はあまた生ひて見ゆれど、折りかざす宮人もなければ、誰とて物いふたよりもなきを、あはれ、人あれかし、せめて物いひ慰めむとなり。かざしは、挿詞にて、古、木の花枝など折りて頭に挿し飾れるをいふ。さて、かざしに杉折ることは、もと、萬葉集七、雜歌、詠葉、「古にありけむ人もわがごとかみわの檜原にかざし折りけむ」とよめりしより、新古今集、殷富門院大輔の歌に、「かざしをる三輪のしけ山かきわけてあはれとぞおもふ杉たてる門」ともよみて、三輪の枕詞のごとく用ひたるを、三輪と杉との關聯より、轉じて、三輪ならずとも、杉といふにかざしをると用ひ給へること、萬葉集の古歌の意に、引きかへさせ給へるなり。○限りあればの御歌 かく賤しき民と、軒をならべたるすまひのわびしきには、命も堪へがたかるべく、はた、かくながらあらむよりは、寧、世を去らまほしく思へど、定命に限りあれば、なほかくても死にえず、わびしさに堪へて、ながらへをらる、わが身のうきは、いかならむわざとなり。○かやうの云々 尼の詞なり。○年のつもり云々 かゝる御製などあまたあれども、年のつもりしゆゑに、悉く覚えねば、此の外はかたらずとなり。○ついでとめてとて 又、事のついでのあらんをり、思ひいでば、語らむといひて、とめてつとなり。とての下に、語をはぶけるなり。

第三 ふぢ衣

その頃、いとかずまへられ給はぬふる宮おはしけり、守貞親王とぞきこえける。高倉院第三の御子なり。隠岐の法皇の御このかみなれば、思へばやむごとなければ、昔、後白河の法皇、安徳院の筑紫へおはしまして後に、見奉らせ給ひける御孫の宮たちえりの時、泣き給ひしによりて、位にも即かせ給はざりしかば、世の中もの恨めしきやうにて過し給ふ。さびしく人めまれなれば、年を経てあれまさりつ、草ふかく八重むぐらのみさしかためたる宮の中に、いと心細くながめおはするに、建保の頃、宮のうちの女房の夢に冠したるもの數多ありて、劍璽を入れ奉るべきに、おのゝ用意して候はれよ」と、いふと見てければ、いとあやしうおぼえて、宮に語り聞えけれど、いかでかさほどの事あらむ」と、思しもよらて、遂に御髪をさへおろし給ひて、この世の御望は、たちはてぬる心ちして物し給へるに、このみだれ出てきて、一院の御ぞうは、皆さまぐにさすらへ給ひぬれば、おのづから、ちひさきなど残り給へるも、世にさし放たれて、さりぬべき君もおはしまさぬにより、東よりのおきてにて、かの入道親王の御子の御孫の、十になり給ふを、承久三年七月九日、俄に御位につけたてまつる。父の宮をば太上天皇になし奉りて、法皇ときこゆ。いとめて

安徳院云々給
ひ三下及びて
十の字一宮に
孫の字一宮に
見奉らせ給へ
せえられたり
人めまされり
ればとありて
本に印ありて
めつとありて
聞えつとあり
どめつとあり
と改めりて本
つに二子入道
よ字印親王の
りなし親王の
てし親王の御
補ひ本の御

たく、横ざまの御さいはひおはしける宮なり。

○ふち衣 後堀河、四條、二代の御事、及び、後鳥羽、土御門、仲恭天皇崩御の事などを記したり。卷の名は、土御門院崩御の時、小宰相の、うしと見しありし別は藤衣やがてきるべきかどなりけり」とよめる歌により。

○この頃いとかずまへられ給はぬ古宮云々 皇子の列に敷へ入れ奉らず、世にきこえ給はぬをいふ。ふる宮は、世に用ひられずして、年積り給へる皇子の意。さて、この句、源氏物語、橋姫の巻の發端の文を、さながらに用ひたり。さるは、かの物語なる八宮の、世にあはず、いとかずかに宇治わたりにおはしけると、この古宮の、世にすてられおはし、と、事の様、同じやうなればなるべし。

○第三の御子なり云々 三宮は惟明親王にて、守貞親王にはあらず。但、下文「宮たちえりの時、泣き給ひしによりて、位にも即かせ給はず」とあるによれば、此の書の作者は、守貞親王を、正しく第三の宮と心得たるべし。されど、高倉院の皇子の次第を案するに、第一は安徳天皇にして、第二三四宮の順序は、諸書異同あれども、山槐記に、「治承三年二月二十八日、今日修理大夫信隆女、信隆女、信隆女、信隆女生、皇子云々。四月十一日、故入道前宮内大輔義範女、義範女、義範女、義範女産、子云々」と見え、紹運録に、「後高倉院二品守貞親王、母七條院殖子、贈左大臣信隆女。惟明親王、母少將局、宮内大輔平義範女」とあるによれば、守貞親王は二月二十八日の御誕生、惟明親王は四月十一日の御誕生にして、守貞親王は二宮、惟明親王は三宮なりし事明なり。尙、法皇の御宮達えりのをりは、二宮は平氏に擁せられて、西海におはしつる事、盛衰記に見ゆれば、もとより京師におはしますべくもあらず。されば、三宮は、惟明親王なる事論なし。この二宮三宮の御誕生、極めて隔少きより、作者、適、次第を思ひあやまりて、しか記せるなるべければ、宮たちえりの時云々の一節は誤れり。猶宮たちえりの事は、おどろの下の巻(一二)に見えたるを参照すべし。

○人めまれなれば云々 人も尋ね來らざれば、年をふるにしたがひて、宮の中も荒れまさり、草も生ひしけりとなり。葎は、ちと一種の草な

一日二字一本
になし

れど、葎の門、葎生など、歌文に常に用ふるは、唯葎草をいふ。八重とは、いと多く茂れるさまをいふ。○さしかため、門を閉ぢ固めたる意。○建保の頃 順德帝の御代也。○さほどの事あらむ云々 帝位につき給ふべきなどいへる事は、あるべくもあらずとおぼして、出家し給ひきとなり。○世の御望はたちて云々 皇位に望をかけ給はぬさまを世に示して、嫌疑をさけ給へるなり。皇胤紹運録に、「守貞親王、建久二十二年六月、三品親王、建曆二十二年六月、出家、法名行動」と見えたり。○このみだれ 承久の亂を云ふ。○ちひさきなど残り給へる云々 後鳥羽上皇の皇子たちも、流されたまひて、いとけなき皇子たちのみ、都にのこりたまへども、これも、上皇の御血統なりとて、關東、または、そなたさまの人よりは、うとまれ給ひて、皇位をつぎ給ふべきは、おはしませずとなり。○さし放たれ 疎外されてなり。○あづまよりのおきて 鎌倉よりの差圖にてとなり。○入道親王の御子云々 入道親王とは、親王宣下の後、出家し給へるをいひ、法親王は、出家の後、親王宣下あるをいふ。御子は後堀河院を申す、さてその御踐詐のことは、五代帝王物語に、「後堀河院、(御母北白川院)位に即せ給ふべきに定めて、關東よりはせのぼりて申しければ、後高倉の法皇は、折ふし持佛堂にわたらせ給ひけるが、後世の障となるべし、ふつと叶ふまじきと仰ありけるを、北白河院の、いかにか、る事をば、思召さる、ぞ。宮々の御ためも、勞めでたかるべし、仔細あるまじと申しす、めまらせて、御領掌有けり。後堀河院は、十樂院の贈大僧正仁慶、(松殿之子) 弟子に成て、御同宿有けるを、迎へまらせて、承久三年七月九日踐詐ありて、同十二月一日即位、御年十歳なり」とあり。○父の宮云々 皇胤紹運録に、「後高倉院、承久三十八年六月、爲太上天皇、是依茂仁踐詐也、出家之後尊號之始、又自親王直院號初例」とあり。○横ざまの御さいはひ 僥倖の意なり。

孫王にて位に即かせ給へるためし、光仁天皇より後は、絶えて久しかりつるに、めづらしくめでたし、その十二月一日に御即位、明くる年貞應元年正月三日、御元服したまふ。御

いみな茂仁と申す。御かたちもなまめかしく、あてにぞおはします。御母基家中納言のむすめ、北白川院と申しき。家實の大臣、又攝政になりかへらせ給ひて、よろづおきてのたまふも、さまざまに引きかへしたる世なりかし。又の年五月の頃、法皇かくれさせ給ひぬれば、天下みなくろみわたりぬ。うへも御服たてまつる。きびはなる御程に、いといみじう哀なる御事なめり。前の御門は、四にて廢せられ給ひて、尊號などの沙汰だになし。御母后（一）も、山里の御すまひにて、いと心ばそくあはれなる世を、つきせずおぼしなげく。この宮は、故攝政殿（後）の姫君にても、のし給へば、歌の道にもいとかしこう渡らせ給へど、大かた奥ふかう、しめやかに重き御本性にてはかなき事をも、たやすくもらせ給はず。御琴なども、かぎりなき音を弾きとり給へれど、をさくかきたてさせたまふ世もなく、あまりなるまでうもれたる御もてなしを、佐渡の院も、かぎりなき御志の中に、飽かずなむ思ひ聞えさせ給ひける。

○孫王 天皇の御孫をいふ。○光仁天皇より後は云々 光仁天皇は、天智天皇の御孫にして、施基親王の御子、稱徳天皇崩じて後、皇子おはしまさねば、御位につかせ給ひしなり。○なまめかしくあてに 優雅に、上品におはしますと也。○北白河院 女院小傳に、「北白河院藤原子、後高倉妃、後堀河母、入道中納言基家女、貞應元四十三、叙從三位、五十四、同日准三官、爲尼、同七十一院號と見えたり。○家實のおとゞ云々 一代要記に、「家實、承久三年七月九日、帝踐祚日爲攝政」とあり。○引きかへしたる云々 前とはうちかへしたる世と

尊號一本に院號とあり

印本さたてさせりて補ひつ

の意。○法皇かくれさせ給云々 百練抄に、「貞應二年五月十四日、太上天皇崩御、奉號後高倉院、葬北白川、天下亮間」とあり。○くろみわたりぬ 諒闇になりて、上下の人々、黒き喪服をきるを云ふ。○御服たてまつる 喪葬令に、「凡天皇爲本服二等以上親喪、服錫紵云々」義解に、「錫紵者、細布、即用淺黒染也」とあり。○きびはなる をさなくかよわき意也。○前の御門は云々 太上天皇の尊號を奉らすとなり。されば、世に、九條廢帝と申したりしを、明治三年七月廿三日、仲恭天皇の御諡を奉りたる事、明治史要に見えたり。○御母后 攝政藤原良經の女なり。○奥ふかう云々 沈着にして、淺はかならぬ御性質を云ふ。○はかなき事をも云々 かりそめの事をも、たやすくは給はずとなり。○をさくかきたて給ふ云々 をさくは、あまり、又は大方の意なり。さて、御琴なども、すぐれ給へれども、大方は、ひかせ給ふ事もなく、晴れしくしき事をばし給はずと也。○うもれたる 物のおほはれてあらはならぬ意にて、引きこみがちに、はれやかならぬ様を云ふ。○かぎりなき御志云々 東一條院を愛し給ふ御志は深かりし中にも、あまり打沈み給へる御性質を、不満に思したりとの意。かの遠き御わかれの後は、いみじうものをのみ思しくだけつゝ、いよ／＼しづみふしておはしますに、ふるく仕うまつりける女房の、里にこもり居たりけるもとより、あはれなる御消息をきこえて、十月一日の頃、御衣がへの御衣を奉りたりける御返事に、思出るころもはかなし我も人も見しにはあらずたどらるゝ世に又御手ならひのついでに、からうじてもれけるにや、消えかぬる命ぞつらき同じ世にあるもたのみはかけぬちぎりをさこそはげに思しみだれけめ。おろかなる契だに、かゝるすぢのあはれは、淺くやは侍る。

いかばかりの御心の中にてすぐし給ふらむと、いとかたじけなし。

○遠き御わかれの後 順徳天皇、佐渡にうつらせ給へるを云ふ。○思しくだけつ、云々 ち々に、ものを思ひ給ふとなり。○里にこもり 宮仕を退きてより、親の許に引籠り居ること。○御衣がへ 毎年四月一日に、冬のころもを、夏衣にあらため、十月一日に、又冬のかへらる、なり。其の儀、公事根源に見えたり。○御返事 女房の消息に、宮よりの御返事なり。○思ひいづるの御歌 その昔、院のおはしまして、もろとも楽しき世を送りし時の如くにはあらで、今は只、昔はとありしか、りしなど、くりかへしたどらる、やうなる世には、かく更衣につけて、思ひ出づるも、そのかひなく、はかなき事よとの意なり。さて、頃もに、衣をかけていへり。○御手ならひ たゞ物を書きささび給ふことにて、習字といふ程のした、かなる意にあらず。○からうじて云々 御手習のついでに、よみ給へるが、僕に漏れたるにや。次の如き御歌も、人の耳に残れり也。上に、歌の道にも、いとかしこう渡らせ給へど云々、たやすくもらさせ給はずとあるをうけたる也。○消えかぬる云々の御歌 順徳院も、同じくこの世におはしながら、遠所に隔たり給ひて、逢ひ奉るべきやうもなく、たのみすくなき契なりと思へば、かくいつまでも、強面く、きえかねてながらふる命ぞ、中へにたへがたきと也。○おろかなる契云々 おろそかなる契にても、かゝる遠き別のあはれさは、深かるべしとなり。○いかばかり云々 宮の御心中どれ程悲しく思召して、月日を送り給ふらんと推しはかられてとなり。

はかなくあけて、貞應もうち過ぎ、元仁、嘉祿、安貞などいふ年も、ほどなくかはりて、寛喜元年になりぬ。このほどは、光明峰寺殿また關白にておはす。この御女、女御にまゐり給ふ。世の中めてたく花やかなり。これより先に、三條のおほきおと、の姫君まゐり

公房の下一本あり

浄土寺印本浄東寺にて改めつ

又の下のこの脱二字一本に脱す一本に脱し補ひつとあり一本にけり印本に八字一度云々の今女御云々藤壺わたりまて廿八字印本に脱せり一本に補ひ

給ひて、后だちあり。いみじう時めき給ひしをおしのけて、前の殿の御女、いまだ稚くておはする。参り給ひにき。これはいたく御おぼえもなく、三條の后宮の、浄土寺とかやに引き籠りて渡らせ給ふに、御消息のみ、日に千度といふばかりかよひなどして、世の中すさまじく思されながら、さすがに后だちはありつるを、父の殿、攝籙かはり給ひて、今の峰殿道隆なりかへり給ひぬれば、又この姫君入内ありて、もとの中宮はまかして給ひぬ。めづらしきが参り給へばとて、なかかうしもあながちならむ。唐土には、三千人なども候ひ給ひけりとこそ傳へ聞くにも、しなくしからぬ心ちすれど、いかなるにかあらむ。後には、おのゝ院號ありて、三條殿の后は安喜門院、中の度参り給ひし殿の女御は、鷹司の院とぞ聞えける。今の女御も、やがて后だちあり。藤壺わたり今めかしくすみなし給へり。御はらからの姫君も、かたちよくおはするに、ひきこめがたしとて、内侍のかみになし奉り給ふ。

○また關白にて 公卿補任に、正二位藤原道家、安貞二年十二月廿四日關白詔、牛車兵仗宣旨とあり。○女御にまゐりたまふ云々 女院小傳に、藤原門院、藤原子、後堀河后、四條母、光明峯寺關白女、母大相國公經女、准后藤倫子、寛喜元十一三叙三位、廿二、同廿三爲女御とあり。○三條のおほきおと云々 三條太政大臣は公房なり、浄土寺相國と稱す。御女は、女院小傳に、安喜門院、藤原子、後堀河后、大相國公房女、母從三位範季女、從二位子、貞應元十廿三爲女御、去廿日叙三位、十六、二十七爲女御、同二十廿五爲中宮、廿七、嘉祿二七

廿九爲皇后宮、^廿と見えたり。○時めき給ひし時にあひて、榮ゆる意にて、寵愛あつきを云ふ。○前の殿家實の御女、家實は近衛基通の子にて、猪隈殿と稱す。御女は、女院小傳に、「鷹司院、藤長子、後堀河后、猪隈關白女、母修理大夫季信朝臣女、嘉祿二六十六叙從三位、^九七二爲女御、廿九爲中宮」と見えたり。○おぼえもなくて、君龍なきを云ふ。○淨土寺、山城國愛宕郡淨土寺村にあり。今廢せり。三條中宮有子、元仁元年八月廿二日淨土寺に退出せられし事、野槐服飾抄に見えたり。○世の中すさまじく、かく御おぼえあつき三條の后をおしのけて入内ありしかど、御門の御心にはかなひ給はねば、何となく世の中おもしろからずおはしませんが、さすがに、父關白家實の光によつて、中宮には立ち給へりつるをとなり。○攝籙、攝政をいふ。籙は、錄に通用す。籙は、總也と、字典にありて、スブル意。前漢書于定國傳に、「萬方之事、大錄于君」とある註に、「大錄、總錄也」また、書經舜典の傳に、「納舜使大錄萬機之政」とあり。日本紀推古天皇の條に、「立厩戶豐聰耳皇子爲皇太子、仍錄攝政、以萬機悉委焉」とある、これ攝籙の字面なり。セフロクと讀むべし。○めづらしきが云々、地の評語也。新しき女御の入内ありたりとの意。○などかかうしも云々、何とて、かく強ひて押つけがましき事のみ、すべきものならんやと也。新しき女御の入内につけて、もとよりの中宮を無理に退出せしめたるをいへるなり。○唐土には三千人なども云々、白氏文集なる長恨歌に、「後宮佳麗三千人、三千寵愛在一身」とあるによりていへり。○しな／＼しからぬ、品格のよからぬ意、あまりに品格よからず、みだりなるさまをいへるなり。○おの／＼院號ありて、女院小傳に、「安喜門院、嘉祿三三廿院號、^三鷹司院、安貞三四十八院號、^三と見えたり。○今の女御、同書に、「藻壁門院、第子、寛喜二二六爲中宮、^三とあり。○藤壺わたり云々、拾芥抄に、「飛香舍、西一、藤壺、弘徽殿西、或五間四面」と見え、禁秘抄に、「藤壺、藤懸、兼手木云々」とあり。さて、藤壺に曹司を給はりて、當世風に、花々しく住みなし給へりと也。○ひきこめがたし、第子の兄弟たち、

皆かほよくおはする中にも、わきて、この姫君は、うつくしくおはせば、内に奉りて、内侍のかみにし給へりとなり。五代帝王物語に、「關白の御女は、いひしらぬほどの美人にてぞおはしましたしける、其御妹に、ためしなき程の美人にておはしければ、殿も引籠がたく思ひ給ひけるにや、内侍のかみになり給ふ」と見えたり。○内侍のみ、内侍司の長官にて、後宮職員令に、「尙侍二人、掌供奉常侍、奏請、宣傳、檢校女嬪、兼知内外命婦朝參、及禁内禮式之事」とあり。

五日二字一本になし

おはすればの
下一本すべて
の三字あり

同じき三年七月五日、關白をば御太郎のおとゞに譲り聞え給ひて、我が御身は、大殿とて、后宮の御おやなれば、思ひなしもやむごとなきに、御子どもさへいみじう榮え給ふさま、ためしなきほどなり。あづまの將軍、山の座主、三井寺の長吏、山階寺の別當、仁和寺の御室、皆この殿の君だちにておはすれば、天下は、さながらまじる人すくなう見えたり。いとよそほしく重々しげにて、内の御宿直所などに、常はうちとけ候ひ給へば、關白殿、次の御子ども、大臣などにて、立ちかはり御前に絶えずものし給ひて、世の政事など聞え給ふ。北方は、公經のおとゞの御女なれば、まして世の重くなびき奉るさま、いとやむごとなし。

○思ひなしも云々、他よりして、やむごとなきものに、思ひなす意にて、子教實は關白となり、女嬪子は后宮にそなはれば、自ら重々しき御身分なりと也。○山の座主云々、山は延曆寺、三井寺は園城寺、山階寺は興福寺。さて、座主も、長吏も別當も、同じくその寺の長なり。○御室、仁和寺の主僧をいふ。仁和寺御傳の序に、「寛平法皇任先皇之素願、又莊一室、號南御室、以此御相承之親王奉號御室」と見えて、皇族にてなり給ふ例

なるを、道家の子法助入室ありしかば、同書に、「爲臣下御入室、希代之例云々」と見えたり。○まじる人云々かく、憎も俗も、皆、この殿の御子にて、天下の要路には、他人を交へず、一門にて榮えますと也。○よそほしく、装ひたるさまを形容詞にいへるにて、美々しき意なり。○内の御宿直所 攝關の人の、禁中にての特別の宿所をいふ。直慮とも稱す。もとは、大臣納言などにもありしなり。西宮記に、「宿所、大臣納言宿慮、職御曹司也、見國史也、大臣宿所在宜陽殿東庇云々」とあり。○北方は云々 公經は、西園寺家にて、鎌倉にゆかりあれば、かく勢ありとなり。公經の事、新島守の巻(六九)に見えたり。○世の重く云々 世人の道家に深く服従するさま大方ならずとなり。

まことや、その年十一月十一日、阿波の院かくれさせ給ひぬ。いとあはれにはかたき御事かな。例ならずおぼされければ、御ぐしおろさせ給ひにけり。こゝら物をのみおぼして、今年は三十七にぞならせたまひける。今一度みやこをも御覽せずなりぬる、いみじうかなしきを、隱岐の小島にもきこしめしなげく。承明門院は、さまざまのうき事を見つくして、猶ながらふる命のうとましきに、又かくおなじ世をだに去り給ひぬる御歎の、いはむかたなさに、「なごさきだたぬ」と、口惜しう思しこがる、さま、ことわりにも過ぎたり。かしこにて召しつかひたる御調度、何くれ、はかなき御手箱やうのものを、都へ人のまゐらせたりける中に、たまさかに通ひける隱岐よりの御文、女院の御消息などを、ひとつにとりしたためられたる、いみじうあはれにて、御目もきりふたがる心ちしたまふ。家隆の二位のむすめ小宰相と聞えしは、おのづからけちかく御覽じなれけるにや、人よりことに思ひし

今年三十七
云々印本二十
七に作る一本
によりて改む

けぢの四
字及び人より
の三字一本に

づみて、御服などくろく染めけり。

うとし見しありしわかれば藤衣やがてきるべき門出なりけり

けり印本ける
とあり一本に
よりつ

○阿波の院云々 一代要記に、「寛喜三年十月六日、落飾入道、依不豫也、御法名行源、同十月十一日崩、年三十七、月日納御骨於西山金原御堂」とあり。○例ならず 御病氣をいふ。○こゝら物を云々 こゝらは數多の意。さて、甚しく物を案じ給へるを云ふ。○承明門院 土御門院の御母なり。○うとましきに 厭はしくある上への意。○おなじ世を云々 遠き所ながらも、土御門院おはします程は、猶おなじ世と思ひなぐさめをりしに、今は、この世をだに去り給ひて、あの世にへだたりたればとなり。○なごさきだたぬ 玉葉集雜四に、安嘉門院四條、「とまる身はありてかひなき別路になごさきだたぬ命なりけむ」とあり。玉葉集は、此の後堀河院の御代よりは、はるかに後の撰なれど、此の物語の作者は、更に後の代の人なれば、此の歌によりて、しかものせるなるべし。○かしこにて 阿波のおまし所をさす。○御調度 御手まはりの道具なり。○何くれ云々 何やかやと、した、かならぬ御手箱の類の物をいふ。○たまさかに云々 まれに通信せられたる父院の御手束の意。○とりした、められたる とりと、のへられたるなり。○御目もきりふたがる 涙に御目もきらひて、あやめも見えわかぬほどに、悲しく思ひ給ふとなり。○けぢかく云々 御傍ちかくならし召されたるにやありけむとなり。○御服など云々 喪服をきるなり。上に見えたり。○うとし見しの歌 このたびの崩御につきて思へば、昔阿波にうつらせおはしますときに、わかれ奉りしは、やがてこの世のわかれにて、その時は、すなはち、喪服をきるべき門出にてありけりとなり。藤衣は、喪服を云ふ。葛布衣なり。葛の皮をもて織れる衣なり。もとは、賤人の服なるを、素服は、葛衣を用ふるが故に、藤衣、やがて、喪服の事にいふなり。但、後世は麻布を用ふ。さて、巻の名はこの歌によれり。

けり印本ける
とあり一本に
よりつ一本に
一年よりあり
りたくこそま
きて二十一字な
き本なり

今年もはかなく暮れて、貞永元年になりぬ。定家中納言うけたまはりて、撰集の沙汰ありつるを、この程、御門おりさせ給ふべきよし聞ゆればにや、いと疾く十月二日奏せられけり。一年のうちに奏せられたる、いとありがたくこそ。新勅撰ときこゆ。元久に新古今いきてのち、程なく世の中もひきかへぬるに又、新の字うちつゞきたる心よからぬ事など、さゞめく人も侍りけるとかや。さておなじき四日おり居させ給ふ。御惱重きによりてなりけり。去年の二月、後の宮の御腹に、一の御子いでき給へりしかば、やがて太子にたゞせ給ひしぞかし。例の人の口さがなさは、かの承久の廢帝の、生れさせ給ふとひとしく坊に居給へりしは、いと不用なりしをなどいふめり。うへはおりさせ給ひて、その七日、やがて尊號あり。御惱なほおこたらず、大かた世もしづかならず、この三年ばかりは、天變しきりなるふりなどして、さとし、げく、御つゝ、しみおもきやうなれば、いかゞおはしまさむと御心どもさわぐべし。今上は二歳にぞならせ給ふ。あさましき程の御いわけなさにて、いづくしき十善のあるじに定り給ふ事、いとゆゝしきまで。前の世ゆかしき御ありさまなり。むかし近衛院、三歳、六條院、二歳にて、位に即き給へりし、いづれもいと心ゆかぬためしなり。

○撰集の沙汰 和歌撰集の宣旨を承り居たるをとなり。○御門云々 御讓位の噂などありたればにやあらんと

三歳二歳一本
なしの歳の字

り。○一年のうち云々 古今以下八代の集ども、宣旨を承りて奏せらるゝまでには、いづれも數年を通したるに、この度は、僅に一年の間に撰び終りて奏進せられたるは、珍しき事ぞとなり。○新勅撰 拾芥抄に、「新勅撰二十卷、千三百七十一首、此外短歌四首、貞永元年壬辰、十二月二日、依當代院論言、前中納言定家卿奏之、有、序假名、定家卿書之」とあり。○元久に云々 新古今集の事は、おどろの下の卷(二四)にあり。○世の中もひさかへぬる云々 新古今撰進の後、僅に、五年にして、土御門院御讓位の事ありしをいふ。さて後、十一年にして、承久の亂もいできたり。○心よからぬ 不快にて、不吉とする意。○さゞめく 私語する事なり。○おなじき四日おりさせ給ふ 紹運録に、「貞永元十四、禰位、廿一」とあり。○去年の二月云々 五代帝王物語に、「さて、中宮御懷妊ありて、寛喜三年二月十二日、四條院御降誕、あなめでたとて、やがて、十月二十八日に、太子に立せ給ふ」とあり。○人の口さがなさ あしざまにものをいひふらすを云ふ。○承久の廢帝云々 仲恭帝、建保六年十月十日降誕、十一月二十六日立太子あり。それと同じく、この四條帝も、生れ給ひし年に、太子に立させ給へば、しかいへるなり。○不用 そのかひもなく、便り悪き意也。○御惱なほおこたらず 御病氣癒え給はぬ也。○この三年ばかり云々 天變地異の類々なるを云ふ。百練抄に、「寛喜三年六月、自去去年飢饉、世夏死骸滿、道路、貞永元年閏九月八日、彗星見、東方、長二丈餘」など見えたり。○なるふり 地震を云ふ。明月記に、「寛喜三年七月十五日、日出之程地震、室宿火神動云々、又不吉、早魃災殃云々」とあり。尙吾妻鏡に、同年四月十五日、十月十二日地震ありし事見えたり。○さとし、けく云々 むかしは、天變地異は、天より 君主を戒め諭す事と、妄信したれば、時の天子謹慎して、位を譲ることなどありしなり。こゝも、陰陽博士などより、御惱み重きよしを奏したれば、いかゞあらむと、御心をなやまし給へりとなり。○いわけなさ 幼稚なること。○いつくしき 嚴しきにて、おごそかに尊き意。○十善のあるじ云々 かしこき君と云ふ心なり。十善は、拾芥抄に、「一不殺生、二不偷盜、三

不邪姪(三)四不妄語、五不惡口、六不兩舌、七不綺語(四)八不憍貪、九不瞋恚、十不邪見、(三)とあり。前世にこの十善を保てる功德にて、現世に帝王と生るとの佛説より、天子を十善の君ともいふ。○前の世のゆかしき云々かく御幼少にて、帝位につかせ給へれば、此の帝の前世には、いかなる善き事をし給ひしにかと、前世の御ありさまも、知らまほしく思ふと也。○いづれも云々 近衛院は御年十七にて崩じ、六條院は御年十三にてかくれまし、何れも皇子おはしまさぬなど、御末のめでたからぬを云ふ。○心ゆかぬ 満足に思はれぬ意也。

閑院殿の清涼殿にて、まづ御袴奉る。十二月五日、御即位はことなくはてぬれば、めでたくて年もかはりぬ。中宮も、御物怪に惱ませ給ひて、常はあつしうおはしますを、院は、いとどはれまなく思し歎く。四月の頃、年號あらたまる。天福といふなるべし。その同じ頃、中宮も位去り給ひて、藻壁門院とぞ聞ゆなる。今年も又、例ならずなやませ給へば、めでたき御事の數そはせ給ふべきにこそと、世の中めてたくきこゆ。祭祓(三)にくれと、おびたゞしく、まだきよりの、しる。まして、その程近くなりては、天の下やすきそらなく、山々、寺々、社々、御祈ひ、ささわげども、御物怪こはくて、いみじうあさまし。遂に九月十八日に、かくれさせ給ひぬ。その程のいみじさ、推し量りぬべし。今年二十五にならせたまふ。若く清らにうつくしげにて、さかりなる花の御すがた、時の間の露と消えはて給ひぬる、いはむ方なし。殿、うへ、おぼしまどふさま、かなしともいへばさらなり。院に候ふ民部卿、典侍とさきこゆるは、定家中納言のむすめなり。この宮の御方にも、けぢかうつかうまつる人なり

量りぬべしを
印本ありて改
べしとありぬ
めつより下印
本にのりつ
にはよりつ

けり。かぎりなく思ひしづみて、頭おろしぬ。いみじうあはれなる事なり。人の問へる返事に、

悲しさはうき世のとがと背けども只戀しさのなぐさめぞなき

當代の御母后にておはしつれば、天下、皆ひとつすみぞめにやつれぬ。

○閑院殿の云々 清涼殿は内裏の常御殿の名なるが、閑院は里内裏ながら、内裏に擬して造營せられたれば、その清涼殿にての意。閑院内裏の事、新島守の卷(六六)に註せり。○御袴奉る 御着袴の儀にて、男女兒、多くは、三歳より五六歳までの間に、始めて袴を着する儀式なり。平安朝中頃より、廣く行はる、事となれり。まづ、陰陽師に時日を助せしめ、又着袴親を定む。着袴親は、天皇、若くは大臣、これを勤め給ふ。着袴の後、鑿鼓奏樂等の事あるなり。○御即位は云々 紹運録に、「貞永元十四受禪、二十五即位」とあり。○御物怪に云々 物怪は、死靈生靈などの祟を云ふ。○あつしうおはします 御持病のやうにたまはますとなり。危篤といふ程のさし迫りたるをいふにあらず。源氏物語桐壺の卷に、「御息所(桐壺更衣)はかなき心地に煩ひて、云々、年頃常のあつしさになり給へれば、御目なれで云々」など見えたり。○いと云々 一層御心の晴やかなるひまもなくの意。○年號あらたまる 貞永二年四月十五日、天福と改元ありしを云ふ。○宮例ならすなやませ云々 御懷妊を云ふ。○めでたき事の數そはせ給ふ 又、皇子降誕あるべければ、めでたき事の重るべきにこそありけれと、世間に噂せりとなり。○祭祓にくれと云々 御産の御祈のため、陰陽師の祭、または、祓など、まだ早くより行はれたりとなり。五代帝王物語に、「中宮は、貞永二年四月三日、院號ありて、藻壁門院と申す。此院號、又いかゞと覺えしに、同年九月に、御産とてひしめくほどに、御もの、けこわくて、うみかねさせ給ふ。内外の御祈數をつくし、大法祓法残る事なしといへども、終にかなはせ給はず。餘に御大事にして、大臣いかゞせむすと、女院

申させ給へば、大殿は、御涙にむせびて、東西もおぼえ給はず。御寶物、皆やきあけられけれども、かひなし。九月十八日、つひにうせ給ひぬ。淺猿ともいふばかりなし」とあり。○殿うへ、殿は道家、うへは道家の北方にて、公經の女なり。○民部卿典侍 民部卿は、女房の召名なり。典侍は、内侍司の次官の官名にて、この女房の職を承り居たるなり。○この宮の御方に云々 民部卿は、院の女房ながら、この女院の御方をも兼て奉仕せられ、御側近く仕へたる人なりけりとなり。○頭おろしぬ 民部卿落飾して尼となられたりとなり。○悲しさはの歌 續後撰集に、「漢壁門院御はての日、誰ともなくて、民部卿典侍の局にさしおかせける、正三位宗衡、「この秋もかはらぬ野邊の露の色に昔の袂を思ひこそやれ」返し、民部卿典侍」とてこの歌あり。さて歌の意は、長き別れを悲しむは、うき世のならひにて、やがて、世にある咎なりと思へば、かく頭おろして、世をそむきしなり。されば悲しさはやみたれど、君を戀しく思ひ奉る事は、いかにすれば慰むべきにか、さらにすべなき事よとなり。○すみぞめ 墨染にて、墨の衣ともいひ、黒色の衣なり。即諒闇になりて、喪服をきるをいふ。○やつれぬ 粗末の装となること、常の花やかなるに引かへたるをいふ。

この御なげきに、いよく院はしづみまさらせ給ひて、うち絶えて、御ゆなどをだに御覽じいる、事なくて、月日つもらせ給へば、御修法ども、いとこちたく、山々寺々、残りなくつとめの、しる。醫師、陰陽師、祭祓など、天の下さわざみちたり。又年號かはりぬ。文暦元年といふ。承久の廢帝十七になり給へるも、五月二十日にうせ給ひぬ。いと若き御ほどに、いといとほしうあたらしき御年なりかし。隱岐にも、うちつゞき哀なることどもを、聞し召しなげくべし。佐渡には、まして心うくあさましとおぼさる。この御さしつぎの宮、猶お

こちたく印本
うち多くに作
て改めつ

はしますは、修明門院養ひ奉らせ給ふめり。

○この御歎 漢壁門院の崩御を歎き給ひての意。○御ゆなど云々 御湯にて、おも湯などの飲食を、きこしめさぬをいふ。○山々寺々云々 諸寺もまた、御修法御讀經などして、御平癒を祈るを云ふ。○陰陽師 陰陽寮の被官にて、陰陽五行の理によりて、吉凶を占ひ、わざはひを祈禳するものなり。小中村博士の陰陽道考に詳なり。○年號もかはりぬ 天福二年十一月五日、文暦と改元ありしをいふ。○承久の廢帝云々 百練抄に、「文暦元年五月二十日、廢帝崩御云々、是佐渡院御子、母儀東一條院也。承久亂逆之後、御同所于女院九條殿、御心勞之外無他。御年十七、未及首服也」とあり。○のたらしき御年 惜しき御年齡の意。○打つゞきあはれなる云々 寛喜三年、土御門天皇崩じ、今又、仲恭天皇崩じ給へるを云ふ。○この御さしつぎの宮 順徳院の皇子、仲恭天皇の御弟、忠成王を云ふ。

かくいひしろふほどに、院の御惱日々におもくならせ給ひて、八月六日、いとあさましうならせ給ひぬ。世のおもしにておはしますべきことの、かくあへなき御ありさま、口をしなど聞ゆるもなのめなり。大かた、御本性もなごやかに、らう／＼しく、御かたちもまほに美しうと、のほりて、二十に三つばかりや餘らせ給ふらむ。若うさかりの御程に、御才なども、やまともろこしたど／＼しからず。何事につけても、いとあたらしうおはしませば、世の人の惜み聞ゆるさま限なし。只くれまどへる心ちどもなり。後堀河院とぞ申しける。故宮の御はてだにすぎず、又とりかさねて、諒闇の三とせまでにならむことを、いとまが

なごやか一本
にやはらかに
作れり

申しける一本
あり申すなると

遠きの下印本にも字ありつ

まがし、ゆ、しと、皆人思ふべし。御契の程のあはれさも、いとありがたくなむ。御禊大嘗會なども、いとゞのびぬ。只こゝもかしこも、たかきもくだれるも、都も、遠き島々も、涙にうきしづみてぞ過し給ひける。うち續き、かくのみ世の中のさわがしく、天變もしきり、いとあわたゞしきやうなれば、又、年號かはりて、嘉禎元年といふ。

○かくいひしろふ いひしろふは、かれこれと言ひたつるなり。仲恭帝崩御の事など、噂しあへるをいふ。○八月六日云々 後堀河上皇の崩御ありしを云ふ。百練抄に、「七月十五日、上皇不豫事、世以之、自去五日、御脚氣不快、近日六借御云々、八月六日、仙洞物念、或云。去夜御絶入、今朝又有此事、及酉刻、已御事切、春秋廿三、性稟寛仁、政無苛酷、女院諒闇事、一莽未滿、萬人含悲」とあり。○世のおもしにて 太上天皇なれば、世の抑へてましますをいふ。○なのめなり 一通りなる意にて、只口惜しなどいはんは、愚なる事なり。一通りの口上に過ぎずとの意にて、口惜しなどいふ限にあらす、實にいみじきよし也。○なごやかに 柔和なるを云ふ。○らうくしう 勞々の字音にて、物に巧者なる意也。○まほにうつくしう云々 まほとは、かたほに對へて、本當に正しくの義、何れと、難すべき方なく、と、のへるをいふ。御容姿も端正に、うつくしくおはしますとなり。○御才なども云々 御學問も和漢に精通し給へるを云ふ。○故宮の御はて云々 藻壁門院崩じて、未だ一周忌もすぎざるにと也。○諒闇の三年まで云々 去年八月より、藻壁門院の諒闇となり、いまだをばらぬに、かく後堀河院崩御ありしかば、うちつづき明年八月まで、諒闇三年におよべりとなり。○まかしくしう 禍ことらしき意。○ゆ、しう 忌はしき意にて、不祥なるを云ふ。○御契の程云々 後堀河院、藻壁門院の一周年も過ぎぬ間に、打つゝき、崩御あれば、御契のあさからすまします事も、たぐひなしとなり。○御禊大嘗會も云々 百練抄に、「天福元年九月十八日、右女院崩御、十九日、大嘗會延引、二年九月十一日、大嘗會又延引」とあり。○遠き島々

隱岐の後鳥羽院、佐渡の順德院等をさせるなり。○うち續き云々 土御門帝、藻壁門院、仲恭帝、後堀河帝、打つゝきかくれ給へるを云ふ。○あわたゞしきやうなれば 騒がしきさまにて、人の心も、そはくするやうなる故となり。○年號かはりて 一代要記に、「嘉禎元年乙未、九月十九日改元、依天變地震也」とあり。

まことや、三月の末つかたより、攝政殿重くわづらひ給ふ。故院の御位の程より、大殿の御ゆづりにて、關白と聞えしが、御門稚くおはしませば、この頃は、攝政殿と申すなるべし。御かたちも、御心ばへもめてたくおはしましたるに、いとあへなくうせ給ひぬれば、大殿の御歎たとへむかたなし。二十六にぞなり給ひける。いとかなしくし給ふ姫君、若君などものし給ふをも、今は峯殿のみ、偏にはぐくみ聞え給ひけり。攝政にも、大殿たちかへりなり給ひぬ。かくて三度政事をさめ給ひぬるにや。北の政所の御父は、公經のおとゞなれば、かの殿とひとつにて、世はいよ／＼御心のまゝなるべし。今年ぞ御色ども改りぬれば、冬になりて、御禊大嘗會行はる。

○三月の末つかたより云々 五代帝王物語に、「文曆二年三月廿八日に、攝政、廿六にて俄にうせ給ひぬ。言ばかりなき事なりしを云々」とあり。○故院の御位の程云々 公卿補任に、「右大臣正二位藤教實、寛喜三年七月七日、詔關白、貞永元年十月四日爲攝政」とあり。○かなしくし給ふ 鍾愛し給ふの意。○三度政事をさめ給ふ云々 三度攝政關白になれるを云ふ。攝關補任次第に、「東山殿道家、承久三十四攝政、安貞二十二廿四日關白、嘉禎元三廿八更攝政」とあり。○北の政所 攝關に任せし人の妻室をいふ。後には、宣下を蒙りてしかいへるなり。玉葉治承三年二月十日の條に、「兵部卿入道信範來、此次語云、御一家習、大臣之後、雖攝籙以前、以室家稱北

冬になりての五字一本にな

政所、延久元永例也、補家司「供三節供云々」また、故實拾要に、「北政所、是關白の妻也、但、是は蒙宣下稱する也」など見えたり。○御色ども改り云々、諒開覽りて、黒色の喪服をぬぎかへたるをいふ。○御禊大會行はる、皇年代略記に、「嘉禎元年四月十六日、國郡卜定、十月廿日己酉、御禊、十一月廿日己卯、大會行」とあり。

さまじくめでたくもあはれにも、いろ／＼なる都の事どもを、ほのかに傳へ聞し召して、隱岐には、あさましの年のつもりやと、御齡にそへても、盡せぬ御なげきぐさのみしげりそふ慰めには、おぼしなれにしこととて、敷島の道にのみぞ、御心をのべける。都へも、たよりにつけつゝ、題をつかはし歌を召せば、あはれに忘れがたく戀ひ聞ゆるむかしの人々、我も／＼と奉れるを、つれ／＼におぼさるゝあまりに、みづから判じて御覽せられにけり。家隆の二位も、今まで生ける思ひてに、これをだにと、哀にかたじけなくて、こと人々の歌をも、こゝよりぞ、とり集めてまゐらせける。むかしの秀能は、ありしみだれの後、頭おろして、深くこもりゐたり。如願とぞいひける。それもこの度の御歌合にめせば、今更にそのかみの事、さこそは思ひいづらめ。例のかず／＼はいかてか、只片はしをだにとて、左、御製、

人ごころうつりはてぬる花のいろに昔ながらの山の名もうし
右、家隆の二位、
なぞもかくおもひそめけむ櫻花山としたかくなりはつるまで

秀能

わたの原八十島かけてしるべせよはるかに通ふおきのつり舟
山家といふ題にて、また、左、御製、
軒端あれて誰かみなせの宿の月すみこしまゝの色やさびしき

右、家隆、
さびしさはまだ見ぬ島の山里を思ひやるにもすむこゝちして
法皇御みづから判のことばを書かせ給へるに、「まだ見ぬ島を思ひやらむよりは、年久しくすみて思ひいでむは、今すこし志深くや」とて、我が御歌を勝とつけさせ給へる、いとあはれにやさしき御事なめり。

○あさましの年のつもり云々、配所にて、うき年月の、あさましく積まれるを云ふ。○御なげきぐさのみ云々、御なげきの事柄のみ多くなりまさるとなり。くさは、種子材料の意、さて、くさとある縁によりて、下にしけりそふと云ひたるなり。○敷島の道、和歌をいふ。○つれ／＼に、徒然に、又は無聊にの意、退屈のあまりになり。○判じて、和歌の優劣を判定すること。○これをだに云々、法皇還島にまし／＼て、仕へ奉らむやうもなければ、せめては、好み給へる和歌なりとも、勅命にしたがひて、奉りたしと也。○むかしの秀能、秀能、歌によりて、院の寵遇を蒙りし事、おどろの下の卷(四〇)に出でたり。○ありしみだれは、承久の亂を云ふ。○例のかずかずは云々、歌合の歌を、例の如く、あまたは申し難ければ、せめては、片はしにても申さむとての意なり。さて、此の歌合は、八十番ありて、嘉禎二年七月に判の詞を加へ給ひしなり。今、遠島御歌合とて一巻あり。題は

つり舟を一本
れりとも船に作
すみこしまゝ
の印本すまこ
り今一本にとあ
りて改むによ
さびしさはの
は印本やとあ
り一本及び遠
改め歌合にて

がらの御歌 かくあさましきに、我身ながら、愛想もつきはてぬるに、涙は、猶、むかしのまゝに、かはらずして落つるよとなり。○ふる里はの御歌 磯の草は、夕汐のみちぬる時は、水に入りて見えざるを、わがふるさと、即、京師は、たゞその磯の草の汐みちたる時の如く、わかれいでて後は、更に見る事もなしとなり。みらくは、見るを延べたるなり。○六十にてかくれさせ給ひぬ 百練抄に、「二月廿二日、隠岐法皇崩御、春秋六十、去承久三年以後、已及十九年、天下貴賤、誰不傷哀哉」とあり。○例のさほう 火葬し奉れるを云ふ。○むけに云々 御葬送に供奉せるもの、少なかりしをいふ。○御骨をば云々 一代要記に、「四月十二日、(此日滿三十九日了)依有順風、御骨令渡出雲國、給、同五月二日、立出雲國、同十四日、着御水無瀬殿、同十五日、入御大原西林院御堂、但過宮城、奉入大原、安置之」とあり。御骨を、能茂法師類にかけ奉りしことは、百練抄にあり。能茂は、秀能の子にて、尊卑分脈に、「隠岐の御所御供參、出家、法名西蓮、後鳥羽院北面西面」とあり。左衛門尉なるよし百練抄に見えたり。○大原の法華堂 山城國愛宕郡にあり。山城名勝志に、「大原在洛北三里、八瀬村北也」と見えたり。○御庄の所々 法皇御領の莊園をいふ。○三昧料云々 三昧は、書言字考に、智度論を引ききて、「善心一處不動、是名三昧」とあり。こゝは、法華經讀誦の三昧料によせられしなり。○水無瀬殿をわたされ云々 水無瀬の離宮をうつして、法華堂に建てられて、そこに御骨を納め奉りしなり。一代要記に、「仁治二年二月八日、大原法華堂供養、同日、御骨自西林院御堂、奉渡法華堂」とあり。○あらしなりける 御在世のときに、あらかじめ、定め置かせ給へるを云ふ。さて、この大原に御骨を納めし事、および、御謚號の事は、御遺言にまかせたてまつりしとぞ。○後鳥羽院とは云々 皇年代略記に、「延應元年五月廿九日、可奉號顯德院之由宣下、式部大輔菅原爲長卿撰進、仁治三年七月八日、以顯德院、可奉號後鳥羽院之由、重被宣旨云々とあり。

第四 三神山

さても、源大納言通方の預り奉られし阿波^{土御門}院の宮は、おとなび給ふまゝに、御心ばへも、いときやうさくに、御かたちもいとうるはしく、けだかくやむごとなき御有様なれば、なべて、世の人も、いとあたらしき事に思ひ聞えけり。大納言さへ、曆仁の頃うせにしかば、いよく、眞心に仕うまつる人もなく、心ほそげにて、何を待つとしもなく、かゝづらひておはしますも、人わろくあぢきなう思さるべし。御母は、土御門の内大臣通親の御子に、宰相の中將通宗とて、若くてうせにし人の御むすめなり。それさへかくれ給ひにしかば、宰相のはらからの姫君ぞ、御乳母のやうにて、けうどんみの釋迦佛養ひ奉りけむ心ちしておはしける。二にて父御門には別れ奉り給ひしかば、御面かげだにおぼえ給はねど、猶この世の中におはすと思されしまでは、おのづからあひ見奉るやうもやなど、人しれず、幼き御心にかゝりて思しわたりけるに、十二の御年かよ、かくれさせ給ひぬと、傳へ聞き給ひし後は、いよく世のうさを思しくむじつ、いとまめだちてのみおはしますを、承明院は心苦しうかなしと見奉りたまふ。

○三神山 此の巻は、四條天皇の崩御、後嵯峨天皇御踐祚のことを記せり。巻の名は、後嵯峨天皇の大嘗會悠紀

幼き御心一本
になきな心ち
とあり

方御屏風の歌に、「古に名をのみき、てもとめけむ三神の山はこれぞその山」とあるによれり。○預り奉られし云云 土御門院の皇子邦仁親王を申す。此の事、新島守の卷(八二)にあり。○きやうさく 警策の字音にて、警策とは、もと、文選陸機の文賦に、「立片言而居要、乃一篇之警策」とありて、人の注意を惹き、文勢を盛ならしむる語句をいふより、唯詩文の佳句をいひ、更に轉じて、人の利發明敏なるをいふ。即、物事の賢くすぐれたる意。○あたらしき事 惜しき事の意。○曆仁の頃うせにし云々 公卿補任に、「大納言正二位源通方、曆仁元年十二月廿八日薨」とあり。○何をまつとしもなく云々 頼み少き御有様なれば、何をまち給ふともなく、かやうにておはしますも、人の見聞かん事もわろく、恥しう思さるべしとなり。○か、づらひ ものに關係する事なれども、こゝは唯、世の事に引きかゝりて、ぐづくして居る意。雅語解譯には、ウキミヲヤツスと註せり。○人わろく 外の見聞もよからず、恥かしき意。○あぢきなう 面白からず、つまらないの意。○けうどんみの云々 けうどんみは瞿曇彌にて、釋迦の姨母なり。こゝは釋迦の母摩耶夫人崩じたるをもて、瞿曇彌に養育せられしを云ふ。佛所行讚經に、「摩耶夫人見其所生子、端正如天童、衆美悉備足、過喜不勝、命終生天上、大愛瞿曇彌、見太子天童、德貌世奇擬、即生母命終、愛育如其子、子敬亦如母」とあり。○別れ奉りし 土御門帝の阿波に遷りましたるを云ふ。○猶この世の中に云々 配所ながらも、また、この世にましますと思しめし給へるほどは、自然に、逢ひ奉ることあらむかと、心強くおぼしめして、待ち給ひしとなり。○十二の御年かとも云々 寛喜三年、土御門帝崩御せられし時、後嵯峨院、御年十二におはしまし、を云ふ。○思しくむじつ、云々 くむじは、屈しにて、氣もはれなくとし給はず、鬱屈し給ふを云ふ。○いとまめだちて まじめにましますとなり。

はかなくあけられて、仁治二年にもなりにけり。御門は、今年十一にて、正月五日、御元服し給ふ。御諱秀仁ときこゆ。その年の十二月に、洞院、故攝政殿の姫君、九になり給ふを。

給ふ印本申給へばとありて改め本によりて

祖父の大殿、御伯父の殿原などみたちて、いとよそほしく、あらまほしきさまにひゞきて、女御まゐり給ふ。父の殿ひとりこそものし給はねど、大方の儀式 よろづ飽かぬことたくめてたし。うへもきびはなる御程に、女御もまだかくちひさうおはすれば、難遊のやうにぞ見えさせ給ひける。天の下は、さながら大殿の御心のまゝなれば、いとゆゝしくなむ。土御門殿の宮は、二十にあまり給ひぬれど、御冠のさたもなし。城興寺の宮僧正眞性と聞ゆる御弟子にと、かたらひ申し給ければ、さやうにもとおぼして、女院にもほのめかし申させ給ひけるを、いとあるまじき事とのみ、諫め聞えさせ給ふ。その冬の頃、宮いたう忍びて、石清水の社に詣てさせたまひ、御念誦のどかにし給ひて、すこしまどろませたまへるに、神殿の内に、椿葉のかげ二たび改まる一と、いとあざやかに、けたかき聲にてうち誦じ給ふと聞きて、御覽じあげたれば、明方の空澄みわたれるに、星の光もけざやかに、いと神さびたり。いかに見えつる御夢ならむと、あやしくおぼさるれど、人にもものたまはずとまれかくまれと、いよく御學問をぞせさせ給ふ。

○御元服し給ふ 百練抄に、「正月五日、主上十一歳、御元服也、加冠攝政太政大臣、理髮内藏頭頼氏朝臣」と見えたり。○十二月に云々 百練抄に、「十二月十三日、今夜女御入内也、府以下扈從」とあり。さて、女院小傳には、御年十五とあり。こゝに九とあるにあはず。何れか是ならむ。○御伯父の殿原 左大臣良實、右大臣實經等を云ふ。○ゐたちて 種々世話をなしての意。○あらまほしきさま

くもありたしと思ふまゝの有様の意。○父の殿ひとりこそ云々 教實は、文曆二年三月二十八日薨す。事は、藤衣の巻(一一三)に見えたり。○雛遊のやうにぞ云々 雛は、紙にて、小き人の形を作り、絹帛の衣などきせて、兒女の玩具にするものなり。此は、天皇女御、いづれも稚くおはしますを、それに譬へいへる也。○大殿の御心のまゝ云々 四條天皇は、道家の外孫、女御は、其の御孫なれば、何事も意の如くなるを云ふ。○ゆゑ、しくなむいみじき御有様におはすとの意。○御冠のさたまなし 二十餘歳まで、御元服の儀も行なはれざるを云ふ。さるは、上にも見えたる如く、心細き御すまじにて、顧る人もなければなり。さて、滋野井公麗卿の御元服和抄に、御元服の年齢は、十一歳より十五歳までを、限とせるよし見えたり。その世にさし放たれたるさま推し量り奉るべし。○城興寺の宮 茂仁王の御子にて、天台座主大僧正になり給へり。○かたらひ申しければ云々 眞性の弟子になりて、出家し給へと勤めしかば、しか思しなりて、其の事を承明門院に申させ給ひければ、よからぬ事と諫め給へりと也。○ほのめかす ちらくくと、氣振りに知らずること。此の事は、五代帝王物語に、「御年たけさせ給へば、城興寺の宮僧正の弟子にならせ給ふべきにて、内々は、御對面などもありける云々」とあり。○石清水の社 男山八幡宮にて、山城國綴喜郡にあり。○まどろませ給へる 少し睡り給へるを云ふ。○椿葉のかけ云々 新選明詠に載せたる、後江相公作の、「徳是北辰椿葉之影再改、尊猶南面松花之色十廻」の句を云ふ。こは大江朝綱作、早春侍内宴賦、聖化萬年春、應製詩序の文にて、本朝文粹にのせたり。徳是北辰とは、論語爲政篇に、「子曰爲政以德、譬如北辰居其所、而衆星共之」とあり。即、天子の徳を、北辰に譬へたるなり。椿は、莊子逍遙遊篇に、「上古有三大椿者、以八千歲爲春、八千歲爲秋」とあり。即、椿の一歳は、人間の一萬六千歳に當るべし。その葉の再改るは、以てその久しきことを知るべし。即、北辰の徳を備へて、永くおはしますよしを祝へるなり。南面とは、天子の位をいふ。易繫辭下傳に、「聖人南面而嚮天下、嚮明而治」とあり。松花は、童

蒙抄に、「松花は千年に一度咲云々」とあり。金葉集に、「宇治前太政大臣(頼通)」「雪つもる年のしるしにいとやしくちとせの松の花さくぞ見る」かへし、六條右大臣(顯房)「つもるべし雪つもるべし君が代は松の花さくちたび見るまで」ともよめり。松花の十回咲くは、はたその長きことを知るべし。即、南面の尊にして、常しへに榮えさせ給ふを、ほぎ奉れる意なり。かく、この明詠をとなへさせ給へるは、この親王の、ゆく末、北辰南面の尊位にそなはりて、めでたくおはすべきよしを、神の告げ給へるなりけり。此の託宣の事は、後崇光院の椿葉記にも見えたり。○神さびたり 神さびの意にて、社頭のかうくしく、ふるびたる様を云ふ。○いかに見えつる 今の夢の吉凶はいかにと、あやしみ給ふ意なり。○けざやか はつきりと鮮やかなるをいふ。○とまれかくまれ云々 夢の吉凶は、いかにもあれとて、御學問を勵ませ給へりとなり。

年もかへりぬ。春のはじめは、おしなべて、ほどくにつけたる家々の身のいはひなど、心ゆきはこらしげなるに 正月の五日より、内の上例ならぬ御事にて、七日の節會にも、御帳にもつかせ給はねば、いとさうくしく、人々おぼしあへるに、九日の曉、かくれさせ給ひぬとての、しりあへる、いとあさましともいふばかりなし。皆人あきれまどひて、なかなか涙だにいでこず。女御も、いまだ童遊の御さまにて、何心なくむつれきこえさせ給へるに、いとうたていみじければ、うちしめりくむじて居給へる、いとをさなげにらうたし。大殿の御心のうち思ひやるべし。御兄御兄左大臣の若君も殿上したまへる、只御門のおなじ御ほどにて、さわがしきまでの御遊のみにて、明しくらせ給ひけるに、かいひそみ、群りあつづ、鼻うちかみ、うち泣く人より外はなし。かくのみあさましき御事どものうち續きぬる

御なげきども
のつもりを
一本に作り
やうど

は、いかにも、かの遠き浦々にて沈みはてさせ給ひにし、御なげきどものつもりにやとぞ、世の人もさゞめきける。御惱のはじめも、なべてのすぢにはあらず。あまりいわけたる御遊より、そこなはれ給ひにけるとぞ。いまだ御つぎもおはしませず、又御はらからの宮なども渡らせ給はねば、世の中いかになりゆかむずるにかと、たどりあへるさまなり。さてしもやはにて、あづまへぞ告げやりける。

○としもかへりぬ 仁治三年なり。○ほどくにつけたる云々 身分相應に、年の始の祝をするを云ふ。○心ゆきほこらしけ 心もはれんと得意なるさまとなり。○七日の節會云々 白馬の節會とて、天皇紫宸殿に御して、白馬を見給ふ儀なり。江次第、公事根源に詳也。○御帳にもつかせ給はねば 節會の儀に出御なきを云ふ。御帳とは、御帳臺とも、溜床ともいひて、御座を設け、其の四方に帷を垂れたるものを云ふ。即、玉座也。類聚雜要抄に圖あり。○さうくしく さびくしくの音便にて、甚、物たらず、さびしきさまを云ふ。○童遊の御さま 前に難遊とあるごとく、小兒ども遊べるありさまの意。○むつれ むつび親しむ意也。○うたていみじければ 其心憂く尋常ならねばの意。○大殿の御心のうち云々 道家は、女御の祖父にて、四條帝の外祖父なれば、その哀傷の心のうち推し量らるとなり。○かいひそみ ひつそりと、しづまりるるを云ふ。かいは、かきの音便にて、そへていへる詞也。○あさましき御事どもの云々 藻壁門院、後堀河帝、うち續き崩御ありしに、今また、四條帝の御事あるを云ふ。○遠き浦々にて云々 後鳥羽、土御門上皇を云ふ。御なげきども云々は、御怨靈のつもりて、祟をなせるにやとなり。○なべてのすぢには云々 御惱の初めも、通常の事によりておこりにあらずとなり。○いわけたる御遊云々 あどけなき遊の意にて、源氏物語卷に、「まだ、いわけたるひ、な遊のけはひの

見ゆれば」とあり。そこなはれは御健康を損じ給へるをいふ。さるは、五代帝王物語に、「王上あどけなく渡らせ給ひて、近習の人、女房などを倒して、笑はせ給はんとて、弘御所に、滑石の粉を、板敷にぬり置かせたりけるに、主上あしくして、御顛倒ありけるを、御犬の、立廻りく、如法に吠まるらせられたりけるこそ、前表にて有けれ。やがて、御惱つかせおはして、取あへず、御大事に及びけり」とあり。○世の中いかに云々 御繼嗣の皇子もあらせられねば、天下はいかになりゆかんとするならんと、世の人も疑懼の念にかられて、摸索せるありさまとなり。○たどりあへるさまなり まどひて、いかにせんとするさまを云ふ。○さてしも云々 其のま、にて置かれねば、鎌倉へ告げやりて、後の事どもを、執權に謀れりとなり。

將軍は大殿の御子、今は大納言ときこゆ。御後見は、承久に上りたりし泰時、朝臣なり。時房、朝臣と一所にて、小弓射させ酒もりなどして、心とけたるほどなりけるに、京よりのはしり馬といへば、何事ならむとおどろきながら、使召しよせて聞くに、いとあさましき。さてあるべきならねば、その席より、やがて神事はじめて、若宮の社にて、圖をぞとりける。その程、都には、いとうかびたる事ども、心のひきく、いひしろふ。佐渡院の宮たちになど聞えければ、修明門院にも、御心ときめきして、内々その御用意などしたまふ。承明門院も、もしやなど、さまく御いのりしたまふ。あづまの使、都に入るよし聞えける日は、兩女院より、白河に人をたて、いづかたへか参ると見せられけるぞ。ことわりに、げに今見ゆべき事なれども、物の心もとなきは、さおぼゆるわざどかすと、例の口すげみてほむ。

問えける印本
一本によりつ

○御後見 すなはち、執権職を云ふ。○時房朝臣と一所にて云々 吾妻鏡、北條九代記に、時房は、仁治元年正月二十四日卒と見えれば、こゝに時房とあるは誤りなるべし。○小弓 おどろの下の巻(二七)に註せり。○はしり馬 早馬のこと。○その席より云々 酒宴の席を云ふ。○若宮 鶴岡の八幡宮なり。若宮とは、本宮より勸請せられたる社をいふ。鶴岡八幡の事、新島守の巻(六八)に見えたり。○關をぞとりける 皇位につけ奉るべき皇子を、神關をとりて、定めたるよし也。此の時のさまを、五代帝王物語には、泰時三日夜、寢食を忘れて打案じ、土御門院のお末をこそと、心中に思ひ定め、若宮にて、くじを探りけるよしに記せり。○うかびたる事ども云々 浮説百端いでくるさまを云ふ。○心のひきく、心にひいきする方にの意。○いひしらふ かれこれと言ひたてあらそふ意なり。○修門門院にも云々 五代帝王物語に「京にも又、いかにも、順徳院のみやにておはしますべし、仔細あるまじとて、内々、御装束の寸法までさだめられ、また用意してぞありける」と見えたり。○もしやなど云々 かく順徳院の皇子の踐祚し給ふ事は仔細あるまじとの噂なれど、鎌倉の取計ひは、さにあらず、もしや、土御門院の皇子を立てんと、思へるもしれずなど思して 皇子の御即位あらむ事を、祈り給ふと也。○あづまの使云々 鎌倉よりの使者。百練抄に、正月十九日壬寅、今夕關東飛脚參洛とあり。○白河 賀茂川の東岸、東山の麓の所。粟田口より京に入る途なり。○いづかたへか参る 使者の何方へ向ひ参るかとの意。○今見ゆべき事なわとも云々 かく人を立て、見せ給はずとも、やがて使の参らば、しかくとも知らる、事なれど、かゝる事の待遠く思はる、は、誰もさやうに覺ゆるわざよと也。○例の口すけみて云々 物語する尼の様なり。口すけみの事は、序文(六)に註せり。

日ぐらし待たれて、城介義景といふもの、三條河原にうちいでて、「承明門院のおはしますなる院はいづくぞ」と、かの院より立てられたる青侍の、いとあやしげなるにしも問ひけ

けたる一本たりける

青き昔のみむし
して一本あり
又松風より
云あともなし
また廿五字一
本にばしり
おとどばり
云々ばりの
三字一本に

通親
通宗
通方
通子

れば、聞く心ち、うつゝともおぼえず。しかくと申すまゝに、土御門殿へ参りたれど、門は葎つよくかため、扉もさびつき、柱根くちてあかざりけるを、郎等どもに、とかくせさせ、内に参りて見まはせば、庭には草ふかく、青き昔のみむして、松風より外は、こたふるものもなく、人の通へるあともなし。故通宗、宰相中將の、御弟を子にし給へりし、定通のおとどばかりぞ、何となく、おのづからの事もやと思ひて、なえはめる烏帽子直衣にて候ひ給ひけるが、中門にいてて對面したまふ。義景は、きり戸のわきに、かしこまりてぞ侍りける。「阿波の院の御子、御位に」と申していてぬ。院の中の人々、上下夢のこゝちして、物にぞあたりまどひける。仁治三年正月十九日の事なり。世の人の心ち、みなおどろきあわて、おしかへし、こなたに参りつどふ。馬車の響きさわぐ世のおとなひを、四辻殿には、あさましう、なか／＼物思しまさるべし。

○日ぐらし待たれて 今や來ると、日の暮るゝまで、宮々に、使者の待たれてと也。○城介義景云々 保曆間記に、關東の使者、秋田城介藤原義景、并出羽前司行義、彼等兩使として上洛すしとあり。秋田城介とは、蝦夷防禦の爲に置かれし、出羽國秋田城を管する、秋田城司にして、出羽介、必これを掌る。よりにて、秋田城介といひ、略して、たゞ、城介ともいへり。○青侍 未、年若く、官位卑く、物に熟せざる侍を云ふ。○あやしげなる 青侍のさまをいふ。賤しきさましたる者にの意。○うつゝとも云々 現實の事ならで、夢などにてはあらずやと思ふとなり。○葎 藤衣の卷、八重葎(九六)の條にいへり。○郎等 郎黨とも書く。また郎從ともいふ。家來從臣の事。○おのづからの事 自然この宮の皇子を帝位にと、東使の参ることもあらんかと思ひてとなり。○な

追號のさだめ、御葬儀などありしなり。○廿五日に、類聚大補任に、「仁治三年正月廿五日、四條院御葬送、月輪山庄我禪坊」とあり。○泉涌寺 山城國愛宕郡にあり。此の寺は、文徳天皇齊衡三年、右大臣藤原緒嗣造立して、法輪寺と稱し、尋いで仙遊寺と改め、その後廢頽せるをもて、順徳天皇建保六年、中原信房之を俊仍に與へ、後名を泉涌寺と改め、貞應三年、遂に官寺となれる由、元亨釋書俊仍の傳に見えたり。○御菩提云々 菩提は、正道、又は、佛道の義にて、菩提を祈るは、佛果を得むことを祈るを云ふ。翻譯名義集に、「肇仰云、道之極者、稱曰菩提、奏無言以譯之、後代諸師、皆講爲道、以三大論翻爲佛道云々」とあり。○前の世のゆゑあり云々 この泉涌寺に葬り奉る事は、前世の因縁ありし故なりとの意也。○開山 寺を建てたる人、又は、之を中興したる人にて、こゝは、中興の開山俊仍を云へり。○ひじり 聖の字を訓む。高德の僧の稱なり。○成佛 死者の佛果を得るを云ふ。○妄念 迷ひの執念を云ふ。○餘執 死して後も、この世にとゞまる執念を云ふ。○よりけむ 寄進せられたるならんとなり。

さて、仁治三年三月十八日、御即位、よろづあるべきかぎりめてたくて過ぎもてゆく。嘉禎三年よりは、岡屋の大臣攝政にていませしかば、そのまゝに、今の御代のはじめも、關白と聞えつれど、三月廿五日、左の大臣良賢、二條殿の御にわたりぬ。この殿も光明峯寺殿の御二郎君なり。神無月になりぬれば、御禊とて、世の中ひしめきたつも、思ひよりし事ははと、めでたし。大嘗會の悠紀方の御屏風、三神山、菅宰相爲長つかまつられける。

いにしへに名をのみきゝてもとめけむ三神の山はこれぞ其山主主基方基方風俗のうた、經光の中納言にめされたり。

二條殿の御家
のはじめなり
十二字一本な

めされたり一
本にめされけ
り本とあり

末遠き千世のかげこそひさしけれまだ二葉なるいはさきの松

○岡屋の大臣云々 攝關補任次第に、「岡屋殿兼經、嘉禎三年三月十日攝政」とあり。○わたりぬ 攝政の職の移れるをいふ。○御禊とて云々 百練抄に、「十月廿一日大嘗會御禊」とあり。○思ひよりし事は 此の宮の、御踐祚ありて、かく大嘗會など行はれむ事は、誰も思ひ懸けざりし事なりとの意也。○大嘗會の云々 一代要記に、「十一月二十三日大嘗會、近江、備中」とあり。○三神山 近江國野洲郡三上山をいふ。近江輿地志略に、「歌枕、三神山に作る。俗呼で近江富士といふ」とあり。○いにしへの歌 續後撰集賀に、「仁治三年、悠紀風俗歌、三神山、前參詣爲長」と見えたり。三上山を三神山にとりなしたるなり。三神山とは、史記の封禪書に、「蓬萊、方丈、瀛洲、此三神山者、其傳在渤海中、去人不遠、患且至、則船風引而去、蓋嘗有至者、諸僊人及不死之藥皆在焉、其物禽獸盡白、而黃金銀爲宮闕、未至望之如雲、及到、三神山反居水下、臨之、風輒引去、終莫能至云」とあり。これによりて、御世のさかえを祝へる意なり。○風俗の歌 大嘗會の時、その國の司、歌人歌女を率ゐて、風俗舞を奏する時の歌をいふ。○末とほきの歌 續後撰集に、「同じき主基風俗歌、石崎、前中納言經光」と見えたり。二葉は生ひはじめのほどをいふ。歌のこゝろよくきこえたり。○石崎 備中國下道郡にあり。

當代かくめてたくおはしませば、通宗、宰相も、左大臣從一位を贈られたまふ。御女も、後の位を贈り申されし、いとめてたしや。まことや、この頃右大臣と聞ゆるは、實氏の大臣よ。其の御女十八になり給ふを、女御に立て奉り給ふ。六月三日、入内あり。儀式ありさま、になく清らをつくされたり。母北、方は、四條大納言隆衡のむすめなり。女御の君、いとさゝやかにあいぎやうづきて、めてたくものし給へば、御おぼえいとかひなく、よろづうちあ

立て二字一本
になし
入内あり印本
一本の作りて
改めつ

あやしう云々
十九字印本
なして今一本
但し一木に
なすしうの四
なすもあり

ひ思ふさまなる世のけしき、飽かぬ事なし。おなじ年八月九日後にたちたまふ。そのほど
のめてたさ、いへばさらなり。源大納言源方の家に、無品親王むほんしんわうとて、あやしう心細げなりし程に
は、たはぶれにも思ひより聞え給はざりけむと、めてたさにつけても、人の口やすからず、
さはとかく聞ゆべし。

○通宗宰相も云々 百練抄に、「仁治三年七月十一日、故参議通宗朝臣、贈左大臣正一位、母儀源氏、贈皇后こと
あり。○實氏のおとゞ 西園寺太政大臣公經の子なり。○四條大納言隆衡 正二位權大納言隆房の子なり。○さ
さやかに ちひさくおはしますを云ふ。○御おぼえもいとかひくしく 女御に奉りしはりありありて、御寵愛
もあさからざりしを云ふ。○よろづうちあひ云々 何事もまことに氣合よく、齟齬そごせることなく、思ふまゝにな
る世の有様なりとの意。○飽かぬ事なし 不満足に思ふ事なしとなり。○后に立ち給ふ云々 女院小傳に、「大宮
院、藤姫子、後嵯峨后、仁治三年四月廿八日從三位、一入、六月十日爲女御、八月九日爲中宮ことあり。○源大
納言の家に云々 後嵯峨帝の、また、通方卿の家に預けられおはしまし、ほどは、かく帝位にのぼりまさむとは、
かけても思ひよらざりきとなり。此の事は、巻の始に見えれば、それをうけて、こゝにもかくいへるなるべし。
○無品親王 位階を賜はらざる親王を云ふ。但し、後嵯峨院龍潛の時、元服もせさせ給はざりしほどにて、勿
論親王宣下もなかりしかば、無品親王と稱すべきにあらねど、唯大凡にいへるなるべし。○人の口やすからず
口さがなき世人の、かれこれと噂するをいふ。

第五 内野の雪

今後の御父は、先にも聞えつる右大臣實氏のおとゞ、その父故公經のおほきおとゞ、その
かみ夢見給へることありて、源氏の中將わらはやまじなひ給ひし。北山のほとりに、世
に知らずゆ、しき御堂みかどうを建て、名をば西園寺さいえんじといふめり。この所は、伯三位資仲の領な
りしを、尾張の國松えだといふ庄さやに換へ給ひてけり。もとは田畑など多くて、ひたぶるに
田舎いなかめきたりしを、更にうちかへしくづして、艶えんなる園につくりなし、山のたゞずまひ木
ぶかく、池の心ゆたかにわたつみをたゞへ、峯よりおつる瀧のひゞきも、げに涙催しぬべ
く、心ばせ深きところのさまなり。

○内野の雪 此の題號、又、大内山ともいへり。この巻の奥に、太政大臣實氏、「九重の大内山のいかならむ隈も
しらす積る雪かなし、少將内侍の返歌、九重の内野の雪に跡つけて遙に千代の道を見るかな」とある歌どもにより
て、しか名づけたり。さて此の巻は、後嵯峨後深草兩代の御記にて、中にも西園寺の建立、及び同家の繁榮、後深草
帝の御降誕、同御受禪、後嵯峨院所々の行幸、頼朝將軍宣下等の事を、つばらに記せり。○夢見云々 夢想ありし
こと。○源氏の中將 源氏物語の主人公なる光源氏の君をいふ。癡病まじなひに、北山の何がしといふ寺に籠り
しこと、同書若紫の巻に見えたり。○わらはやみ 癡病、俗におこりともいふ。和名抄に、「癡病俗云衣夜美、一
云和良波夜美、寒熱並作、二日一發之病也」と見えたり。○まじなひ 禁厭にて、呪文など唱へて病を癒す法をい

内野の雪一本
に大内山とも
あり
故公經印本故
の字なし一本
つによりて補ひ

ふ。○北山のほとりに云々 西園寺は山城葛野郡にあり。今の金閣寺のあたりなるべし。拾芥抄に、「西園寺、衣等岡良、太政大臣公經家、號北山殿」と見え、其の舊跡は、山城名勝志に、「土人云、西園寺地、今鹿苑寺也、寺今遷京極小山口、本尊阿彌陀、并地藏像等在于今、西園寺殿第、大北山村北、鹿苑寺東築地、跡在于今」とあり。又、百練抄に、「元仁元年十二月二日、前太政大臣供養北山堂、號西園寺、北白川院、安嘉門院臨幸、右府以下、諸卿參拜、仁和寺宮爲導師」と見えたり。○世に知らず この世に類なき意。○伯三位 伯は、神祇伯にて、神祇官の長官をいふ。ハクと音讀する例なり。資仲王は、白川顯廣王の子にて、尊卑分脈に、「神祇伯正三位、貞應元年卒」と見えたり。資仲は仲資の誤りなるべし。○田舎 るなかにて、都より離れたところをいふ。○池の心 いにしへの庭づくりは、おほかた、池ありて、心の字の形に掘りしものなりとぞ。○わたつみをた、へ 海の如く、廣らかに、水を湛への意。わたつみとは、わたは、波の意、つは之の意、みは奇麗のびに通ず。海神をいふより轉じたる語。只海をいふなり。○涙催しぬべく 形勝のよきに、感にたへぬよしなり。○心ばせ深き 情趣すぐれたるをいふ。

一せむしやく院
やく院にせんみ
に蔵の字なし

本堂は西園寺、本尊の如來は、誠にたへなる御姿、生身もかくやと、いつくしう顯され給へり。又せむしやく院は藥師、功德藏院は地藏菩薩にておはす。池のほとりに妙音堂、瀧のほとりには不動尊、この不動は、津の國より、生身の明王、簀笠うち奉りて、さし歩みておはしたりき。その簀笠は、寶藏にこめて、三十三年に一度出さるとぞうけたまはる。石橋の上には五大堂、成就心院といふは、愛染王の座さまさぬ祕法とり行はせらる。供僧も、紅梅の衣、袈裟、數珠の絲まで同じ色にて侍るめり。又、法水院、化水院、無量光院とかやとて、來迎

のけしき、彌陀如來、廿五の菩薩、虚空に顯じ給へる御姿も侍るめり。

○本尊 主としてあがむる佛を云ふ。○如來 佛をいふ。序文(一)に註せり。さて山城名勝志に、「本尊阿彌陀如來」と見ゆ。○たへなる 靈妙なるの意。○生身 現世に生きてある身をいふ。○せむしやく院 善積院なるべし。○藥師 佛の名。藥師瑠璃光如來、衆生の病源、無明の痼疾を救治する佛、そを安せるをいふ。○地藏菩薩 無邊心菩薩また地藏菩薩ともいふ。六道能化の佛なり。○瀧の本には云々 同書に、「不動堂、號明王院、在鹿苑院方丈東、寺家説云、此堂本尊外、又生不動ト號スル像アリ、相國常光國師ノ時靈現アリト云々、昔ノ瀧ハ、此堂後ニアリ」と見えたり。○不動尊 五大堂の一、不動明王、忿怒の形相を現じて、一切の惡魔を降伏する大威徳ある佛。○うち奉り 着給ひての意。○寶藏 寶物を納むる庫なり。○五大堂 五大堂を安置せる堂にて、五大堂とは、不動、降三世、軍多利、大威徳、金剛夜叉をいふ。○愛染王の云々 愛染明王、外相は、忿怒暴惡の相を現すれども、内證は戀愛染着の至情を本體とする佛、そを本尊として行ふを愛染法といふ。諸法要略抄に、「常敬愛修之、四種隨筆可修之、此法瑜祇經始終前後品、取合行用、最祕事也云々」と見えたり。○座さまさぬ 即、長日の御修法にて、不斷に之を行ひ、僧座の常にあた、まれるをもて、しかいふ也。この事は、竹むきが記にも、「殊に成就心院は座をさまさぬふだんのつとめ、けんてうの御願なれば、安貞二年十一月に始おかれけるより、今貞和五にいたるまで、一時もたいてんあることなし」と見えたり。○供僧 御修法をつとむる僧侶をいふ。○紅梅の衣云々 紅梅とは、濃紅をいふ。○來迎のけしき 往生の時には、淨土の諸佛の來迎するよしにて、其の有様を、天井などにかきたるなるべし。○彌陀如來 阿彌陀佛をいふ。淨土の世尊なり。翻譯名義集に「清淨平等覺經、翻無量清淨佛、無量壽佛、稱讚淨土經云、其中世尊名無量壽及無量光」と見えたり。○二十五の菩薩 賢首諸乘法數に、「觀音、勢至、藥王、藥上、普賢、法自在、師子吼、陀羅尼、虚空藏、

し。まことの淨土思ひやらるゝさまなり。こゝもかしこも、この程は、尊き事のみおほく、耳ぞ多くほしかりける。

○五卷の日 五卷目を講ずる日にて、中日に當る。即、第三日なり。○法性寺 拾芥抄に、「九條河原、貞信公」とあり。即、藤原忠平の建立にして、舊址は、今、鴨河の東九條の南に在り。延長三年五月十八日、はじめて新造堂を供養し、其の後、五大堂、三昧堂、多寶塔、灌頂堂など、つき／＼供養せし事ども、百練抄、扶桑略紀、日本紀略等に見えたり。後、久安四年に至り、藤原忠通、新御堂を供養せし事あり。但し、淨光明院は、新御堂の名なるべし。山城名勝志紀伊郡の條に、「淨光明院は、或云、今東福寺佛殿後有丈六彌陀、是則淨光明院本尊、或云、西御堂」とあり。○普賢寺殿云々 基通公、天福元年五月廿九日、七十四歳にて薨せられたり。○忌日 死滅の日をいふ。釋氏覺に、「二月十五日、佛涅槃日、天下僧俗有營會供養、即忌日之事也、俗禮、君子有終身之孝、忌日之謂也、又謂不樂之日、不飲樂、故、或云諱日、或云遠日、(遠日猶濫曲禮葬事先遠日)釋氏師亡、可稱歸寂之日、蓋釋氏無忌諱、故」とあり。○莊嚴 堂内の飾りつけの善美なるをいふ。○淨土 極樂淨土をいふ。即、穢土に對する稱にて、書言字考に、「極樂國號淨土、是以無三毒五濁之業」とあり。○尊き事のみ 最勝講、法華八講、御法事など、しきりにおこなはるゝをいふ。○耳ぞ云々 何々講、何の法事など、説經聽聞の爲に耳を多くほしきよしなり。

まことや、去年より、中宮は、いつしかたゞならずおはします。六月になりて、その程近ければ、十三社の奉幣勅使立てらる。日頃の御いのりにうちそへ、世の中ゆすりさわぐ。六日より、七佛藥師、五壇の御修法などはじまる。中壇は櫻井の宮、勤めさせ給ふ。今出川

のおとゞにおはしませば、御家の殿ばら、絶えず候ひ給ふ。十日のあけぼのより、その御氣色あれば、殿の内たちさわぐ、白き御よそひにあらためて、母屋にうつらせ給ふ。天下ののしりたちて、馬車走りちがふさま、いとこちたし。内よりも御使ひまなし。寮の御馬にて、雨の脚よりもしげく走りきほふ。

前々應永本水
正本に下の如
く作れり

六月十日ごろに、中宮今出川のおとゞにて、その御氣色あれば、殿の内たちさわぐ。白き御よそひに改めて、母屋にうつらせ給ふ程、いとおもしろし。おとゞ、北の方、御せうとの殿原、たちそひかしづききこえ給へるさま、かぎりなくめでたし。御修法の壇ども、數しらす、醫師、陰陽師、かむなぎ、おの／＼かしましきまでひきまひたり。

○たゞならず云々 御懷妊ありしをいふ。○その程云々 御産臨月に近きをいふ。○十三社の奉幣 百練抄に、「六月二日丁未、中宮御産御祈、諸社被進神馬、是前右府内々沙汰也、四日己酉、源大納言具實參入、發遣十三社奉幣使、依御産御祈也」とあり。十三社とは、伊勢、石清水、賀茂等を始として、諸社併せて十三所をいふ。○奉幣勅使 勅使を差遣して幣帛を奉ぜらるゝをいふ。○日頃の御祈 御懷妊によりて、神佛に祈請ある事常なれば、しか云へり。○七佛藥師 拾芥抄に、「善稱名吉祥王、寶月智嚴光音自在王、金色寶光妙行成就、無憂最勝吉祥、法海雷音、法海勝惠遊戲神通、藥師瑠璃光等」の如來をいへり。さて此の法は、諸法要略抄に、「山座主修之、但有非座主修之例、最初息災修之、近來增益修之、此法、本尊七體(或新造、或古佛)云々、四壇之外、置一夜又壇云々、七佛經云、女人、臨當產時、受於極苦、若能至心、稱名禮讚、恭敬供養七佛如來、衆苦皆除、所生之子、顏貌端正、而見者歡喜」とあり。○五壇の御修法 五大堂の御修法ともいふ。五大堂を東西南北中央の五壇に崇めて行ふ修法。○中壇 中央の壇にて、不動明王を本尊とす。これを修するを大阿闍梨といふ。此の時、御産御祈目錄に「六月六日、御祈始行、今出川殿、七佛藥師、座主慈源僧正、五壇、中壇、覺仁法親王」

とあり。○櫻井の宮 諸門跡譜に、「圓満院覺仁法親王、寺長史、三山檢校、櫻井宮」とあり。○今出川のおとや
 中宮の御里第にて、實氏公の家なり。百練抄に、「四月八日、入夜中宮始退、出今出川殿、令相當八ヶ月、給
 也」と見えたり。○その御氣色 御出産の御様子なり。○白き御よそひ 御産の時は、すべて、裝束調度まで白
 きものに改むる也。河海抄に、「御産當日、上下着白裝束、九夜改白裝束、復尋常也」とあり。○母屋 家屋雜
 考に、「寢殿の造り方は、大抵、七間四面を常法とす。さて、その七間四面の内、五間四面は木屋にて、その外一
 間通りは廂なり。其外に、簀子あり。此五間四面の木屋をさして、母屋といふ。身屋、身舎なども書けり云々、
 四方上下長押ありて、母屋は、廂より少し高し云々」とあり。○こちたし 事々しく仰山なるをいふ。○寮の御
 馬 左右馬寮の御馬をいふ。三内口訣に、「禁中には被置左右馬寮、被繫御馬候、是を號寮御馬候」とあ
 り。○雨の脚 しげくひまなきものなれば、御使の繁きにたとへたり。

さらでだにいと暑き頃を、汗におしひたしたる人々のけしき。いとわりなし。後の宮、いと
 苦しげにし給ひて、日たけゆくに、いろくの御物のけどもなのりいでて、いみじうかし
 がまし。大臣、北方、いかさまにと、御心惑ひて思し歎くさま、あはれにかなし。かやうの
 きざみは、高きもくだれるも、おろかなるやはある。なべて皆、かくこそはあれと、げにさ
 しあたりたる世のけしきをとりぐして、いみじうおぼさるべし。内の御乳母大納言、二位
 殿、おとなしくしき内侍のすけなど、さるべきかぎり参り給へり。今日も猶、心もとなくて
 暮れぬれば、いとおそろしうおぼす。伊勢のみてぐらづかひなど立てらる。諸社の神馬、所
 々の御誦經の使、四位五位數をつくして鞭をあぐるさま、いはずともおしはかるべし。大

臣、とりわき、春日の社へ拜して、御馬、宮の御衣など奉らる。

さらでだに
 雲水本水正云
 本下の内如く
 乳母云々以下
 同

いと暑き程なれば、たゞある人々だに、汗におしひたしたるに、後の宮いと苦しげにし給ひて、いろくの御物のけども
 名のり出でて、わりなくまどひ給へば、おとや北の方いかさまにせむと、御心をまどはし給ふさま、あはれにかなし。か
 やうのきざみ、高きもくだれるも、おろかに思ふ人やはあらむ。なべて皆かやうのみこそあれと、げにさしあたりたる世の
 けしきをとりぐして、たぐひなくおぼさるらんかし。内よりもいかにくと、御使の脚よりしげく走りしがふ。
 ○さらでだに云々 左様に走り廻りなどせで、だやあるすら暑き頃なるにとなり。○汗におしひたしたる 流れ
 いづる汗の甚しきをいひて、水に衣などおしひたしたる如く、しとやになれるなり。○わりなし せんかたもな
 く、あまりに甚しき意。○御物のけ 物の氣にて、死靈生靈などの、人に崇をなすものをいふ。○名のりいでて
 物のけの、かりに人にうつりて、しかくくと名のるなり。○かしがまし の、しりさわぐ聲の喧しきなり。○
 いかさまに 如何なる様になりゆくにかあらんとの意なり。○かやうのきざみは云々 か、る産などの時は、貴
 賤の差別なく、粗畧にする者のあるべきかは。皆、これを大事と思ふとなり。○高きも云々 貴賤ともにの意。○
 かくこそは かやうに心配するが一般なりとなり。○さしあたりたる云々 眼前に出逢ひたるこの有様にそへて
 となり。○内の御乳母 後嵯峨院の御乳母也。○おとなしくしき 大人しきにて、年たけ、事になれたるをいふ。
 ○さるべきかぎり 然るべき女房の役に立つべき者ばかりの意。○心もとなし 氣に掛り待遠に思ひてとなり。
 ○おそろしう 御産の重きを怖る、なり。○伊勢のみてぐらづかひ 伊勢の奉幣使をいふ。みてぐらは、幣帛に
 て、御幣座の義、ては、和幣の意、くらは、千座の置座などといふ意なりと。和訓栞に見えたり。○御誦經の使 御
 讀經の事を、諸寺に仰する使にて、やがて、その料の布施物などを持たしめて、殿上の侍臣を遣すなり。ことの
 さまは、百練抄に、「六月十日、時々雨降、自去夜、有中宮御産氣也、宮主陰陽師等勸御殿、諸社有御誦經、
 又被進神馬ことあり。○宮の御衣 中宮結子の御衣を奉れるにて、御産の平安を、氏神春日社に祈るなり。

内には、更衣ばらに、若宮二所おはしませと、この御事を待ち聞え給ふとて、坊定り給はぬほどなり。たとひ平かにおはしますとも、もし女宮ならばと、まがくしきあらまはしは、かねて思ふだに、胸つぶれて口をし。かつは、我が御身の宿世見ゆべききはぞかしとおぼして、大臣もいみじう念じ給ふに、ひつじのくだり、既にことなりぬ。まづ、何にかと、心さわぐに、宮の御兄公相の大納言、「皇子御誕生ぞや」と、いとたからかにのたまふを、聞く人々の心ち、夜の明けたらむやうなり。父おとまことか」との給ふまゝに、よろこびの御涙ぞおちぬる。哀なる御氣色と、見奉る人もこといみしあへず。公相、公基、實雄、大納言三人、權、大夫實藤、大宮、中納言公持、皆御ゆかりの殿ばら、うへのきぬにて候ひ給ふ。

あまりの事に皆あきれて、まことか〜と大臣のたまふまゝに、悦びの御涙ぞおち来る。哀れなる御氣色、見る人もこといみしあへず。御修法の僧どもをはじめ、道々の藤たまはる。したり顔に、汗おしのごひつゝまがづるけしき、今一きはめでたくのしりたちて、更にものもきこえず。げに此頃のひまきに、女にておはしますまじかば、いかにしほ〜と口惜からまし。さら〜しうてさしい給へるかし。さればおとま年だけ給ふまでも、其かりの嬉しうかたじけなかりしを思ひ出づれば、見奉ることに涙ぐまるゝとぞ、後深草院をば、常に申されける。御湯殿の儀式は更にもいはす。人々の藤なにくれと、例の作法にことをそへて、いみじう世のためしにもなるばかりと、つくし給ふ。御はかしまるも、心もとなかりつるまゝに、廿八日親王の宣旨ありて、八月十日すがやかに太子に立ち給ひぬ。大臣御心おちめて、すゞしうめてたうおぼすことかぎりなし。かくて、

○更衣ばらに云々 更衣は、女御につける後宮の稱なり。天皇御衣をかへ給ふときに、伺候するによりて、名付しものにて、四位相當なるよし、河海抄に見えたり。○若宮二所 宗尊親王、圓助法親王なり。○坊 東宮坊にて、皇太子をいふ。さて、更衣の腹に、皇子二人おはしませと、中宮皇子御懐妊あるによりて、その御産を待ち

二所二字一本
平本下應
永本女宮へ
りとも女宮に
ておはしませ
しきあらまは
な思ふだにま
を思ふだにま
大に三十一
本に三十一
ひつじのくだ
なり七十一本

聞く人々の心
ち云々以下に
永本以下に
下元二年とつ
り元二年とつ
寛元二年とつ
儀承明門の
へ行幸五十年
王誕生西日親
の立太子華園
寺賀茂華園石
清家賀茂華園
観音寺賀茂華
を載せず

て、皇子におはしませば、やがて太子に立て給はんとて、いまだ立坊の御沙汰はなき程となり。五代帝王物語に、「故右中辨棟範朝臣が女にて、兵衛内侍とて、前帝の内侍なりしが、わたりて候はれける腹に、皇子出来させ給ひたれば、もし中宮の御腹の宮、皇子にてわたらせ給はば、太子にやた、せ給はんずらんと見えし程に云々」とあり。○たとひ平かに云々 よし御安産にても、萬一、女宮にてまさは、太子にもえ立つまじく、これまで待ち給へる詮なからんと、忌々しきかねごとは、まだ御産もなきほどの事なれど、いかにあらんかと、驚かれ肝も潰れて、口惜く思ふとなり。○まがくしき 不吉らしきの意。○胸つぶれ 肝の潰る、意にて、驚くさまなり。○かつは我が御身の云々 若、皇子におはしませば、儲の君に定り、又、一方には、やがて外戚の重きよせと、我が身もなりぬべきことなれば、わが前世の宿縁のやむごとなき事も、それにて知らるべき際ぞと思ひて、祈念し給ふとなり。○ひつじのくだり 未の下刻にて、今の午後三時頃なり。○ことなりぬ 御平産ありしを云ふ。○まづ何にかと云々 第一番に、皇子か皇女か、いづれにおはしますならんと、心さわがると也。○まことにかと 皇子御誕生といへるは、眞實の事にかとの意。○こといみしあへず めでたき折をも憚りあへずして、泣きなどするをいふ。こといみしあへず、言忌の意なれど、こゝはただ、忌み憚ることのみにいへり。○御ゆかり 御姻戚。○うへの衣 表衣にて、袍をいふ。文武官の朝服なり。

御修法ども、やがて結願すべしとて、僧ども法師ばらまで、したり顔に汗おしのごひつゝ、いそがしげにありくさへぞめてたき。月次の御神事なるうへ、今日、ひついで心やましき事とかやにて、わざと奏し給はねど、御驗者櫻井の宮の僧正聖王をばはじめ奉りて、つぎ〜、皆、祿たまふ。法親王には、宮の御衣、大夫とりて奉り給ふ。宇治の前の僧正には、公基の大

納言、房意法印には、權大夫公持かづけ給ふ。御馬は、おのゝ本坊に送られけり。又の日月次の祭はて、御はかしまるる。勅使隆良なりき。

○結願 修法を終ることなり。○したり顔に 修法の驗ありしを、誇りがほにの意。○月次の御神事 月次祭にて、古くは毎月之を行はれし故に、しかいへり。祈年祭に、案上の幣に預る神に、幣帛を奉る祭なり。祈年祭に、年穀の豊饒を祈り、さて又、毎月之に報賽する意にて、猶庶人の宅神祭の如しと、令義解に見えたり。大寶以來、六月十二月の二季に之を行ひ、貞觀以後、二季十一日を、祭日と定めたり。○日ついで心やましき 日次よからずとて、御産のよしを奏せざるをいふ。○御驗者 加持祈禱の法を行ひて靈驗を現すものをいふ。即、天台眞言の僧の、秘密の法を修むる人にて、御産御祈目錄にも、「御驗者、櫻井宮、常住院、房意法印」とあり。○櫻井宮の僧正 覺仁法親王にて、上に見えたり。○宇治の前の僧正 常住院僧正良尊にて、後京極良經の子、光明峰寺道家の弟なり。○法親王には云々 中宮の御衣を、覺仁法親王の祿にかづけ給へるなり。○大夫 中宮大夫藤原公相なり。○權大夫 中宮權大夫にて、前後の文、及び、公卿補任によるに、藤原實藤なり。公持はこの時權中納言なり。○御馬 御布施の馬をいふ。○本坊 法親王僧正等の住坊をいふ。○御はかし 御佩刀にて、即、皇子に御劔を奉るなり。

十二日、三夜の儀式、本宮の御沙汰にて、いとめてたし。やがて、御湯殿の事あれば、つるうち、五位十人、六位十人ならびたつ。御ふみの博士光兼、朝臣、右衛門、權、佐資定、大外記師光など、寢殿の南おもての庭に立ちて、孝經の天子の章をぞよむ。上達部、簀子にさぶらひ給ふ。朝の御湯はて、皆まかてて後、又、夕の御湯殿の儀式、さきのまゝにて、はてぬる

上達部の上
印本その二
あり今一本
よりて除きつ

後、寢殿の東南の間に、白き袖口どもおしいださる。しろゑの五尺の屏風たてわたして、上達部より、すべて、饗どもすゑわたす。公卿の座に、人々二行につきあまるほどなり。右大將實基、大夫公相、公基、實雄、以上大納言、中納言に、左衛門、督顯親、權、大夫實藤、公持、侍從、宰相資季、別當公光、左大辨、宰相經光、新宰相定嗣、右兵衛、督有資、新宰相、中將通行などつきたり。その座の末に、紫べりの疊に、殿上人中將實直朝臣をはじめて、數しらすまるれり。御前のものども、殿上の四位はこぶ。兒御子の御衣の案二脚、はしかくしの間にかきたつ。御かはらけ二めぐりの後、大夫公相、朗詠、「嘉辰令月」との給へば、有資聲くはへらる。又、「昭王」とおし重ねていださる。御聲々しうとくに、あらまほしうめてたし。かやうにて明けぬ。

○三夜の儀式 三ツ目の夜の御養産の儀なり。百練抄に、十二日、皇子御湯殿始也、文章博士光兼朝臣、右衛門權佐資定、新大外記師光奉仕讀書ことあり。○本宮 すなはち、中宮をいふ。○御湯殿 御産湯をあみせ奉ることにて、毎日、朝夕兩度ある儀なり。○つるうち 鳴弦とて、御湯をめさせ給ふ間、弓の弦をうち鳴す役をいふ。○御ふみの博士 こも御湯殿の儀に就きての役にて、本文にも見ゆる如く、史記孝經など讀み奉るなり。○簀子 家の廂の外側にあり。外に高欄を廻らし、幅五六寸ばかりの板を、間をおきて、張りたる所をいふ。今の濡縁側なり。○白き袖口ども云々 女房どもの居並たるさまにて、御産なれば、色々の衣にはあらで、たゞ白き衣のみなるをいふ。○しろゑの屏風 胡粉などにて、繪をかけるにて、他の彩色なきをいふ。○公卿の座に 客座をいふ。秋のみ山の巻に註せり。○はしかくしの間 御殿の正面に當れる間をいふ。はしかくしとは、

御殿の階の前に、柱を二本立て、上に屋根を葺き出したるにて、階の雨に濡れぬやうに隠す意也。又、日かくしともいへり。日影を掩ひくかす方より、しか名づくるよし、貞丈雜記に見えたり。○朗詠 和漢の人の詩文中にて、雅趣ある句に、曲節を施して、宴席などにて朗吟するものをいひ、専、貴顯の間に行はれし由、音樂略史に見えたり。○嘉辰令月 和漢朗詠集に、「慶保胤作、嘉辰令月歡無極、萬歲千秋樂未央、（朗詠）とある句をいへり。謝偃は、唐太宗頃の人にて、江談抄に、「此詩朗詠詩也」といへり。嘉辰令月とは、佳節の意。○聲くはへらる公相をたすけて諸聲に唱ふなり。○昭王と云々 新撰朗詠集に、「儀同三司作、隆周昭王穆王曆數永、吾君又曆數永、本朝之延曆延喜胤子多、吾君亦胤子多」とある句にて、こは本朝文粹十一に、「一條院御時、中宮御産百日和歌序」とあるものなり。○しうとく 宿徳にて、聲のおちつきて、おもくしく聞ゆるをいふ。

十四日に、五夜の儀式さきの如し。今宵は御遊あり。實基の大將殿、拍子とり給ふ。笙宗基、笛二位、中納言良教、篳篥兼教朝臣、琵琶大夫公相、箏の琴權、大夫實藤、和琴有資、末の拍手もおなじ人なりしにや。安名尊、鳥破、席田、伊勢海、萬歲樂、三臺急、例の事なり。かずかずめてたし。

○五夜 五日の夜の御養産にて、下に、七夜、九夜等あるもおなじ。こは百練抄に、「十四日、中宮五夜養産、前右府沙汰」とあり。○御遊 管絃の御遊をいふ。○拍子 形、笏の如きものにて、二枚あり。相拍ちて、音樂の節をとるもの也。○笙 笙の笛にて、小竹を以て造り、木匏にて底を黒漆にし、管を其上に列し、十七簧あり。○笛 横笛也。長一尺一寸二分八厘にて八孔あり。○篳篥 竹管長一尺八寸、小は六寸にて九孔あり。○琵琶 其器を鼓彈するの狀によりて名づけ、長三尺五寸なるよし、歌備品目に見えたり。○箏の琴 今いふ所の琴にて、即、十三絃なるをいふ。○和琴 和名抄に、「日本琴、俗用三優琴二字、夜萬止古止」とあり。わこん、あづまこととも

いひて、六絃なるをいふ。○末の拍子 樂曲を前後にわかれて、本末となし、後なるを、末といふ。○安名尊云々 安名尊、席田は、催馬樂呂歌にて、伊勢海は、律歌なり。さて、鳥破は、鳥とて、左樂の童舞あり。凡、樂には、曲聲に因りて、序破急の三に分てり、序は、始て聲を作すをいひ、破は破碎、急は流蕩にて、樂は、この三曲を皆具し、又は、其の二を具するのみなるもありとぞ。こゝに破とあるは、即、鳥樂に、破三帖とある曲をいふ。下の、三臺急の急も、急拍子をいふなり。萬歲樂、三臺、共に、唐樂の名にて、鳥、及び、萬歲樂、三臺等は、舞樂なれど、たい、其の曲を奏するのみ也。歌舞音樂略史、催馬樂の條に、「弘仁承和以來、唐樂盛に行はれしかど、舞樂のみにて、うたひ物なきにより、内々の御遊に、舞なきときは、唐樂の曲と、催馬樂の歌と、かはるがはる行はせ給ひて、宴遊の興とせさせ給へり」と見えたり。

十六日、七夜の御養産、内よりの御沙汰なれば、今すこし、儀式ことにていかめし。關白殿、右のおとゞ、右大將、大納言定雅、公相、公基、實雄、中納言には、例の人々、顯親、實藤、公持、資季、公光、經光、定嗣、三位、中將、殿上人頭、中將より始めて、殘るはすくなし。勅使藏人、侍從宗基、目錄もちてまわれり。大夫對面し給ひて、白き御ぞかけ給ふ。本宮のものどもにも、内より祿たまふ。内膳司まわりて、うるはしき作法にて、南殿より御膳まゐるさま、日頃のには似ず、けだかうめてたし。その後、御あそびはじまる。人々の所作、さのみは珍しげなくてとゞめつ。

○七夜 百練抄に、「十六日、七夜儀、禁裏御沙汰、有御遊云々」とあり。○内より云々 内裏よりの御計らひにて、催さる、御養産をいふ。○いかめし 嚴重の意。○目錄 内より賜ふ祿物の目錄なり。○白き御ぞ云々

勅使に、御衣を纏頭にし給ふ也。○内膳司 宮内省の被官にして、進御の天供を掌る職なり。高橋、安曇二氏の世職とす。令の制、奉膳二人あり。後、正をおきたり。さて、七夜の御養産は、内裏より行ふ例なれば、その養物を進るなり。新儀式、皇后御産の條に、「七夜仰内藏寮、令設饗饌、有賜祿物、(或穀倉院設屯食等也)」とあり。○うるはしき 端正の意。○兩殿 内裏の南殿にあらず。今出川の里第にての儀なれば、寢殿をいふべし。○日頃には似ず云々 内裏よりの御養産にて、儀式も格別に嚴重なればなり。○人々の所作 管絃の所役を勤むる人々は、例の如くにて、變りなく珍らしからねばとなり。

九夜は承明門院よりの御沙汰なれば、それもいかめしき事どもありしかど、うるさくてなむ。こゝらの年頃、おぼしむすばほれつる女院の御心中、名残なく胸あきて、めてたく思さるゝ事かぎりなし、閑院殿修理せらるゝほどとて、十五日に、御門、承明門院へ行幸なれば、いとゞしげうさへ見奉らせたまふに、御心ゆく事多く、げにいみじき老の御さかえなりかし。覺子内親王とて、御傍におはしましたる御孫、これも土御門院の姫宮さへ、この廿六日かとよ、院になし奉らせたまへり。正親町の院ときこゆ。うへのおなじ御腹におはすれば、よろづ、定通の大臣事行ひたまふ。院號のさだめ侍るまゝに、陣より、上達部皆ひきつれて、承明門院へまゐる。大臣は、御簾のうちにて、女房の事どもなど、忍びやかにおきての給ひけり。

○九夜 百練抄に、「十八日、九夜事、承明門院御沙汰也」とあり。○承明門院 土御門院の御母后にて、今上の祖母におはしますなり。○うるさくてなむ 一々詳しくいはむ事煩しければ、省略せりと意。○こゝらの年頃

通親
—定通—
—承明門院—
—土御門天皇—
—後嵯峨天皇—
—正親町院—

頃 あまた年の意、土御門院おりのさせ給ひしより、承久の亂に、更に、都を出でさせ給ひて、終に崩御ありしなど、數多のうき年月を経させ給ひ、心も解けがたく、晴やかならざりしをいふ。○胸あきて 塞がれる胸もすきて、心さはやかなるをいふ。○閑院殿 里内裏の中、最整備せる構造にて、高倉帝以來、皇居には、多く是を用ひらる。修理は、四條帝崩御ありしかば、今度、清涼殿を改造せらるゝにて、百練抄に、「寛元元年七月十五日、爲御方違、有行幸承明門院、是明日中可被造營今宮、御方違之故也、入道相國造進之」とあり。○いとゞしげうさへ云々 一しほ、頻々と、御對面あらせらるとなり。○これも土御門院の姫宮さへ、この姫宮も、土御門院の御子におはしまして、その姫宮さへといふを、略したる文なり。○この廿六日かとよ云々 女院小傳に、「正親町院、覺子、土御門第一女、母贈皇太后、後嵯峨御同胞、寛元元年四月廿七日爲内親王、(是以前御出家)同日准三宮、六月廿六日院號、弘安八年八月廿日御事、七十三」とあり。○院號のさだめ 公卿、陣座に於いて、女院の稱號を議定するをいふ。○陣 陣座とも、仗座ともいひて、議定などの公事ある時の、公卿の詰所なり。拾芥抄に、「陣座、(左近、南殿東、日華門内、右近、月花門内)」とあり。さて、院號定ありしかば、そこより、公卿うちつれて、承明門院へまゐりたりとなり。○忍びやかに云々 窃に指図せられたりとなり。

その夜、また、兵衛、内侍の御腹の若宮、御五十日の儀式、この院にて沙汰あり。后腹の御子ほどこそおはせねど、これも、御門、わたくしもの、いとほしうおぼす事なれば、御けしきにしたがひて、上達部殿上人、いみじうまわりつどふ。關白殿まゐりたまひて、くゝめ奉りたまふ。陪膳は通成、三位中將、やくそうは家定朝臣仕うまつりける。人々の勸盃などばなし。建久に、土御門院の御いかきこしめける例とぞ。

御印本に
改めつ

○兵衛内侍 烟の末々の巻に、右中辨平棟範の女とあり。されど、棟範の子棟基の女なるよし、同條の註(二〇五)に辨ぜり。内侍、後に、准后となれり。○后腹の御子 中宮の御腹にて、正嫡の皇子をいふ。これ後深草帝を申すなり。○わたくしもの 内々の御愛子とし給ふなり。○御けしき 後嵯峨帝の御氣色なり。宗尊親王を特に愛し給ふ御様子をいふ。○陪膳 給仕をする役をいふ。安齋隨筆に、「俗に陪膳を手長といふは誤なり。陪膳は、膳を持ちて、人の前に据うる役をいふ。手長とは、臺所より持ち來りて、陪膳人にわたす役人をいふ。是を役送といふ。是本語なり」。又云はく、「古記に、皆陪膳の字を用ひたり。配膳と書くは誤なり」と見えたり。○やくそ役送にて、御膳物など、とりつき運ぶ役をいふ。上文にて知るべし。○勸盃 ケンバイと讀むべし。字の如く、何にまれ、饗應ある時、杯をとりて、さし勸むることにて、客の尊卑によりて、其の役を勤むる人にも高下の分あること也。○建久 後鳥羽院の年號にて、土御門院は、建久六年十一月一日の降誕なれば、御五十日は十二月なり。かくて中宮の若宮は、その廿八日に親王の宣旨あり。さて七月廿八日に、中宮も、今の宮も、内にまゐりたまふ。例の事なれば、かなたこなたの供奉、上達部、殿上人、數をつくして、ふるきためしものと稀なるほどにぞ聞えける。宮は御輿、御子は青絲毛の御車、近衛の大將、檢非違使の別當をはじめて、ゆ、しき人々つかうまつらる。こよなき見物にてぞ侍りける。後七月二日、内にて皇子の御五十日きこしめす。くらつかさより、事ども調じてまゐる。御膳の物、屯食、折櫃のもの、何くれ、心ことなり。時なりて、うへこなたに渡らせ給ふ。御供に關白殿、堀川大納言、大夫、左大將、關白の御子の三位、中將、まゐり給ふ。上く、め奉らせ給ふさま、いとくくめてたし。おなじ事のやうなれば、こまかには書かず。

屯食印本に長食に誤れり

○親王の宣旨 昔は、皇子皇女は、やがて、親王たりしが、淳仁天皇以後、親王宣下といふ事始れり。蓋、淳仁天皇は、皇孫にて繼承まし、しかば、おのづからか、る事起れり。爾來、皇子皇女も、宣下によりて、始めて親王になる例となれり。さて、百練抄に、「寛元元年六月廿八日、今宮親王宣旨也、御名久仁、式部大輔爲長卿撰申」と見え、また帝王編年紀に、「七月廿八日、中宮並今宮初御入内、中宮御輿、宮司並公卿八人、次將等供奉、今宮糸毛御車、公卿八人、殿上人廿人餘供奉」とも見ゆ。○青絲毛の御車 より糸にて、屋根より物見へかけ、藁きおろしたる車にて、皇后、東宮、親王、攝籙等の乗り給ふ車なり。さて、其の糸の青きによりて、青糸毛といへり。○ゆ、しき人々 歴々の人々の意。○後七月 閏月なり。百練抄に「閏七月二日、今宮御五十日也、主上渡御彼方、殿下、右大臣、堀川大納言具實、中宮大夫公相、右大將忠家、殿三位道良扈從、又有御遊」とあり。○くらつかさ 内藏寮にて、中務省に隸し、御服、御膳等の事をつかさどる所なり。○屯食 ドンジキ、又、トジキともよめり。安齋隨筆に、「これ握り飯のことなり云々。屯食のこと、古書に多く見えたり。下賤のものなどに給ふ食なり。源氏物語などにも見ゆ。今も公家にては、にぎりめしを、どむじきといふよしなり」とあり。○折櫃のもの 折櫃に入れたる物にて、折櫃は、櫛の薄板を折曲けて、筥に作りたるものをいふ。餅類等を盛る具。四方に造花を立て飾ることあり。俗に折といふよし、安齋隨筆にいへり。○時なりて 時刻になりての意。○上 主上を申す。○く、め 五十日の餅を見皇子に哺ましむるをいふ。

かくて八月十日、すがやかに太子にたち給ひぬ。大臣御心おちゐて、すゞしくめてたう思す、ことわりなり。大方かのいみじかりし世のひゞきに、女御子にておはせましかば、いかにしほりと、口惜しからまし、いときらしうてさし出て給へりしうれしさを思ひ出づれば、見奉ることに涙ぐまれて、かたじけなう覺え給ふとぞ、年たくるまで

常は、おとゞ人にももの給ひける。中頃はさのみしもおはせざりし御家の、近くよりは、この外に、世にもおもく、やむごととなう物し給ひつるに、この後の宮まり給ひ、春宮生れさせ給ひなどして、いよ／＼榮えまさり給ふ行末おしはかられて、いとめてたし、父の入道殿さへ、御命ながくて、かゝる御末ども見給ふも、さこそは御心ゆくらめと、おしはかるもしるく、その年の十月七日かよ、都を立ちて、熊野にまうて給ふ。作法のゆゑ、昔のふるき御代の御幸どもにも、やゝたちまさる程にぞ侍りし。御子孫ひき具したまふ。大納言に實雄、公相、公基、前藤大納言とありしは、爲家の事にや。坊門前大納言も、つゝしように、京出はこしようせられたり。大宮、中納言、左、宰相の中將、右兵衛、督、殿上人は三十餘人侍りけり。いとみじかりしことどもなり。かくて、おなじき十一月十一日は、土御門の院の御十三年とて、おほやけより、御法事行はるゝもいとめてたし。金原にて御八講あるべければ、承明門院も、かねてより渡らせ給ふ。上達部殿上人参りつどふさまこよなし。

○すがやかに 滞りなくの意。○おちるて 安堵しての意。○すゞしく 心のさはやかなるをいふ。○かのいみじかりし世のひゞき 御産につきて、かねて世間に、評判し騒ぎたる事どもをいへり。上に、「たとひ平らかにおはしますとも、もし女宮ならばと、まが／＼しきあらまはしは、かねて思ふだに、胸つぶれて口惜し」とあるをうけたる也。○しほ／＼と 萎れて張合なき容子をいふ。○きら／＼しう 玉の如き皇子の、光りいで給へるを

公經
— 實民 — 公相
— 實有 —
— 實雄 —
— 實藤 —
十一月印本十
月に作れり今
藤衣の巻の文
つにりて改め

いへり ○年たくるまで 實氏公老年に及ぶまでの意也。○中頃は云々 西園寺家は、關院太政大臣公季の没なり。其の後、實成、公成、實季、公實を経て、其の子道季を、西園寺、また大宮と號す。次に公通、以上皆、中納言、大納言に止り、近代公通の子實宗に至り、はじめて大臣に任ぜられ、坊城と號す。實宗の子公經、更に太政大臣准三后となり、再び家を興されたり。實氏は、その子也。さて、さのみしもとは、官位もみじかく、家も盛ならざりしにとなり。○御命ながくて云々 公經、此の時年七十三なり。○おしはかるもしるく 他より推量する如く、公經公の御心の、さもはれやかに楽しくおはする事は、かく心やすく熊野詣などさせ給ふにつけても、著く見ゆとなり。○作法のゆゑ、しさ 熊野詣の旅の儀式などの、いみじく立派なるをいふ。○爲家 京極黃門定家の子なり。○つるしう 追従の字にて、へつらひ媚ぶるをいふ。源氏物語須磨卷に、「かの鹿を馬といひけん人のひがめるやうにて、つるしうするなど、あしき事もきこえければ云々」と見えたり。○こしう 區従の字なり、御供をすること。○土御門院の十三年云々 上の藤衣の巻(一〇五)に、「寛喜三年十一月十一日、阿波院かくれさせ給ひぬ」とありて、その年より、今年寛元元年まで、十三年になれり。○金原 山城國乙訓郡にあり。その法華堂に、土御門院の御骨を藏め奉れるなり。一代要記に、「寛喜三年十一月十一日崩、年三十七、月日納御骨於西山金原御堂」とありて、陵墓一覽に、「乙訓郡海印寺村大字金ヶ原」と見えたり。

十二月一日は、石清水の社に行幸あり。當代には初めたる度なれば、よろづ清らをつくさる。文治建久の例をまねばる。關白殿御馬にてつかうまつり給ふ。瀧口十二人、馬ぞへに具したまふ。いろ／＼の綾錦、目もかゞやくばかり立ち重ねたり。左右の大將、番長、又心も詞もおよばず、いどみつくしたり。左大將のは馬にて前行、右大將のは張綱にて、うつし馬をひかせけるとぞ。左大將は、紅梅の二重織物の半臂、下がさね、萌黃の織物のうへの袴、

中納言には印本
一平本にあり
定本にあり
つにの字よりて補ひ

春宮大夫馬ぞへ八人具し給ひけり。權大納言實雄、土御門大納言顯定、權中納言公親、同顯親、左衛門督實藤など、いづれも清らにめてたし。殿上人、中將には實久の朝臣、爲氏、實治、經定、顯良、基雅、通雅、通定、定平、實直、師繼、雅繼、輔通、雅家、雅忠、少將には隆兼、公直、季實、爲教、忠繼、輔時、顯方、惟繼、公爲、資平朝臣、信通など、我劣らじと、華族も下葛も、心ばかりはいどみつくしたり。申の時に、まづ、下の宮に行幸、暮れはて、上の社にまうてさせたまふ。賞行はれなどして、還御は明方にぞなりにける。霜いと白きに、たてあかしげざやかにて、舞人の袖かへる程も、いとおもしろくぞ侍りける。

○賀茂の社に云々 百練抄に、「五日賀茂行幸、行事官有賞」とあり。○別當通成 別當は、檢非違使別當。通成は通方の子なり。○實久 尊卑分脈に、同名處々にあれど、一も時代の符合せるものなし。或は實尙と同訓なれば、もと假名がきなりしを、漢字に寄寫し、をり、誤りたるものならんか。實尙は、實房の孫、公宣の子にて、公卿補任に、曆仁元年十一月十六日轉右中將とありて、この時も、なほ中將たりしなり。○實治 こも、尊卑分脈に、時代の符合せるものなければ、陽龍記寛元四年正月九日の條に、「實春朝臣左中將」とあると同訓なれば、書き誤りたるものなるべし。實春は、實家の孫にて、公國の子なり。○きらめかれたり まはゆきほどに、装ひたるをいふ。○けさうじ 化粧にて、白粉などを顔にぬりたるなり。○白きもの やがて、白粉をいふ。檢非違使は、其の職、最威嚴をそなふべきものなれば、かくなまめきたるをせしめるなり。○ふるき人 老成の人をいふ。○華族 攝家につける家柄をいひて、後世は、清華家といふ。玉海に、「永安三年正月七日、抑少納言源信康留四位、希代事也、古來幾兩三人、皆是才能相兼之輩、華族英雄之人也、信康之爲體、肯庶其撰哉、其

入道殿の御女
に諸本同じけ
れども字恐ら
くは衍なるべ

道家
教實 九條
忠家
實經 一條
實經 一條
賴經 一條
法助 一條

權門、非英華云々、爲奇未曾有事とあり。○下藤 諸大夫などの輩、位卑く、家筋の下品なるを云ふ。○下の社 延喜式に、「山城國愛宕郡賀茂御祖神社二座」と見えたり。今、賀茂村糺森にありて、官幣大社なり。○上の社 同書に、「同郡賀茂別雷神社、亦、若雷」とありて、上賀茂鴨山麓にあり。○賞おこなはれ 行幸行事の上達部以下、社司等に、位階を賜ふをいふ。○たてあかし 松明の事にて、和名抄に、「炬火、俗云太天阿加之、束薪灼之」とあり。又、たちあかしともいふ。○舞人 東遊の舞をする人にて、殿上人など、多く之を勤むる也。○袖かへる 舞のさま袖をひるがへすより、やがて還る意に用ひて、還御の時も面白しとなり。

この行幸過ぎれば、天下のさわぎ、少しのどまりぬべきにやと見えつるに、明くる日、六月十二日又仁和寺の御室、觀音寺にて灌頂し給ふとて、世の中の、しるさま、いとけしからぬまで響きあひたり。この御室をば、代々、親王こそ傳へ給ふめれど、峰殿世を御心に任せたりし頃より渡り給ひて、母うへの西園寺入道殿の御女に、准后をさへ譲り給ふとか聞えて、いとゆゝしき御人がらなれば、受法の儀式までぞ、世に珍らかなりける。入道殿下まづ渡り給ひて、佛母院におはす。關白殿は御兄なれば、ましておはします。右大臣殿、左大將門より、上達部殿上人歩み續きて、そこら参り集ふ。吉田、中納言爲經、二條の中納言忠高、侍從、宰相、藤宰相、左、宰相、中將、左大辨、新宰相、みな列をひき、受者もみぎりにおりたち給へる、いとわかうつくしうて、地藏菩薩に似給へるを、入道殿いとかなしと見

傳法のさま印
本にあり今一
うとあり今一
め本によりて改

奉りたまふ。紫の袈裟に、香爐もちてわたり給へば、もとより並び立てる上達部、皆禮をいたす氣色、やむごとく見ゆ。關白、左大將殿などの御隨身ども、えもいはずきらめきて、階のもとに、たてあかししろくして、なみ居たるけしき、めてたくおもしろし。傳法のさまは、人見ぬ事なれば知らず。教授は良惠僧正つとめられけり。

○のどまりぬべき 長閑に騒ぎも落付くべきにやあらんと思へるにとなり。○仁和寺御室 法助をいふ。仁和寺御傳に、「開田准后法助、光山峰寺入道攝政關白道家公第五息、御母准后、太政大臣公經女、曆仁元年四月十日乙卯御入室、寛元元年十二月於觀音院灌頂、大阿闍梨二品親王、色衆卅六、教授前大僧正良惠、護摩法印權大僧都房圓、嘆徳僧分實賢」とあり。御室の事は、ふち衣の卷(一〇三)に註せり。○觀音寺 觀音院にて、仁和寺の内にあり。○灌頂 加持せる法水を、頭上に注ぐ式なり。天竺の上古にありて、大日如來の、始て如來位に上りし時の禮式なり。その後、金輪聖王、銀輪聖王、銅輪聖王、鐵輪聖王、相續きて王位に即きし時も、この灌頂式を用ひたるを始とす。そは、金剛頂經等五部祕經、及、密部儀軌等に詳なりとぞ。さて、灌頂の中、法を傳ふるを傳法灌頂といひ、佛縁を結ぶを結縁灌頂といへり。また、受明灌頂といふあり。明とは眞言のことなり。この觀音院灌頂は、傳法灌頂なるべし。○この御室をば云々 仁和寺をば親王が相傳繼承せらる、例なるよしなり。○准后をさへ譲り給ふ。母君の、准后を、この法助に譲りたる意にて、御女にの、に文字は、衍文なるべし。さらずば、意通じがたし。○准后 准三后の略にて、また准三宮ともいふ。三宮とは、太皇太后、皇太后、皇后をいふ。即ち三后に准じて年官年爵を給はること。後には唯地位稱號のみにて、年官年爵はなし。○佛母院 仁和寺中にあり。眞言傳、二品覺法法親王の條に、「保延七年八月五日、烏羽院御願一堂建立、一尊其中安置可奉云々、件度御願、今佛母院是也」とあり。○大阿闍梨 灌頂を授くる師僧をいふ。さて、阿闍梨とは、翻譯名義集に、「闍

一つは續印と
ある分注印本
に二重織物に
作れり今一本
つにりて改め

梨、或阿祇利。寄歸傳云、梵語阿遮梨耶、唐言軌範、今稱闍梨、說略。菩提資糧論云、阿遮梨夜、隋言正行、南山鈔云、能糾正弟子行、故」とあり。僧位に阿闍梨といふも、本は同じ意に出でたれど、こゝにいふとは異なり。○二品法親王 道深法親王にて、高倉天皇第二皇子、開田法親王と號す。○喜多院 後拾遺往生傳に、「師明、以仁和尚私房爲御願堂、所謂喜多院是也」また、帝王編年記に、「永保二年十月七日、供養仁和寺御願喜多院、導師入道師明親王」とあり。山城名勝志に、「仁和寺說云、今御影堂西曰北院」と見えたり。○受者 灌頂を受くる者にて、即、法助をいふ。○みぎり 砌にて、階下の石た、みの所をいふ。○地藏菩薩 内野の雪の卷(一三五)に註せり。○かなし 可愛らしの意。○たてあかし白くして 炬火を明にするをいふ。○傳法のさま 灌頂して、密法を傳授する式をいふ。○教授 灌頂の儀にある所役にて、受者に威儀作法等を教授する僧なり。○良惠僧正 關白兼實の息にて、東寺一長者、大僧正に任じ、上乘院と號せり。

かくて事はてぬれば、後朝の儀式なほいみじ。法親王の御布施、被物五かさね、このうち一御法服一具、鈍色一具、包物は絹十疋、綿一つ、み、關白殿とりて奉りたまふ。次々の衆僧には、別大中納言ほどに隨ふべし。導師の布施、久安、仁安など、又、建曆、寛喜などの度は、別當とりたりけれども、今日はその人まゐらねば、忠高の中納言とりけり。殿上人は廿餘人まゐる。萬の事、人がらと見えて、いとめてたし。かやうの事どもにて、今年もくれぬ。

○後朝の儀式 翌日、更に、灌頂につきての儀式あるなるべし。○御布施 布襪捨施の略言にて、僧徒に衣類を惠贈するをいふ。書言字考に、俱舍論を引て、「運心寛廣名布、轆已惠人曰施」とあり。さて後には、その贈物を、やがて布施といふ。○被物 纏頭のものといふ。さて仁和寺代々御入壇記に、「大阿闍梨御布施、被物

畏初二、法服一具、法服一具、鈍色裝束一具」とあり。○御法服一具鈍色一具、並に僧服なり。海人藻芥に、「法服は、俗の束帯也。表袋は、俗の袴衣也。鈍色は、俗の狩衣也」と見え、法體裝束抄に、「鈍色を可令着次第、先大口、次大帷、次單、次袴、次表袴、次裳、次鈍色、又指貫をも鈍色に着用あり、白下袴なり。一法服事、丈數下具等、鈍色におなじ。縫様同前。赤色袍裳、法皇、竹園貴人、晴之時着給之」と見えたり。一具とは、一そろひをいふなり。○ほどくに従ふべし。僧達の身分に随つて、布施を取る所役の人も高下ありとなり。○導師釋氏要覽に、「十住斷結經云、號導師者、令衆生類示其正道之故。華首經云、能爲人說無生死道、故名導師云々」と見えたり。こ、は、その日の教授をいふべし。○久安仁安云々。近衛天皇久安三年四月十日、覺性法親王觀音院にて御灌頂、六條天皇仁安三年四月十二日、守覺法親王同院にて御灌頂、順德天皇建曆二年十二月六日、道助法親王同院にて御灌頂、後堀河天皇寛喜二年十二月九日、道順法親王同院にて御灌頂ありしをいふ。仁和寺御傳に見えたり。○別當云々。檢非違使別當たる人、布施を取りて導師に奉りたれどとなり。○人がらその僧の人柄によりて、萬事盛儀を極めたりとなり。

又の年寛元二年、あづまの大納言頼經の君、一とせ二歳にて下り給ひし、峯殿の御子ぞかし。惱み給ふよし聞えしが、御子の六になり給ふにゆづりて、都へ御かへりときこゆ。若君は、その日、やがて、將軍の宣旨下され、少將になり給ふ。頼嗣と名のり給ふ。泰時朝臣も、をとどし入道して、うまごの時頼の朝臣に世をば譲りにしかば、この頃は、天の下の御後見は、この相模守時頼の朝臣つかうまつる。いみじうかしこきものなれば、めてたき聞えのみありて、つはものも靡き従ひ、大かた、世もしづかにをさまりすましたり。

寛元二年四月廿四日、以將軍職讓二男頼嗣、同三年八月五日御出家、廿八、四年七月十一日御上京、七月廿七日入洛、建長八年八月十一日薨、卅九」とあり。○若君は云々。同書に、「頼嗣、四月廿四日爲將軍、同日從五位上、即任右少將、八月廿五日正五位」とあり。○泰時朝臣も云々。保曆間記に、「仁治三年五月九日、依所勞、泰時出家ス。法名觀阿、同六月十七日、泰時六十二ニシテ死去畢、天下惜ヌ人ソナカリケル」とあり。○うまごの時頼の朝臣云々。同書に、「嫡孫武藏守時頼、于時左近大夫、修理亮時氏子也。泰時が跡ヲ繼テ、將軍ノ執權ス、寛元四年四月十九日、武藏守時死去ス」とあり。さて、時頼の執權たりしは、北條九代記に、「寛元四年四月、爲將軍家執權、年二十、建長元年六月十四日任相模守」とあれば、これより三年後の事なれど、經時の執權たりしは、三四年に過ぎずして、治績も、別に稱すべき程の事なれば、やがて、時頼の事に及べるなるべし。○天下の後見すなはち、執權を云ふ。○めでたき聞え。立派なよき世評。○をさまりすましたり。全くよく治れりとなり。

左大臣三字一
本に云々力
御兄の云々
なして三十
六字一本に
し又云々法
寺又一本に
字一本文に
は脱文なり
し夢のやう
の九字にて

かくて寛元も四年になりぬ。正月廿八日春宮に御位をゆづり申させたまふ。この御門も、また、四にぞならせ給ふ。めてたき御例どもなれば、行末も推し量られたまふ。光明峯寺殿の御三郎君、左大臣實經の大臣、御年二十四にて攝政したまふ。いとめてたし。御兄の福光園院殿、もと關白にておはしつる、恨みてしぶくにおはしけれど力なし。御はらから三人まで攝録し給へためし、ふるくは謙徳公、忠義公、東三條、大入道殿。その又御子ども中、關白殿、栗田殿、法成寺、入道殿、これふた度なり。近くは法性寺殿の御子ども、六條

一本になし
三所云々絶え
ず十二字一本
なし

師輔 攝政

伊尹 攝政公

兼道 攝政公

兼家 攝政公

道隆 中御白

道兼 東田殿

道長 法成寺殿

忠通 法成寺殿

基實 六條殿

基房 門殿

師家 攝政

兼實 月輪殿

良經 攝政殿

道家 攝政

教實 九條殿

良實 二條殿

實經 一條殿

殿松殿、月輪殿、松殿、これぞやがて今の峰殿の御おほぢよ。かやうの事、いとたま／＼あれど、粟田殿も、宣旨かうぶり給へりしばかりにて、七日にてうせ給ひにしかば、天下執行し給ふにおよばず。松殿の御子師家の大臣、夢のやうにて、しかも一代にてやみ給ひなき、いづれも御末まではおはせざりしに、この三所の御後のみ、今に絶えず、御流久しき藤なみにて、立ちさかえ給へるこそ、たぐひなきやむごとなきなめれ。末の世にもありがたくや侍らむ。今の攝政殿をば、後には圓明寺殿とぞ聞ゆめりし。一條殿の御家のはじめなり。攝政にて二年ばかりおほしき。

○めでたき御例 五代帝王物語に、「主上は、寛元四年正月廿九日、位を東宮に譲り参らせらる、御歳四也。四歳にてつかせ給事、後鳥羽、土御門院、此佳例なるべし」とあり。○攝政し給ふ 公卿補任に、「寛元四年、關白從一位藤良實、正月廿八日上表、兵仗同辭、左大臣正二位藤實經、正月廿八日關白詔、同日氏長者、内覽、隨身兵仗等宣下、廿九日止傳、依踐祚也、同日改關白攝政」と見え、百練抄にも、「正月廿八日戊午、關白上表也、有勅答事、次左大臣可爲關白之由、被仰下之、今夜關白殿御拜賀也」とあり。○恨みて云々 良實關白より又攝政にかへらまほしかりしを、弟の實經に強ひて譲らしめられたることを恨めしく思ひて、躊躇せるをいふ。○しぶ／＼ うち溢りて、すがやかならぬさまをいふ。○これふた度なり 兄弟三人執政となりし例は、道隆等にて第二回なりとの意なり。この二回の例のくはしきことは大鏡に出でたり。○これぞやがて 今の峯殿の云々 道家の父を、後京極攝政良經といひ、その父は兼實にて、即、光明峰寺攝政道家の祖父也となり。○栗田殿藤原道家の事にて、大鏡道家傳に詳なり。○天下執行し給ふ 天下の政治を執りおこなふの意。○師家の大臣

女院云々口を
しけれまで一
本になし

云々 攝關補任次第に、「天王寺殿師家、松殿男、號後菩提院、壽永二年十一月廿一日内大臣攝政、廿二日氏長者、十二月一日勅授帶劍、八日從二位牛車兵仗、貞永元年九月六日出家」とあり。その攝政を罷めたるは元暦元年正月にして、僅々三月に過ぎざれば、夢のやうにていへり。○この三所云々 教實は九條殿、良實は二條殿、實經は一條殿の祖にて、三家とも、今の世まで榮えたれば、しかいへり。○御流久しき藤なみ云々 藤なみは、藤の花の打廊くさまをいへるが、たゞ、藤の花の事にもいひ、こゝは、なみを浪にとりなして、流といひ、立つと續けて文をあやなし、たゞ、藤氏の末の代まで榮ゆるよしをいへり。○やむことなき 貴きことの意なり。○ありがたく 有りにくき意にて、珍らしきをいふ。

女院の御父も、太政大臣になり給ひて、牛車ゆりたまふ。さるべき事といひながら、いとめてたし。その頃北山の花のさかりに、院に奏したまふ。その花につけて、
くちはつる老木にさける花櫻身によそへても今日はかざさむ
御かへしを忘れたるこそ口をしけれ。かくて御即位御禊も過ぎぬ。大嘗會の頃、信實の朝臣といひし歌よみの女の少將、内侍、大内の女工所にさぶらふに、雪いみじう日ごろ降りて、いかめしう積りたるあかつき、太政大臣のたまひつかはしける。
九重のおほうち山のいかならむかぎりもしらずつもる雪かな
御かへし、少將の内侍。

こゝのへのうち野の雪に跡つけて遙に千代のみちを見るかな

○女院の御父も云々 公卿補任に、「寛元四年、太政大臣從一位藤實氏、三月十四日任、即蒙牛車宣旨」とあり

り。但、女院とあるはいかゞ。下文に、中宮も位去り給ひて、大宮女院とぞきこゆるとありて、寛治二年の事なれば、この時は、まだ中宮なり。作者のふと思ひたがへたるなるべし。○牛車ゆりたまふ 牛車に乗りて、宮中に入ることをゆるされたるを云ふ。牛車は、宣旨を蒙りし上ならでは、宮門に乗り入ること叶はざる制なり。さて、牛車を聽されしものは、牛車ながら、上東門より入りて、朔平門にいたり、こゝにて、輦車に乗り移り、玄輝門前にいたりて、下乗するよし、門室有職抄に見えたり。○北山 西園寺殿をいふ。○くちはつるの歌 續後拾遺和歌集に、「今上位につかせ給ひて、太政大臣のよろこび奏し侍りける日、牛車ゆりて、その比、西園寺の花を見て、前太政大臣」とて、初句を、くちはつとせり。朽ち果たる櫻の老木にも、春は花のさき榮ゆるなるが、その如く、わが身も老朽に及びて、太政大臣にのぼり、牛車をさへゆるされて、御惠の露に浴し、榮華をきはむれば、この花を、わが身によそへて、今日はかざしにさ、むと、思ひ侍りとの意なり。花ざくらは、花のうるはしきよりいへるにて、花の八重なる、又は、紅なる櫻をいふ。○御即位御禊云々 一代要記に、「寛元四年二月十三日癸酉、遷幸開院殿、三月十一日庚子、即位官廳、同十月二十四日己酉、御禊東河、十一月二十四日己卯、大嘗會、近江丹波」とあり。○少將内侍 少將は召名、内侍は掌侍の官をいふ。和歌作者部類に、「院少將内侍、信實朝臣女」とあり。○女工所 大嘗會を行ふ時、臨時に設くる司にて、悠紀方主基方ともあり。山桃記に、預、主典代を置けるよし見え、辨内侍日記に、女く所と讀みたり。○大内山の歌 續古今集に、「寛治元年、主基方女工所に、少將内侍はべりけるに、雪のふる日つかはしける、前太政大臣」とあり。辨内侍日記にも見えたり。一首の意明けし。大内山は、山城にある名所なるを、やがて、内裏のことに用ひたり。○内野の雪の歌 新後拾遺集に、「寛元元年、大嘗會の主基方の女工所に侍けるに、雪のふる日、九重の大内山云々、常磐井入道前太政大臣のもとより、いひつかはして侍ける返事、後深草院少將内侍」とあり。内野は禁中を云ひ、跡つけては、

八跡をつけての意。はるかに千代のは、たゞほぎ詞のみ。この二首の贈答の歌によりて、巻の名を、大内山と。も、内野の雪ともいへるなり。さて、此の事は、辨内侍日記に、十四日の事として、大内山の歌を、大宮大納言よりとし、其の翌日、少將内侍と、辨内侍と贈答せる歌をも載せたり。文長ければ、こゝにあけず。本書につきて見るべし。

後嵯峨の院のうへは、いつしか所々に御幸しげう、御あそびなど、めてたく今めかしきさまに好ませたまふ。西園寺にはじめて御幸なりしさまこそ、いとめづらかなる見物にて侍りしか。太政大臣御あるじ申されしさまいかめしかりき。いはずとも思ひやるべし。御贈物に代々の御手本奉らるとて、おとぎ、

傳へきくひじりの代々の跡を見て古きをうつす道ならはなむ
御返し、御製

しらざりし昔に今やかへりなむかしこき代々の跡ならひなば

○今めかしきさま 當世風の華やかなる有様。○御あるじ 御靈應し給ふの意。葉黃記に、「寛治元年二月廿七日辛亥、今朝御幸西園寺、八葉御車、中前相國日來被經營、有種々御備、入夜還御云々」と見え、古今著聞集にも見えて、實氏の歌、及び御製のせたり。○代々の御手本 代々の天皇のかき給へる手跡の本権をいふ。同書裏書に、「御本五代宸筆云々、錦墨玉結付銀打枝」とあり。○傳へ聞くの歌 續後撰集に、「寛治二年、大さおほいまうちぎみの西園寺の家に御幸ありて、歸らせ給ふ御おくり物に、代々のみかどの御本奉るとて、つ、み紙に書付侍りける、前太政大臣」とあり。聞き傳へし、昔の代々の聖天子の、か、せ給へる鳥の跡を見て、ふるき

後嵯峨の四字
一本になし
西園寺に云々
あとならひな
ばまでの一節
一本になし

おもかけを、今の世にうつし、そのかしこき道をならひ、まねばせ給はむことをねがふとなり。○しらざりしの御製 同集の次にあり。右の代々の聖天子の筆跡を習ひまねば、その見知らぬ昔の聖代に、今の御世もたちかへる事あらむかとなり。さて、二首とも、跡といふは、筆跡によせて、御治蹟の跡の意をもかねたるべし。

中宮も位去り給ひて、大宮ノ女院とぞきこゆる。安らかに、常はひとつ御車などにて、たゞ人のやうに、花やかなる事どものみ隙なく、よろづあらまほしき御ありさまなり。院のうへ、石清水の社にまうてさせ給ひて、日比おはしませば、世の人残りなく仕うまつれり。さるべき事とはいひながら、猶いみじう、御心にも、一年の事思しいてられて、ことにかしこまり聞えさせ給ふべし。御歌あまたあそばして、寶殿にこめさせ給ひし中に、

石清水木がくれたりしいにしへをおもひいづればすむ心かな

給ひて一本に
給へば一本に
日比云々の八
字一本になし
御歌云々廿二
字一本になし
たりし一本に
なりしとあり

○位去り給ひて 中宮の位を退き給へるなり。女院小傳に、「大宮院藤姫子、寶治二年六月十八日院號」とあり。○安らかに 氣樂に、嚴重なる事なきをいふ。○ひとつ御車 後嵯峨院と、同車にめさせ給ふをいふ。○たゞ人 普通の人、雲上高貴の人に對して臣下をいふ。○石清水の社に詣で云々 百練抄に、「寶治元年二月九日、上皇參詣石清水宮、給、七ヶ日御參籠云々」と見えたり。○一年の事思しいてられて 後嵯峨院、いまだ、龍潛の御時、石清水の社に參籠し給ひしに、神殿の内にて、椿葉之影再改の句を、吟じ給ふと夢見給ひて、帝位に望を屬し給ひ、つひに皇統をつぎませるよし、三神山の卷(一二三)に見えたる事をいへり。○かしこまり 恐謝し奉るをいふ。○寶殿に云々 神殿に奉藏せること。○いはしみづの御歌 續古今集に、「八幡にこもり侍りしとき、太上天皇」とあり。木がくれたりしいしは、まだ、龍潛にておはしまし、ほどをいふ。一首の意、世にあらはれず、木の

間がくれの如く、世に出です引籠りてありしほど、この石清水宮に參籠して、祈請しまつりし昔のことを思ひ出れば、その願もかなひて、帝位をつぎ、今は太上天皇となりて、再びこの宮に、參籠し奉る身となりたるにつけても、心すむわざにて、いと神の御稜威をかしこみ思ひ奉ることよとなり。すむ心は、心のすがくする意にて、石清水といへるよりの縁話なり。

寶治の頃、神無月二十日あまりなりしにや、紅葉御覽じに、宇治に御幸したまふ。上達部殿上人、思ひ／＼いろ／＼の狩衣、菊紅葉の濃さうすき、縫物、織物、綾錦、すべて世になき清らをつくしさわぐ、いみじき見物なり。殿上人の船に樂器をまうけたり。橘の小島に御船さしとめて、物の音ども吹きたてたるほど、水の底も耳たてぬべく、そゞろ寒きほどなるに、折知りがほに、空さへうちしぐれて、まきの山風あらましきに、木の葉どもの、いろいろ散りまがふけしき、いひしらすおもしろし。女房の船に、いろ／＼の袖口、わざとなくこぼれいてたる、夕日にかゞやきあひて、錦をあらふ丸の江かと思えたり。平等院に、中一日わたらせ給ひて、さまざまのおもしろき事ども數しらず、綱代に氷魚の、よるもさながらの、しりあかして、かへらせ給ふ。

○寶治の頃云々 百練抄に、「寶治二年十月廿一日、上皇御幸宇治平等院、堀川大納言具實卿已下供奉之、攝政左大臣、自兼日下向云々」とあり。又續群書類從の中に、寶治二年宇治御幸記一卷ありて、そのさま詳なり。○宇治 山城國久世郡にあり。○狩衣 布衣の地紋あるものをいひて、野狩遠行の時などに用ふる裝束なり。○殿上人の船に云々 船樂を用意したるをいふ。○橘の小島 宇治川にある小島なり。山城名勝志に、「土人云、橘

諸本この下に
鳥羽殿の修理に
おとび建長七年
年吹田御幸ま
り建長七年ま
ての記事あり
ての記事あり
錯亂せり今割

きて次編の
末々の後
にその説
にいへり

重修増鏡詳解

姫社邊、今小島と云」とあり。○物の音ども云々 船樂を奏しはじめたるをいふ。○水の底も云々 水底までひ
きわたたりて、河伯も耳を敬てぬべしとなり。○まきの山 都名所圖會に、「横島は、宇治より乾八町ばかりにあ
り」と見えたり。○あらましき あらく吹きすさぶをいふ。○いひしらす えもいはすといふに同じく、おもし
ろさの、詞に盡されぬをいふ。○いろ／＼の袖口云々 女房の衣の袖口の、おのづからこぼれいでたるが、見よ
がしに、わざ／＼あらはしたるにはあらずと也。○錦をあらふ九の江 紅葉の散りみたる、いろと、舟に乗れる
女房の袖口のいろとをこきまぜて、宇治川の清き浪間に、夕日のかやきたるさまは、錦をあらふといへるも
ろこしの蜀江も、かくやありけむと、思はる、まで見ゆとなり。こは、益州志に、「成都織錦、既濯於江水、
其文分明、勝於初成、他水濯之不明也」とあるによりたるものなり。後拾遺和歌集にも、「宇治にて、あじろを
よみ侍りける。橘義通朝臣、あじろぎに紅葉こきまぜよるひをはにしきを洗ふ心ちこそすれ」と見えたり。○平
等院 宇治橋の南にあり。もと、宇治關白頼通の別業なりしを、後冷泉天皇永承七年三月廿八日寺となし、平等
院と號し、これを供養せられたるなり。○網代 網の代にて、冬の頃、河のなかに、數多の竹木を打ち列ねて、
水をせくやうにし、その流れの處に、袋をつけおきて、夜の間、箭火をともし、氷魚のより來るを待ちて、こ
れを捕ふるものなり。堀河百首に、「かやり火のなからましかば氷魚のよる網代のほどをいかでしらまし」とよ
めり。○氷魚 和名抄に、「鮓、今按、俗云氷魚是也、白小魚名也、似鮎魚長一二寸者也」と、又、延喜内膳式
に、「山城國、近江國、氷魚網代、各一匹、其氷魚、始九月、迄十二月三十日貢之」とあり。よるとは、網代
に寄り來るよしにて、さて、夜をかねて下にいひつゞけたり。

此の諸編の
なりの本
雲のし本
次第に年
めて此に
いへり今
又初度雪
幸野の雪
内重者雪
と似る言
に存す言
の事緒を
せのくを
併編姑き

第六 烟の末々

寶治二年十一月二十一日ごろ、紅葉御覽じがてら、宇治に御幸したまふ。上達部
殿上人、思ひ／＼いろ／＼の狩衣、菊紅葉のこきうすき、縫物、織物、あやにしき、かねてよ
り世のいとみななり。二十一日の朝ぼらけに出でさせ給ふ。御烏帽子直衣、薄色の浮織物
の御指貫、網代びさしの御車にたてまつる。まづ殿上人、下薦より前行す。中將爲氏、浮線
綾の狩衣、右馬頭房名、基具、菊のから織物、内藏頭隆行、顯方、白菊のかり衣、皇后宮、權の
亮通世、右中辨時繼、薄青のかた織物、紫のきぬ、前の兵衛の佐朝經、赤色の狩衣、衛門の佐
親繼、二藍の狩衣、成俊、ひはだ、具氏、左兵衛の佐親朝は、むすびかり衣に、菊をおきものに
して、紫すそこの指貫、菊をぬひたり。上達部は、堀川の大納言具實なほし、皇后宮、大夫隆
親なほし、花山院の大納言定雅、權大納言實雄、花田の織物の狩衣、から野のきぬ、土御門
の大納言、左衛門督、うすあを、衛門の督、かれ野の織物のかりぎぬ、別當定嗣なほし、
雑色に野劔をもたせたり。皇后宮の權、大夫、萌黄の浮線綾のかりぎぬ、浮織物のさしぬ
き、紅のきぬ、土御門の宰相の中將、香の織物のかりぎぬ、御隨身、居飼、御底舍人まで、い
かにせむと、いろ／＼をつくす。

○烟の末々 寶治二年十一月内裏内膳屋の火事をはじめて、三年二月一日閑院内裏の炎上、三月二十三日より、つごもりに及ぶまで、都のうち、延焼三分の二に及べる事を記せるによりて、卷の名とせり。○御覽じがてら 觀楓かたぐの意。○宇治に御幸し給ふ云々 此は、後嵯峨上皇の御幸を云ふ。この事、上の内野の雪の卷(一六九)にも見えたり。併せ考ふべし。○いろ／＼の狩衣云々 菊紅葉はその色目紋柄をいひ、縫物以下はその材料をいへり。なほ此時の人々の狩衣の色目のこと、寶治二年御幸記に見えたり。○かねてより云々 御幸あるべきによりて、上下の人々、まへ方より、その支度にかゝれるを云ふ。○朝ぼらけ 朝のほの／＼と明けはなる、ほどをいふ。御幸記には、「巳刻出御」とあり。○御烏帽子直衣云々 上皇の御装束のさまを云ふ。御幸記には、冠直衣とありて合はず。○直衣 その製、ほゞ、束帯の袍と似たるものにて、至尊をはじめ奉り、大臣公卿の平服なり。此の服に冠をきるを、冠直衣といひ、烏帽子をきるを、烏帽子直衣といふ。さて、直衣は、臣下は、勅許を得たる上ならでは、着用して参内することかなはず。聽されてこれを着る時は、必ず冠を着る例なり。○薄色 御幸記に、「薄色浮織物奴袴」とあり。装束色覺に、「染色ニテハ、直ニ淺紫ニ染メ、織物ニテハ、經紫緯白ニ織ルヲ以テ薄色ト稱スベシ」とあれば、これは、經紫に緯白なるをいふべし。○浮織物 綾の類に、細き模様を、地の上にかせて織りたるもの也。○指貫 奴袴とも書く。正しくは、さしぬきばかまといふべし。袴の一種にて、衣冠、直衣、狩衣などの時に用ふるなり。その製、腰にうはざしありて、後に腰板をいれず、裾に穴をうがち、緒をさし通して括るやうにしたるものなり。○網代庇の御車 眉を常の屋形に造り、庇ありて、網代をはりたるものをいふ。上皇、親王以下の乗り給ふ車なり。たてまつるは、乗り給ふをいふ。○殿上人云々 前行は列の前に立ちて行くをいふ。御幸記に、「老殿上人爲先下馬」とあり。さて本書殿上人公卿の装束の色目、御幸記と異同あり。今一々あけず。○浮線綾 貞丈雜記に、「赤色の狩衣、男女装束要領抄に、忠定公説表赤裏二藍、年少

人著之、兼良公説、表タテ紫、メキ黄とあり。織紋の糸をうかめて織りたる綾なり。即、浮織の綾の惣名なり」と見えたり。狩衣の事は、内野の雪の卷(一六九)にいへり。○菊のから織物 菊は狩衣の色目紋柄をいふ。から織物は、貞丈雜記に、「唐物ともいふなり。金襴、緞子、繻子、綾錦、其の外、總て唐より渡りたる物は、皆、唐織物也」とあり。○白菊の狩衣 表白、裏蘇芳なり。また、蘇芳菊ともいへり。○かた織物 浮織物に對する名にて、糸をうかめずして、紋がらを沈めてかたく織りたるものをいふ。○紫のきぬ きぬは狩衣の下に着する小袖をいふ。○二藍の狩衣 下を藍に染めて、上に紅花を薄く附けたるなり。韓藍と吳藍との合色なれば二藍といふ。○ひはだ 檜皮の狩衣なり。宸輪裝束抄には、表裏共に檜皮色とし、物具裝束抄には、表裏共に紫とし、永仁連署記には、表紫裏萌黄として、諸説一定せざるよし、裝束色覺に見えたり。○むすび狩衣 糸にて種々の模様を結びつけたるを云ふ。おきものにしては、その模様となしたるなり。下の飛鳥川の卷に、「櫻のむすびかり衣、白き糸にて、水をひまなく結びたる上に、櫻柳を、それもむすびつけたる」などあり。○紫すそご 裾の方を紫に染色の濃き色として、上方を次第に薄くばかしたるをいふ。○花田 藍色の薄きものなり。○から野の衣 襲の色目は、表黄に裏薄青なるをいへば、織色は、香色のたぐひなどや。○雜色 雜役斷使に充つる無位無官の者をいふ。○野劔 朝儀にのみ用ふる飾太刀に對していへる名にて、朝臣の多く常に佩用せるものなり。○香の織物 濃香に染めて織りしもの、濃香とは、下搔を薄紅にして、黄をませて染むるなり。○居飼 馬をあつかふものにて、御殿舎人につぐるものなり。

院の御車のうしろに、權大納言権大納言、緋紺緋紺の狩ぎぬ、紅のきぬ、白きひとへにて、えもいはぬさまして仕うまつり給ふ。檢非違使檢非違使北面北面などまで、思ひ／＼に、いかてめづらしきさまにとこのみたるは、ゆゝしき見物見物にぞ侍りし。衛府の上達部は、狩ぎぬの隨身隨身に、弓やなぐひ

弓やなぐひ印
本かりやなぐ

ひに作る一本
によりて改む

をもたせたり。人だまひ二輛、一の車に、いろ／＼の紅葉を、濃くうすく、いかなる龍田姫か、かゝる色を染めてけむと、めづらかなり。二の車は、菊をいだされたるも、なべての色ならむや。その外、院の御乳母大納言二位殿、いとよそほしげにて、諸大夫、侍清げなる召し具してまゐり給ふ。宰相三位殿ときこゆるは、かの若宮の御母、兵衛の内侍殿といひし、この頃は三位したまへり。今一きはめでたくゆゝしげにて、北面の下臈三人、諸大夫二人、心ことにひきつくろひたるさまなり。建久に、後鳥羽院宇治の御幸の時、修明門院、その頃、二條の君とて参り給へりし例を、まねばるゝとぞ聞えける。

○院の御車云々 御幸記に、「次御車、下臈御隨身、次冷泉大納言公相、次檢非違使、次北面下臈」とあり。○緋紺の狩衣 表黄青に、裏二藍に重ぬるにて、織色は、經青黒、緯黄なり。○白きひとへ 單は、袖の下に着する裏なき衣をいふ。○いかでめづらしき云々 何とぞ珍らしく、人にかはりたる装ひせんとて、好み／＼の色を着たるは、いみじき見物なりとの意。○衛府の上達部 左右衛門督、左右兵衛督をいふ。皆、中納言參議などにて兼官する例なれば、上達部といふ。○狩衣の隨身 狩衣着たる隨身を云ふ。○やなくひ 胡篋にて、矢を入れて負ふものをいふ。箆に似て輕粗なり。○人だまひ 副車にて、女房の乗る料の車なり。御幸記に、「出衣二輛、一兩紅葉衣、一兩菊衣」とあり。○一の車云々 女房どもの、紅葉を濃く薄く染めなしたる袖口を、車の簾の下に押出して乗りたるなり。○龍田姫 秋を司る神としていへるなり。河海抄に、「秋をば、龍田山の神より、事起りて、紅葉を詠める故に、秋を染むる神といふなり」と見えたり。さて、いだし車なる紅葉の色は、いかなる龍田姫の染め出でたるにか、なべての色にたちまさりて、いとめづらかなりとの意。○二の車云々 菊がさねの袖口

を出して二の車には乗れと也。○大納言二位殿 兼基公記、文永七年十月宸筆八講五卷日捧物の條に、「西園寺入道前太政大臣公經女大納言二位」と見えて、こは御幸記に、「大納言二品、宰相三位、大納言典侍、以私車參會」とあり。○諸大夫 もとは、攝關、大臣の侍所に候じ、格動してなりのぼり、殿上をもゆるされ、高官にもす、お家柄をいふ。○侍 年々隨筆に、「もと、執柄大臣の家人なり。家人の中に、才器あるを真人にして、諸司諸國の判官、主典にも申したるが、五位にもなるがありて、諸大夫に紛やすし。畢竟は、諸大夫は、もとよりの公人、侍は、はじめは家人にて、後に公人となりたる差別あり」と見えたり。○兵衛の内侍殿 宗尊親王の御生母にて、右中辨平棟基の女なり。内野の雪の巻の註(一五二)に見えたり。○後鳥羽院宇治御幸云々 皇帝紀抄に、「建久九年七月二十八日、上皇御幸攝政宇治亭、翌日有勳賞」と見えたり。

又、大納言の典侍とは、藤大納言爲家のむすめ、それも別にひきさがりて、いたく用意ことにてまゐらる。宇治川の東の岸に、御舟まうけられたれば、御車より奉りうつるほど、夕つかたになりぬ。御船さし、いろ／＼のかりあをにて、八人づつ、さまざまなり。基具の中將院の御はかせもたる、顯朝御しぢまゐらす。平等院の釣殿に、御船よせておりさせ給ふ。本堂にて御誦經あり。御導師まかして後、阿彌陀堂、御經藏、懺法堂まで、こと／＼御覽じわたす。川の左右の岸に、篝しろくたかせて、鶉かひどもめす。院の御前よりはじめて、御臺どもまゐる。しろがねの錦のうちしきなど、いと清らにまうけられたり。陪膳權大納言公相、やくそうは殿上人なり。上達部には御臺四本、殿上人には二なり。女房の中にも、いろ／＼さまざまの風流のくだもの、ついがさねなど、よしあるさまに、なまめかしう

しろがねの下
文字なし脱文
なるべし

しなして、もて續きたる、こまかにうつくし。院ほらのうへ、梅壺うめつぼの放出はなちいでに入いらせたまふ。攝政せつせい殿、左ひだりのおとゞ、皆御供みまがひにさぶらひ給ふ。

○それも別に云々 大納言典侍は、大納言二位殿や、宰相三位殿の列よりは、後列にひきさがりて、御ともにまゐられたりとなり。○用意よういことにて 心こころことに用意し、奥おくゆかしきさまにてとなり。○奉りうつる 舟ふねに乗り移り給ふをいふ。○御船みふねさし 船ふねこぐ人を云ふ。○かりあを 狩かりあ獲となり。隨身みまわ舎人しやにんなど、下々の服にて、表は布、裏は絹をつけたる狩衣をいふ。○基具もとぐの中將なかつら云々 御幸記ごきやうきに、「逢上皇下おののけみかみ御御乗船みまがひ頭辨顯朝あきら臣みこ獻けん御榻みど、基具朝臣候もとぐあそひ御舟寄みふねよ釣殿つりどの、次出つぎいで御本堂正みほんだうせい面御座おもてがき、有あ御誦經事みまがひ、次有つぎあ諸堂御巡禮もろだうごじゆらい、入い夜よ東西岸燃あ篝かほ云々」とあり。○御はかせ 御佩刀みまがひをいふ。○御しぢ 榻たたにて、床几とこざし也。○平等院 内野の雪の卷うちのゆきのまき(一七〇)に註せり。○釣殿 宇治川うぢがわに臨まませて造り掛たる殿にして、釣つりを垂たれて遊興する所なれば、しかいへり。當時たうじさるべき人の家には、必ず池いけを堀り、釣殿つりどのを設けしなり。家屋けあや雜考ざうかうに、「釣殿、東西廊とうせいりやうの南端なんたん、池いけに臨める所に、一屋いつやを構へ、是を釣殿といふ」と見えたり。○御誦經 内野の雪の卷うちのゆきのまき(一四三)に見えたり。○御導師 此も内野の雪の卷うちのゆきのまき(一六二)に註せり。但た、こは讀經よみの主僧しゆしゆをいへり。○御經藏 經論きやうろんのたぐひを收めおく庫くらをいふ。○懺法堂 法華懺法ほふわせんぽうを修する堂舎だうしやなり。○篝かほしろくたかせて 篝火かほを、明るく焚たかすなり。こは魚いさなをあつむるためなり。○鷓鴣せとが 鷓鴣せとがを放ちて、魚いさなをとらするを業わざとせるものをいふ。○御臺みだいともまる 御膳みぜんをきこしめさる、を云ふ。臺だいは、食物じゆつじゆを載する臺だいにて、臺盤だいばんといふ。御膳みぜんなり。○しろがねの 此の下脱字したつじありて明らかならねど、盒器はちきをいふべし。○うちしき 臺盤だいばんの面に敷く敷物しきものなり。こは厨事くし類記るいきに、「打敷うちしき、三幅さんぷく、長八尺ちやうはちせき、竹打たけうち二倍にばい五倍織物ごばいおほひ、色蘇芳いろそほう、文地龜甲ぶんちきまがひ、浮文鶴丸うきぶんつるまる、重菊重ちゆうきくちゆう、玉たま、御前物川みまがひ錦にしん云々」とあり。○陪膳ばいぜん役送 内野の雪の卷うちのゆきのまき(一五二)に註せり。○風流ふうりゆうのくだもの 風雅ふうがにつくられたる菓子かしなりとなり。○ついがさね 衝重つゐがさねにて、食物じゆつじゆを載する器き、今の三方さんぱうの如きものなり。○梅壺うめつぼの放出はなちいでに云々 壺つぼとは、内庭うちにわにて、内庭うちにわに梅うめを植うゑたるを云ふ。こは、平等院びやうどういんの内なる梅壺うめつぼなれば、禁中きんちゆうのとまがふ可べからず。放出はなちいでは、別棟べつどうに差出さしだしたる室むろをいふとも、又家屋けあや雜考ざうかうには、「寢殿ねどのの放出はなちいで、西にしの放出はなちいで、中の放出はなちいでなど見えて、一間いつけんの名なり。こは、南開なんかい、北開ほくかいなどいふ程ほどの名にて、外そとさまの明るみへ向むかひたる所ところをいふ」ともあり。

まわらせらる
印本いんぽんにまわ
よりて改めつ
御馬ごま奉り給
一本いっぽんに賜
給ふとあるは
わふとありし

又またの日の暮くれつきた、又御船ごみふねにて、まきの島、梅の島、橋はしの小島こじまなど御らんぜらる。御あそびはじめ。船ふねのうちうちに樂器がくきども設けられければ、吹きたてたるもの、音ね、世よにしらす。所ところがらは、ましておもしろう聞ゆるに、水の底すいぞにも耳みみとむるものやと、そゞろさむきほどなり。かのうばそくの宮みやの、へだて、見ゆる」との給ひけむ、をちのしら浪なみも、えむなるおとをそへたるは、よろづ、をりからにや。廿三日にじふにち還御かへりの日ひぞ、御贈物ごくりつものども奉りたまふ。御手本ごんでん、和琴わごん、御馬ごま二疋ふたひきまゐらせらる。院いんよりも、あるじのおとゞに御馬ごま奉りたまふ。院いんの御隨身ごみまわども、けはひことにて、ほうだうの前まへの庭にわにひきいてたれば、衛門ゑもんの佐親朝さおや、親繼おやせ、二人ふたりうけとる。殿どのおり給ひて拜し給ふ。その後賞ちのちおこなはる。左ひだりの大おほ臣おみ一品いっぴんし給ふべきよし、院いんのうへみづからのたまはすれば、又立ちいでて、直衣ちやくいを奉りながら、拜舞はいぶし給ふ。よろづ御心ごこころゆくかぎり遊びの、しらせ給ひて、かへらせ給ふまゝに、左大臣殿さだちじんどの、從一位じゆいしたまふ。殿どのの家け、司し季せ、賴らい四品しよひんゆるさせ給ふ。いとこよなし。寛治かんぢには、良經りやうけい正四位下せいしやうゐたうげ、保元へいげんに月輪殿げつりんどの、從下じゆげの四品しよひんをぞし給ひける。今の御ありさまは、かのふるきためしにも越えたり。い

とめてたくおもしろし。還御の當日に、女房の装束かいく、いろ／＼にいと清らなる十具、おの／＼平づつみに長櫃にて、大納言、二位の曹司におくらす。又宰相、三位のもとへも、別に遣されけり。建久には、夏なりしかば、ひとへがさね甘具ありけるを、思し出でけるにや。さまざまゆゑしき事どもにて過ぎぬ。

○又の日 廿二日なり。○まきの島云々 いづれも宇治川にある小島なり。橋の小島は、内野の雪の巻(一六九)に見えたり。○所がらは云々 場所がらも、極めてよき景色なれば、わけて物の音も、おもしろく響きて聞ゆとなり。○水の底にも云々 水の底にも、このおもしろき物の音に、耳をとめて、聞くものやあらむと思はれて、身に沁みて、何となく寒さに肌の粟だち、ぞつとするほどのよき音いろなりとの意なり。○かのうばそくの宮云々 源氏物語椎本の巻に、宇治にて、うばそくの宮より、宰相中將の君に遣はされし歌に、「山風にかすみ吹とく聲はあれどへだて、見ゆるをちのしら浪」とある歌をいへり。うばそくの宮とは、桐壺帝の八宮のことなり。さて、かの宮の、へだて、見ゆると歌はれし、遠の白波のよする音も、物の音に打ちそはりて、いと／＼おもしろきは、恰も小春のよき時節なるうへに、かくめでたき御幸にあへる故にやあらんとなり。さて、うばそくは、在家の男の出家して、五戒をたもつを云ふ。翻譯名義集に、「優婆塞、優婆夷、聲曰、義名信士男、信士女。淨名疏云、此云清淨士、清淨女、亦云善宿男、善宿女、雖在居家、持五戒、男女不同居故云」とあり。○廿三日云 御幸記に、「廿三日丙申、今日、上皇自宇治還御、傳聞、早且有御贈物、御本、和琴、御馬二疋、院御隨身、額方等請取之、次自院御馬二疋被引、(左衛門佐親繼、左將曹秦兼利、兵衛佐親朝、右將曹同久則等取之)云々、攝政降庭前拜云々」とあり。○ほうだう 本堂なり。○一品したまふ 従一位に叙せられ給へるを云ふ。○直衣を奉りながら 直衣の装束を着したるま、にての意也。○心ゆくかぎり云々 思のまゝに、遊びたの

しませ給ふなり。○殿の家司 關白兼經の家づかさなり。家司、また、ケイシと音にも讀む。御幸記には、「從四位下藤原季秋」とあり。○寛治には云々 扶桑略記に、「堀河天皇寛治元年五月十九日、太上天皇渡御宇治平等院、觀覽風流水石之地」とあり。太上天皇は、白河帝にて、攝政は師實なれば、良經は、その家司なるべし。○保元に云々 百練抄に、「二條天皇保元三年十月十七日、上皇臨幸宇治、有勳賞」と見え、公卿補任に、「兼實、保元三年十月廿一日、從四位下、宇治御幸賞」とあり。上皇は、後白河天皇なり。○ふるきためし 即、寛治保元の御幸を云ふ。○かいく 皆具の字にて、一そろひのものを云ふ。源平盛衰記にも、「甲冑皆具たびてけり」とあり。こゝは、衣を一かさねつづ、そろへたるなり。○平づつみ 今の風呂敷やうのものにてつづみしなり。長櫃は、今の長持の類なり。○曹司 部屋を云ふ。○一へがさね 夏の女の装束をいふ。○宰相三位 上にも見えたる宗尊親王の御生母なり。

この御するのほどに、二條油小路に火いできて、閑院殿のついがきのうちなれば、内膳屋焼けて、神代より傳はれる御釜も、焼けそこなはれけるをぞ、いとあさましき事には申し侍りし。かの釜、むかしは三ありけるを、一をば平野、一をば忌火、一をば庭火と申しけるを、圓融院の御代永觀の頃、二はうせにけり。いま一残りたるに、かゝる事の出できぬるは、いとよろしからぬわざなりとて、神祇官にたづねられ、ふるき事ども考へらる。平野といひけるを、陰陽寮にすゑて、みづのとの祭といふ事に用ひけれど、中頃より、かの祭は絶えぬ。忌火といふにては、六月十二月の御神事の御膳をば調じけり。庭火にて、常の御膳をばつかうまつる。かゝれば、いとたい／＼しき事にて、初めは、いもしに仰せらるべきかと

の出てきぬる下
はの七字印本
にのし一本に
よりて補ひつ